

第 2 期高知県教育振興基本計画

【第 3 次改訂版】

平成 31 年 3 月

高知県教育委員会

第2期高知県教育振興基本計画の第3次改訂に当たって

平成27年度末に策定された「教育等の振興に関する施策の大綱」と、その教育大綱に具体的な事業の実施計画等を肉付けした「第2期高知県教育振興基本計画」がスタートして3年が経ちました。この教育大綱と第2期基本計画については、毎年度、PDCAサイクルによる進捗状況のチェックを行うとともに、国の教育改革の動向等も勘案して見直しを行うこととしており、今回は3回目の改訂となります。

教育大綱と第2期基本計画においては、本県における教育上の諸課題の抜本的な解決に向けて、チーム学校の構築、厳しい環境にある子どもたちへの支援、学校と地域との連携・協働などを取組の方向性として掲げ、これらに沿って様々な施策を実施してまいりました。また、年4回開催する総合教育会議において、施策の進捗管理の徹底を図り効果の確認を行ってまいりました。

その結果、まず知の分野では、中学校での「教科のタテ持ち」や高等学校での学校支援チームによる訪問指導など、教員同士が学び合い組織的に授業力を高める仕組みを導入することなどにより、小学生の学力は引き続き全国上位層に位置し、中学生も全国平均との差が縮まってきており、また、高校生も基礎的な学力が定着していない生徒の割合が減少するなど、取組の成果が表れてきているものと受け止めております。

また、徳の分野では、いじめや不登校などの課題に対し、各学校に校内支援会が設置され、組織的な情報共有と個々に応じた対応がなされるようになってまいりました。体の分野においても、子どもたちの体力は男女ともに向上し、特に中学校男子は全国平均を上回るなど改善が進んでおります。

このように、全体を見れば知、徳、体のそれぞれの分野において、教育大綱と第2期基本計画に定める基本目標の達成に向けた取組が進んでまいりました。一方で、小中学生の学力においても、市町村によってはまだまだ改善が十分でない状況があること、不登校やいじめなどの課題も依然として厳しい状況にあること、さらには、教員の働き方改革や中山間地域の高等学校の魅力化と特色ある学校づくりが求められていることなど、対応すべき課題もまだ多くあります。このため、今回の改訂では、チーム学校の取組の徹底、厳しい環境にある子どもたちへの支援の一層の強化、就学前教育の充実、県立高等学校再編振興計画の推進を中心に、取組を強化することとしております。

基本目標の達成に向け、県内の教育関係者の皆様と連携・協働させていただきながら、最終年度を迎える教育大綱と第2期基本計画の推進に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

平成31年3月 高知県教育委員会

目 次

はじめに

第1章 第2期高知県教育振興基本計画の策定について	1
1 位置付け	
2 基本計画の期間	
3 基本計画の進捗管理	
第2章 高知県の教育等の現状と課題	2
1 人口減少、少子化、高齢化の進行	
2 子どもたちの知・徳・体について	
3 子どもたちを取り巻く厳しい環境について	
4 学校と地域との連携について	
5 就学前の教育・保育について	
6 南海トラフ地震対策について	
7 学校・教職員について	
8 生涯学習について	
＜参考：国の教育改革の動き＞	
第3章 基本理念と基本目標	17
1 基本理念 ～目指すべき人間像～	
2 基本目標	
第4章 取組の方向性と施策の基本方向	20
1 取組の方向性	
2 施策の基本方向	
第5章 基本方向ごとの施策	29
基本方向1	
チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する.....	30
＜小・中学校＞	
1 知・徳・体に共通する課題・対策.....	30
対策1-（1）学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築	
対策1-（2）若年教員の資質・指導力の向上	
対策1-（3）地域との連携・協働の推進	
対策1-（4）外部・専門人材の活用の拡充	
対策1-（5）障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援の充実	
2 「知」の課題・対策.....	37
対策2-（1）学力向上に向けて教員同士が学び合う仕組みの構築	
対策2-（2）教員の教科指導力を向上させる仕組みの構築	
対策2-（3）児童生徒の学習の質・量の充実	
対策2-（4）児童生徒の学習意欲を高めるための機会の確保	
3 「徳」の課題・対策.....	43
対策3-（1）規範意識や自尊感情を育む組織的な取組の推進	
対策3-（2）生徒指導上の諸課題の未然防止のための仕組みの構築	
対策3-（3）生徒指導上の諸課題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築	
4 「体」の課題・対策.....	48
対策4-（1）体育授業の改善	
対策4-（2）健康教育の充実	
対策4-（3）運動部活動の充実と運営の適正化	
＜高等学校・特別支援学校＞	
1 知・徳・体に共通する課題・対策.....	52
対策1-（1）学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築	
対策1-（2）若年教員の資質・指導力の向上	
対策1-（3）大学や企業との連携・協働の推進	
対策1-（4）外部・専門人材の活用の拡充	

2 「知」の課題・対策	56
対策2-（1）義務教育段階の学力の定着に向けた組織的な取組の充実	
対策2-（2）多様な学力・進路希望に対応した組織的な指導の充実	
対策2-（3）思考力・判断力・表現力の育成に向けた組織的な取組の推進	
対策2-（4）特別支援学校における多様な教育的ニーズへの対応の充実	
3 「徳」の課題・対策	62
対策3-（1）規範意識や自尊感情を育む組織的な取組の推進	
対策3-（2）生徒指導上の諸課題の未然防止のための仕組みの構築	
対策3-（3）生徒指導上の諸課題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築	
対策3-（4）目的意識の醸成や社会性の育成に向けた組織的な取組の充実	
対策3-（5）社会参加に向けた意欲の醸成や社会性を育む組織的な取組の充実《特別支援学校》	
4 「体」の課題・対策	67
対策4-（1）体育授業の改善	
対策4-（2）健康教育の充実	
対策4-（3）運動部活動の充実と運営の適正化	
《全校種共通》	71
対策（1）教員の働き方改革の推進	
対策（2）教職員の不祥事防止に向けた組織的な取組の推進	

基本方向 2

厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する … 74

1 知・徳・体に共通する課題・対策	74
対策1-（1）保護者に対する啓発の強化	
対策1-（2）学校や地域の力による家庭の教育力の補完	
対策1-（3）保護者の経済的負担の軽減	
対策1-（4）高校中途退学者等の就学・就労に向けた支援の充実・強化	
対策1-（5）ネット問題に対する県民運動の推進	
2 「知」の課題・対策	78
対策2-（1）放課後等における学習の場の充実	
対策2-（2）厳しい環境にある子どもの学びの場へのいざない	
3 「徳」の課題・対策	80
対策3-（1）地域全体で子どもを見守る体制づくり	
対策3-（2）専門人材、専門機関との連携強化	
4 「体」の課題・対策	84
対策4-（1）運動・スポーツの機会の提供	
対策4-（2）保護者に対する啓発の強化	
対策4-（3）欠食がみられる子どもへの支援	
5 就学前における課題・対策	86
対策5-（1）保育者の親育ち支援力の強化	
対策5-（2）保護者の子育て力向上のための支援の充実	
対策5-（3）保育所・幼稚園等と地域等との連携の充実	

基本方向 3

就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる … 89

対策（1）保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立	
対策（2）保育所・幼稚園等での組織力・実践力の向上に向けた組織マネジメント力の強化	
対策（3）保育者のキャリアステージにあった資質・指導力の強化	
対策（4）保幼小の円滑な接続の推進	
対策（5）発達障害等のある乳幼児への専門的な指導・支援の充実	

基本方向 4

県と市町村教育委員会との連携・協働の充実・強化を図る … 94

対策（1）県と市町村教育委員会との連携・協働の推進	
対策（2）教育的風土の醸成に向けた取組の推進	

基本方向 5	
安全・安心で質の高い教育環境を実現する	96
対策（1）南海トラフ地震等の災害や事故等に備えた取組の推進	
対策（2）学校施設の長寿命化改修による整備の推進	
対策（3）教育の質の維持・向上を図る視点に立った学校の再編振興の推進	
対策（4）中山間地域の教育力向上や活性化に向けた取組の推進	
対策（5）校種間の連携・協働の推進	
対策（6）教育の情報化の推進	
基本方向 6	
生涯にわたって学び続ける環境をつくる	103
対策（1）生涯学習の推進体制の再構築	
対策（2）新図書館等複合施設を核とした県民の読書環境・情報環境の充実	
対策（3）子どもも大人も学び合う地域づくり	
基本方向 7	
文化財の保存と活用を図る	107
対策（1）高知城の保存管理と整備の推進	
対策（2）文化財の保存と活用の推進	
対策（3）埋蔵文化財の発掘調査・保護の推進	
第 6 章 事業実施計画	109
1 事業一覧	110
2 事業実施計画の記載方法について	116
3 事業実施計画	118
参考資料	302

本文中の表記「小学校」、「中学校」、「小・中学校」等には、原則、義務教育学校を含む（小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程）こととしています。

第1章 第2期高知県教育振興基本計画の策定について

1 位置付け

この第2期高知県教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、本県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めたものです。

基本計画では、平成21年9月策定の高知県教育振興基本計画に基づく取組の成果や課題、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第1項の規定に基づき定められた本県の「教育等の振興に関する施策の大綱」（以下「大綱」という。）の内容等を踏まえて、高知県教育委員会が所管する施策の具体的な事業計画（何を、いつ、誰が、どのような形で実施していくのか）までを定めました。

2 基本計画の期間

基本計画の期間は、大綱の期間に合わせて、平成28年度から平成31年度までの4年間とします。

3 基本計画の進捗管理

基本計画に掲げた施策の進捗状況等については、第3章の基本目標の達成状況や第5章の施策群ごとの指標を毎年度点検・検証しながら、第2期高知県教育振興基本計画推進会議において協議、確認を行います。

なお、この基本計画に定める施策等については、国の教育改革の動向や施策の進捗状況等を勘案し、適宜、見直しを行います。

第2章 高知県の教育等の現状と課題

1 人口減少、少子化、高齢化の進行

本県の人口は、1956 年（昭和 31 年）の 88 万 3 千人をピークに、高度経済成長期における大都市圏への大幅な人口流出などの影響により減少を始め、1970 年（昭和 45 年）に一旦は下げ止まり増加に転じたものの、出生数の減少などの影響により 1986 年（昭和 61 年）に再び減少に転じ、2015 年（平成 27 年）には約 72 万 8 千人となっています。

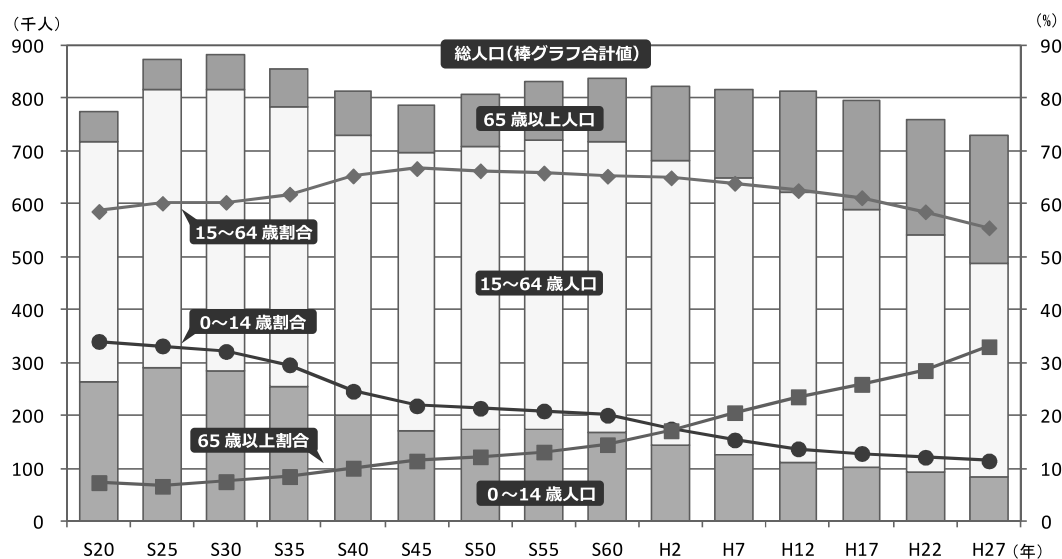
本県では、平成 2 年から、全国に約 15 年先行する形で、出生数が死亡数を下回る人口の自然減の状態が続いています。出生数が減少した要因としては、高度経済成長期などを中心として多くの若者が県外に流出し、若い女性の数そのものが減少したことと、非婚化・晩婚化の進行、経済的な理由、子育てに対する負担感の増大などによる出生率の低下が挙げられます。

また、転出が転入を上回る人口の社会減は、平成 13 年から 14 年連続で続いており、特に、15～24 歳の若者の県外への転出が多くなっています。

こうした状況を背景に、0 歳から 14 歳までの年少人口と 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は減少する一方で、65 歳以上の老年人口は増加を続けており、全国に約 10 年先行して高齢化が進んでいます。

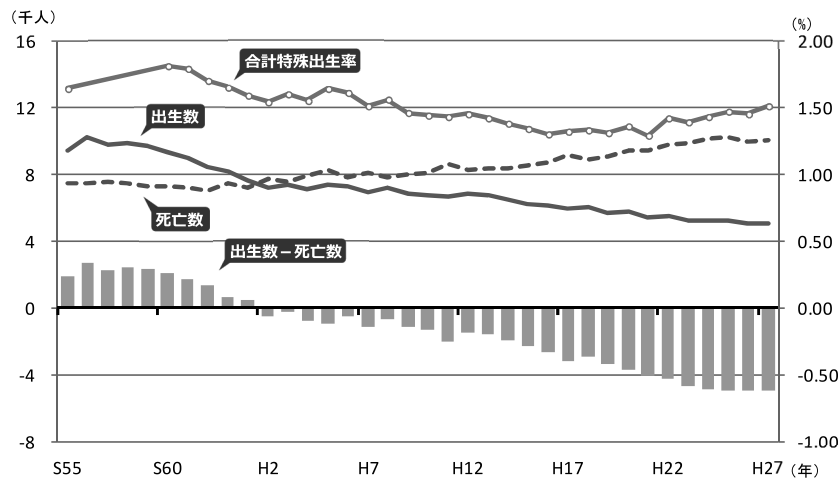
「人口減少が経済規模の縮小を引き起こし、それが若者の県外流出につながり、ますます過疎化・高齢化が進行することで、少子化が加速し、更なる人口減少につながる」という負の連鎖を招いています。県ではこうした状況の改善に向けて、「高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県」の実現を目指して各分野での取組を積極的に進めています。

■ 高知県の人口及び年齢3区分別人口の推移



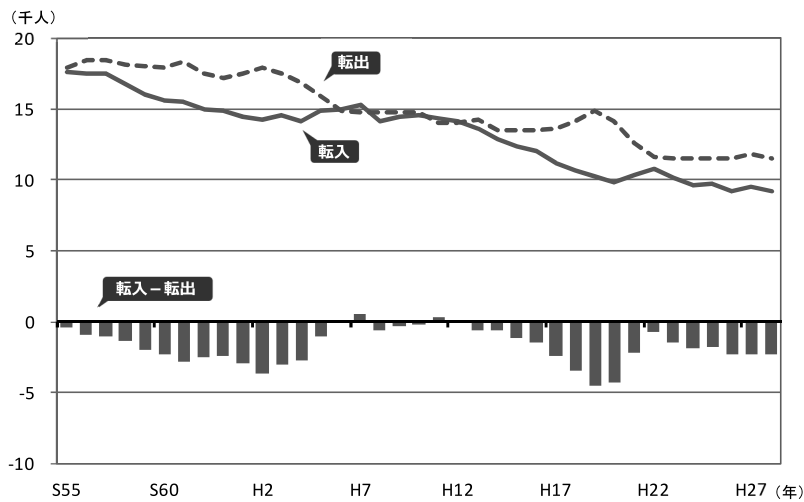
総務省「国勢調査」

■ 自然増減と合計特殊出生率の推移



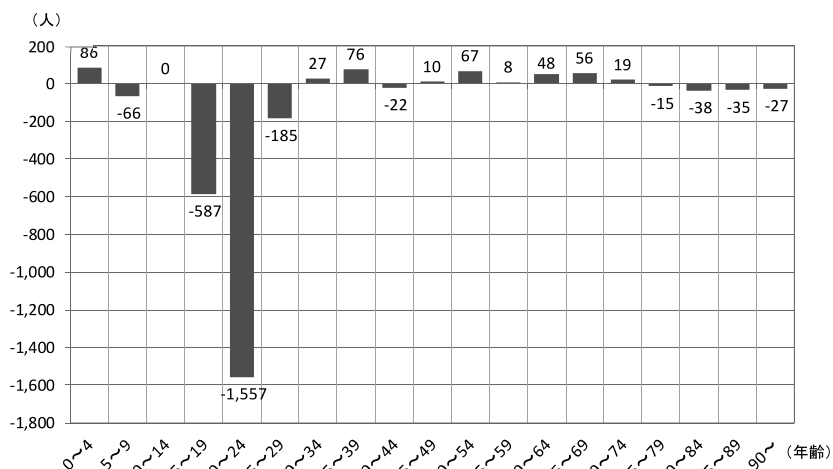
厚生労働省「住民基本台帳人口動態調査」

■ 社会増減の推移



総務省「住民基本台帳人口移動報告」

■ 年齢階級別の社会増減の状況（2017年（平成29年））



総務省「住民基本台帳人口移動報告」

2 子どもたちの知・徳・体について

(1) 知の分野について

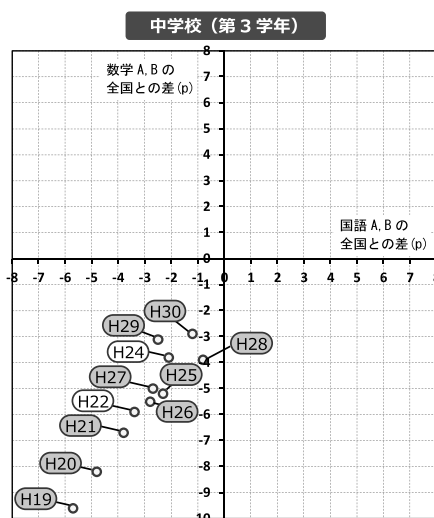
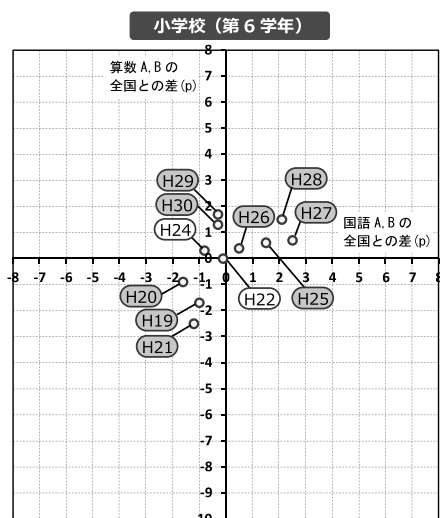
①小・中学校の学力について

小・中学校の学力の状況は、全国学力・学習状況調査が始まった平成 19 年度からは改善傾向にあります。

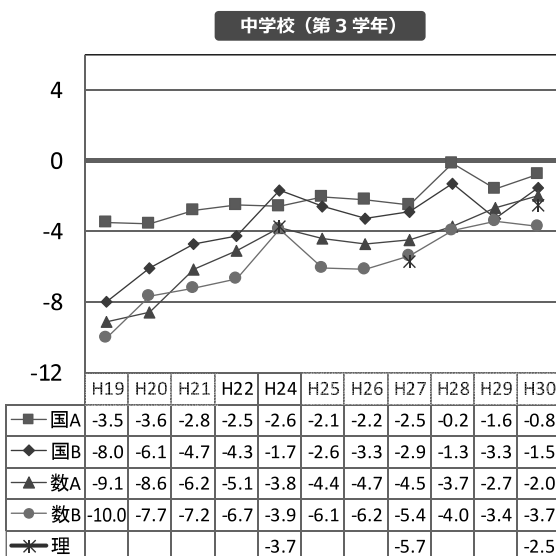
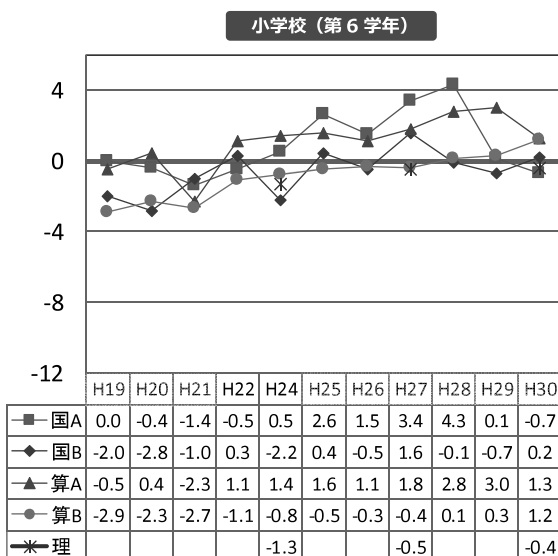
平成 30 年度調査結果について、小学校は引き続き全国上位層に位置していますが、国語・算数ともに A 問題で前回調査を下回る結果となっています。中学校は、国語 A・B、数学 A で全国平均との差が 2 ポイント以内となるなど、その差を着実に縮めていますが、数学 B は 3.7 ポイント下回る状況にあり、更なる改善が求められます。また、理科については、平成 30 年度調査結果では小・中学校ともに前回は上回る結果となっていますが、全国平均と比較すると、小学校で 0.4 ポイント、中学校で 2.5 ポイント下回る状況にあります。

■全国学力・学習状況調査結果 (H19～H30 年度)

◇本県と全国の平均正答率の差



◇本県と全国の平均正答率の差(教科、問題別)



※平成 22・24 年度は抽出調査、平成 23 年度は東日本大震災の影響により全国調査は未実施

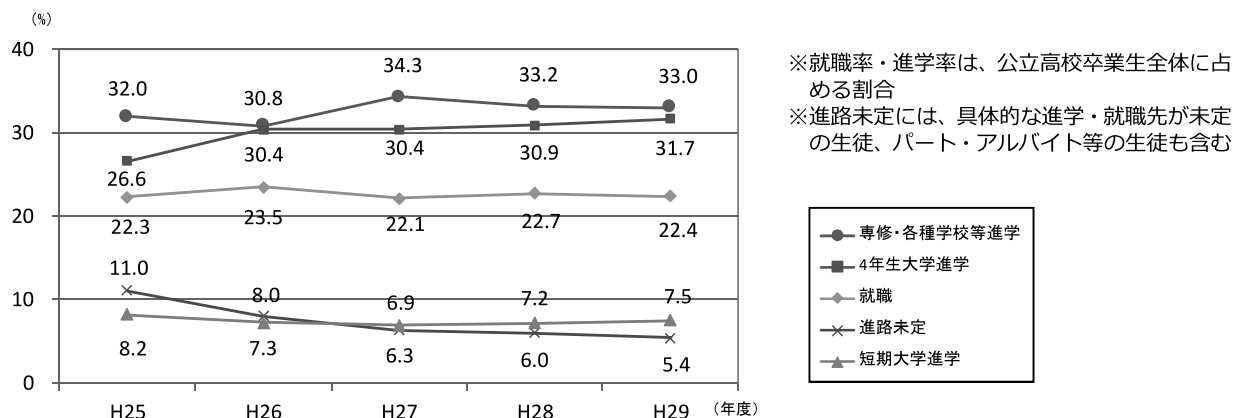
②高等学校の学力について

公立高等学校卒業者の進路の状況については、平成 29 年度の 4 年制大学進学割合は前年から 0.8 ポイント上昇し 31.7% となっており、進路未定の割合は 5.4% と前年に比べ 0.6 ポイント減少しています。また、就職内定率が着実に改善してきたことにあわせ、県内就職者の割合も上昇傾向にあり、平成 24 年度以降は 60% を超えています。

一方で、平成 30 年度に実施した学力定着把握検査の結果のうち、進学に重点を置く学校を除く県立高等学校 30 校のものをみると、学習内容が十分定着しておらず、進学や就職の際に困難が生じることが予測される生徒の割合（以下「D 3 層の生徒の割合」という。）は、3 年生で 27.0% となっており、依然として厳しい状況が続いています。教科別にみると、特に数学は 2 年生 2 回目までは D 3 層の生徒の割合が減少していますが、数学 I の問題の割合が増える 3 年生 1 回目の検査で急増しており、数学 I の学習内容が十分定着していない生徒が多いことがうかがえます。

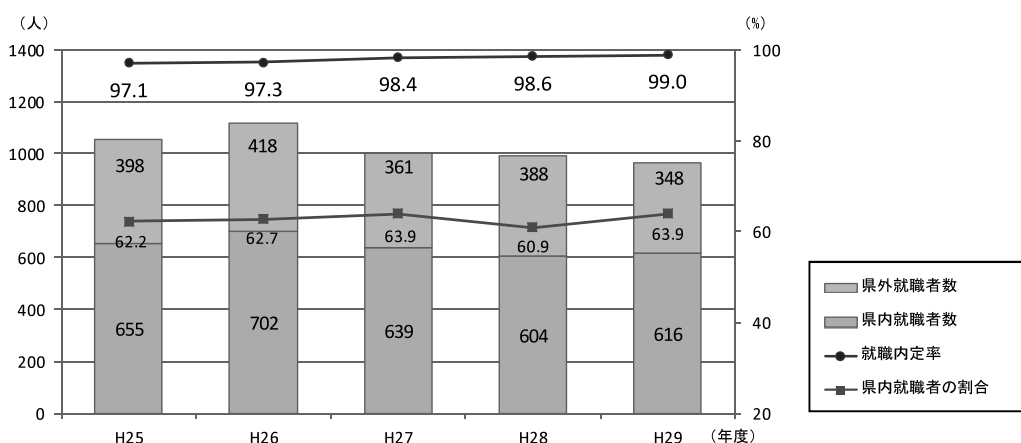
また、家庭学習時間については、入学後 1 年間で急激に減少する傾向にあり、3 年生の 4 月の段階で、約半数の生徒が「ほとんど学習しない」と回答しています。高等学校に入学することが目標となって、学ぶことの意義や将来の目標を持てていない生徒が多いことが、このような状況につながっているものと思われます。

■公立高等学校卒業生（全日・定時・通信制）の進路状況



県高等学校課調査

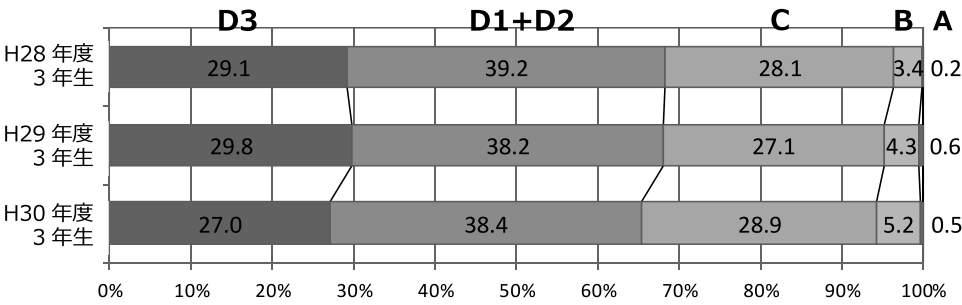
■公立高等学校卒業生（全日・定時制）の就職の状況



県高等学校課調査

■学力定着把握検査結果

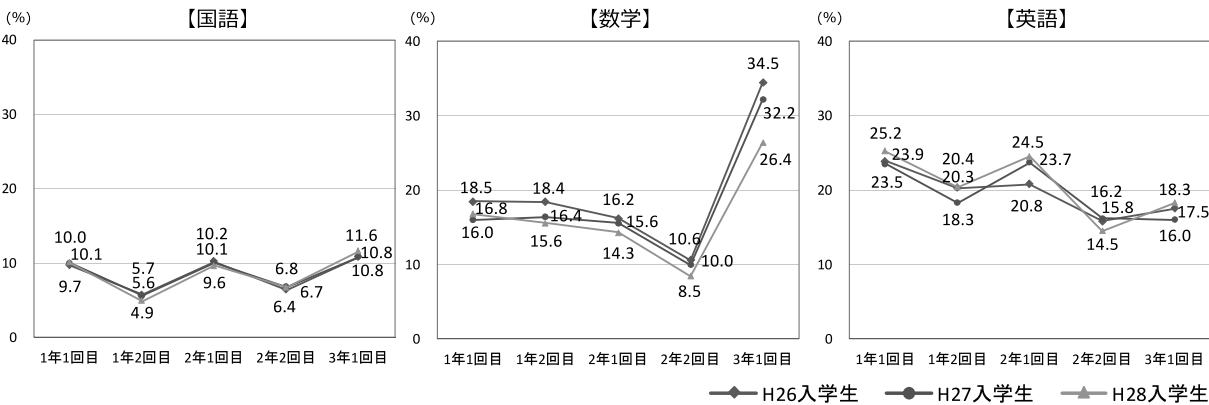
◇3年生4月の調査結果



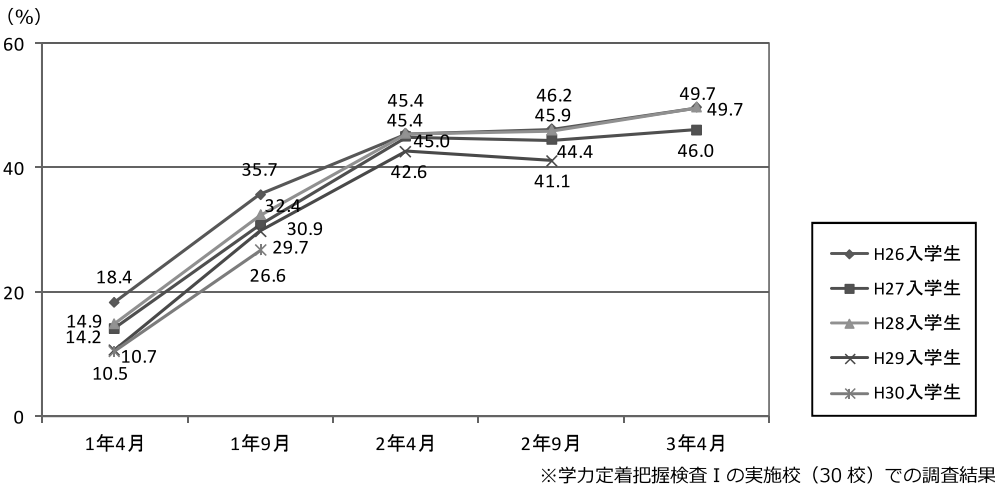
※数値は学力定着把握検査Ⅰ（30校）の結果
※その他6校で学力定着把握検査Ⅱを実施
※評価尺度である学習到達ゾーンの内容は下表のとおり
(なお、学力定着把握検査Ⅰにおける学習到達ゾーンの最高値はA2であり、A1～S1は存在しない)

学習到達ゾーン (GTZ)	進路選択肢	
	進 学	就 職
Sゾーン	S1～S3 難関大学合格レベル(最難関大はS1)	上場企業などの大手の就職筆記試験や公務員試験に対応できるレベル
Aゾーン	A1～A3 国立大合格レベル	
Bゾーン	B1 公立大学合格レベル(一般入試) B2・B3 国公立大の推薦入試に合格可能で、私立大の一般入試では、 選択肢が広がるレベル	
Cゾーン	C1～C3 私大・短大・専門学校の一般入試に対応可能なレベル	就職筆記試験における平均的評価レベル
Dゾーン	D1 上級学校に進学することはできるが、授業についていけず、苦勞 する学生が多い	就職試験に必要な最低限のラインはクリアしているが、仕事をする上で支 障が出ることが多い
	D2	筆記試験が課される企業では不合格になることが多い
	D3	

◇教科別にみた D3 層の占める割合の推移



■家庭学習をほとんどしないと回答した生徒の割合の推移



※学力定着把握検査Ⅰの実施校（30校）での調査結果

県高等学校課調査

(2) 徳の分野について

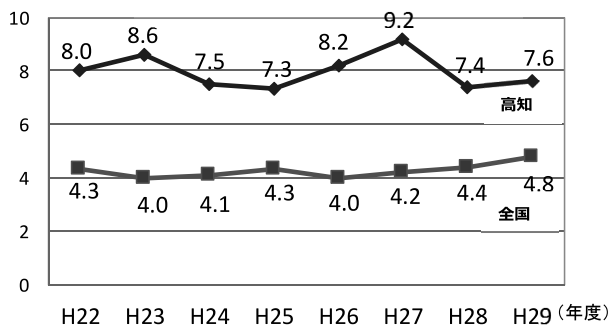
平成 29 年度の生徒指導上の諸課題に係る全国調査の結果をみると、暴力行為と小・中学校の不登校、中途退学は全国平均を上回る状況にあります。特に暴力行為と小・中学校の不登校は、高い割合で発生・出現しており、全国平均を大きく上回っています。

また、いじめについては、認知件数が大きく増加し、全国平均と同程度の割合になっています。このいじめの認知件数の増加は、教職員が積極的にいじめを認知して早期に対応する取組が進んでいることによるものであると考えられます。

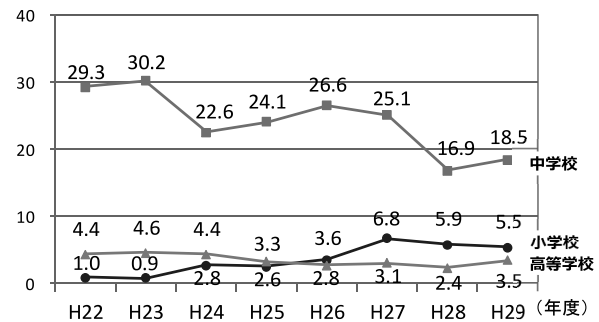
■児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（H22～29 年度）

◇**暴力行為** ※数値は 1,000 人あたりの発生件数

小・中・高等学校（国公立）

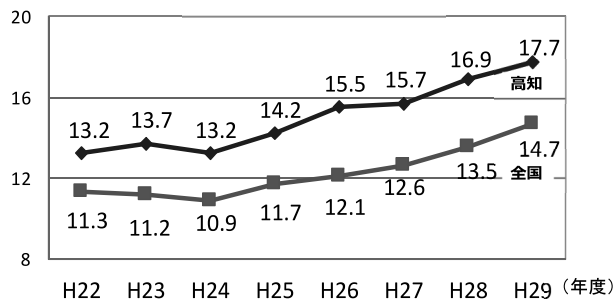


(参考) 高知県公立小・中・高等学校（校種別）

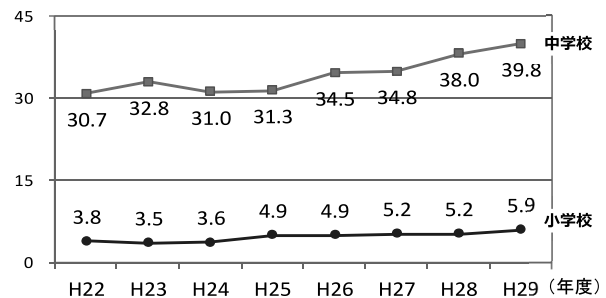


◇**不登校** ※数値は 1,000 人あたりの不登校児童生徒数

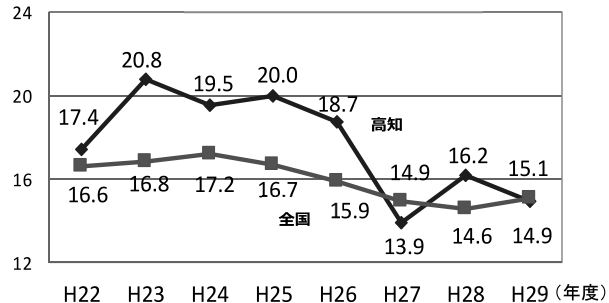
小・中学校（国公立）



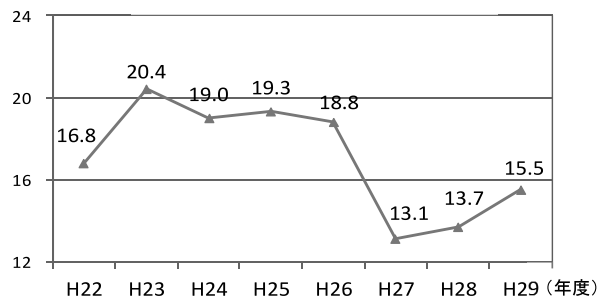
(参考) 高知県国公立小・中学校（校種別）



高等学校（国公立）

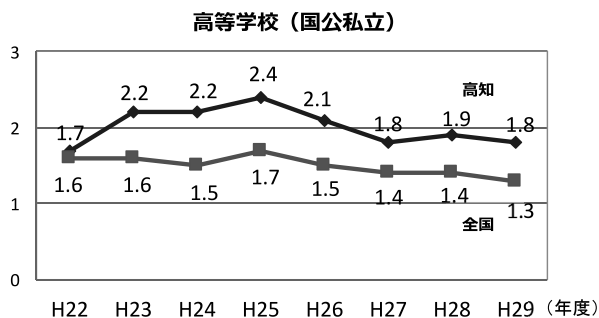


(参考) 高知県公立高等学校

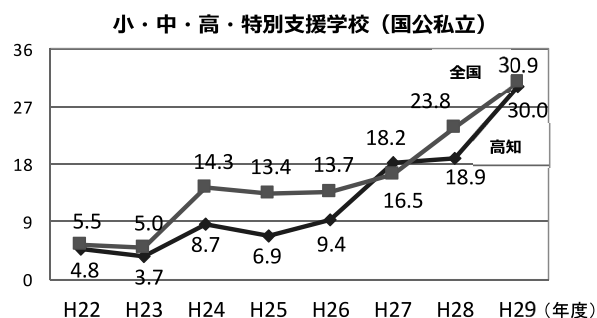


(次ページにつづく)

◇中途退学 ※数値は%



◇いじめ ※数値は1,000人あたりの認知件数



（3）体の分野について

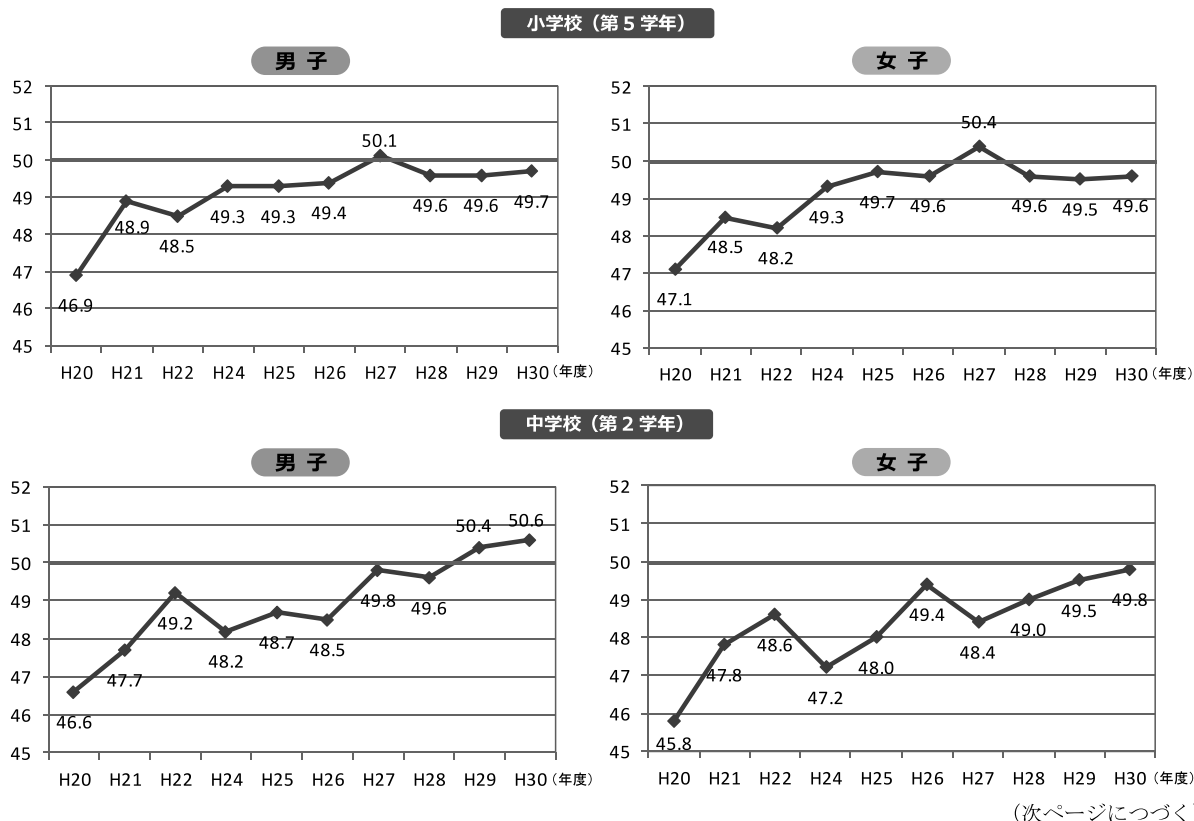
小・中学校の体力・運動能力については、平成20年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果において、男女ともに全国最低水準でしたが、その後は着実な改善傾向を示しており、小・中学校ともにほぼ全国水準に達しています。平成30年度の調査結果をみると、体力合計点において、中学校男子が前年度に引き続き全国平均を上回るとともに、中学校女子が過去最高点になるなど、特に中学校において改善が進んでいます。

しかし、小・中学校ともに1週間の総運動時間が全国と比べて少ないなど、運動習慣が十分に定着していない状況がみられます。特に、男子に比べて女子は年齢が上がるに連れて運動時間が減少する傾向が顕著であり、女子の運動習慣を定着させていくことは今後の課題です。

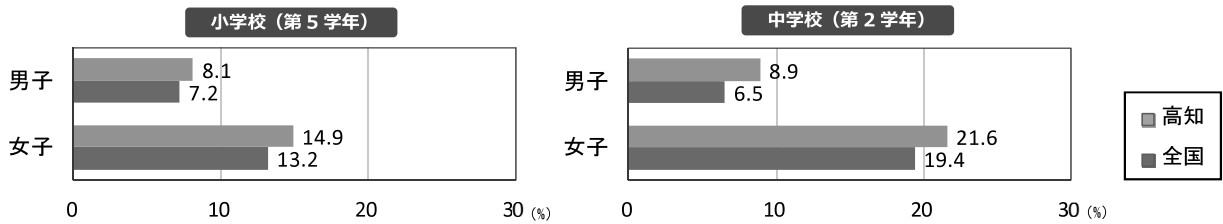
■全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（H20～30年度）

◇体力合計点（8種目の実技の総合点）の推移

※平成23年度は東日本大震災の影響により全国調査は未実施
※数値はT得点（全国平均＝50）



◇1 週間の総運動時間が 60 分未満の児童生徒の割合（H30 年度）

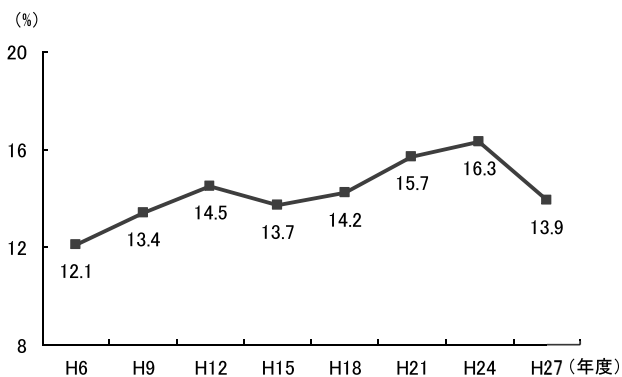


3 子どもたちを取り巻く厳しい環境について

厚生労働省の調査によれば、平成 27 年の日本の子どもの貧困率は 13.9%であり、約 7 人に 1 人の子どもが貧困の状態にあるものと考えられます。生活保護被保護率や、就学援助率、ひとり親世帯比率等が全国平均を大きく上回る本県では、家庭が厳しい経済状況にある子どもの割合は更に高いことが推測されます。（※ひとり親家庭の貧困率は子どもがいる現役世帯全体の貧困率の約 4 倍と厳しい状況にあります。）

こうした家庭の厳しい経済状況や生活環境等を背景として、県内では多くの子どもたちが、学力の未定着やいじめ、不登校、虐待、非行といった困難な状況に直面しています。

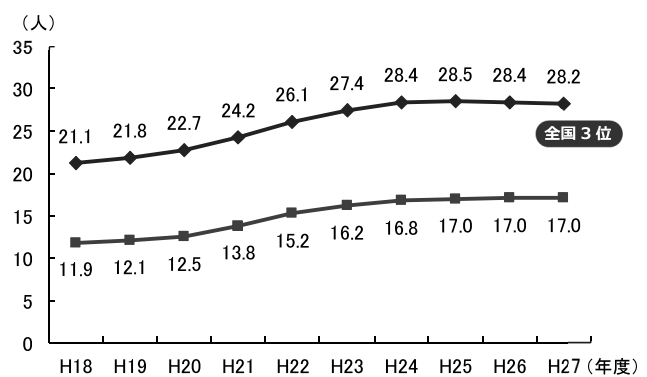
■子どもの貧困率※の推移（全国平均）



※17 歳以下の子供全体に占める、貧困線（等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額）に満たない 17 歳以下の子供の割合

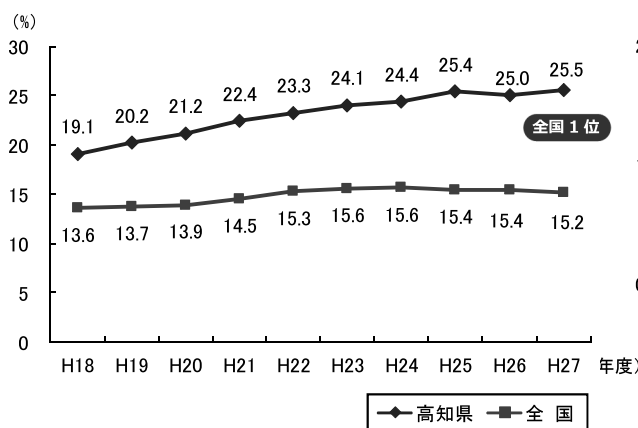
厚生労働省「国民生活基礎調査」

■生活保護被保護実人員（人口千人当たり）の推移



総務省「社会生活統計指標」

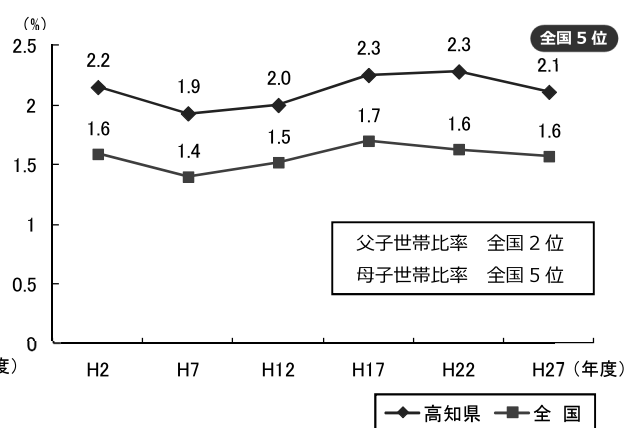
■就学援助率※の推移



※就学援助率 = 要保護・準要保護児童生徒数合計 / 公立小中学校児童生徒総数

文部科学省「就学援助実施状況調査」

■ひとり親世帯比率※の推移



※ひとり親世帯比率 = ひとり親世帯数 / 総世帯数

総務省「国勢調査」

4 学校と地域との連携について

子どもたちを取り巻く環境が厳しさを増す中で、学校が抱える課題も多様化・複雑化しており、学校だけでは解決が困難な状況が出てきています。こうした状況の中では、学校と地域が連携して、社会全体で子どもたちを見守り育んでいく必要があります。

このため、県ではこれまで学校と地域が一体となった教育支援の展開に向けて地域学校協働本部※の立ち上げ支援や、放課後児童クラブ等の子どもたちの放課後における安全で安心な居場所づくりに取り組んできました。

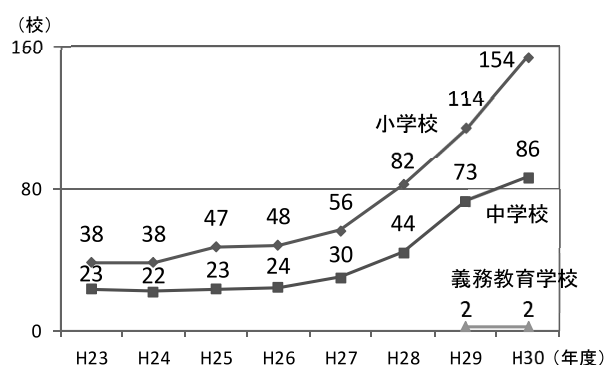
平成30年度は、34市町村に255の学校等（うち小・中・義務教育学校242校、県立高等学校5校）を支援する163の本部が設置され、地域の方々の参画により、学習支援や登下校時の安全指導、環境整備等の教育支援が充実してきているとともに、このうち30市町村36本部58校において、厳しい環境にある子どもたちの地域による見守り体制を強化した高知県版地域学校協働本部へと発展させる取組が行われています。

また、平成30年度に小学校の95%に設置された「放課後子ども教室」「放課後児童クラブ」などの安全・安心な居場所で、さまざまな体験・交流・学習活動が行われています。

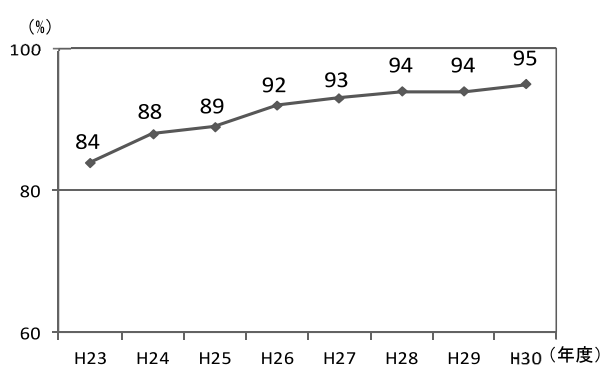
※国の事業名称変更に伴い、「学校支援地域本部」から「地域学校協働本部」に名称を変更することとしています。

■ 地域学校協働本部設置学校数及び放課後子どもプラン実施率

◇ 地域学校協働本部を設置している学校数（小・中・義務教育学校）



◇ 小学校区における放課後子どもプラン実施率



県生涯学習課調査

5 就学前の教育・保育について

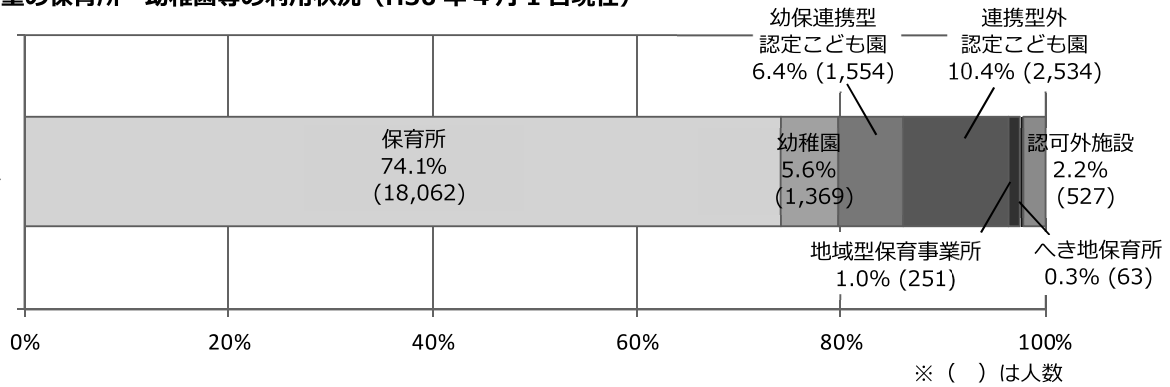
本県の保育所・幼稚園等に入所・入園している乳幼児のうち、74.1%が保育所、5.6%が幼稚園、16.8%が認定こども園を利用しており、保育所の利用割合が高くなっています。

各園では、保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえた具体的な指導方法に基づく教育・保育が十分に実践されていない状況がみられます。

また、就学前と小学校の教育の違いが保育者や教員に十分に認識されておらず、このことが小学校入学後に、集団行動ができない、授業中に座ってられないなどといった、いわゆる小1プロブレムにもつながっていると考えられます。

さらに、発達障害等の特別な支援が必要な乳幼児の増加や障害の多様化が進んできたことで、保育者には、より専門的な指導・支援方法の習得が求められるようになってきています。

■ 児童の保育所・幼稚園等の利用状況（H30年4月1日現在）



特定教育・保育施設等運営状況調査、学校基本調査

6 南海トラフ地震対策について

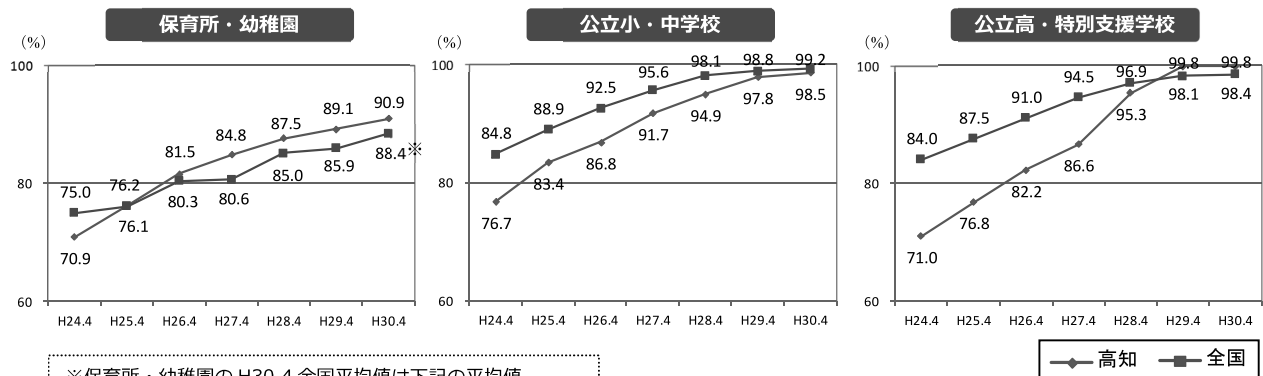
近い将来、高い確率で発生することが予想されている南海トラフ地震に備えて、県では学校施設等の耐震化などハード面の対策と、防災教育の充実などソフト面の対策を積極的に推進してきました。

県立学校施設の構造体の耐震化については、学校再編に合わせて改修する1棟を除き、平成28年度に完了したところですが、引き続き県立学校では、地震発生時に倒壊する恐れのあるブロック塀等の改修や、地震その他の災害時に地域住民の避難所となる体育館の非構造部材の耐震対策に取り組んでいます。また、県の進めるこれらの対策の内容について市町村への情報提供を行い、市町村立学校でも必要な対策が講じられるよう働きかけていきます。

なお、構造体の平成29年度末での耐震化率は、市町村立学校が98.5%、保育所・幼稚園が90.9%となっています。

県が作成した「高知県安全教育プログラム」に基づく防災教育の実施率は着実に向上し、平成28年度以降、県が独自に小・中学校で目標設定した年間5時間以上の防災の授業を全学年で実施している学校の割合は、小・中学校ともに100.0%、高等学校で目標設定した年間3時間以上についても100.0%となっています。

■ 学校施設等の耐震化率



※保育所・幼稚園のH30.4全国平均値は下記の平均値
 ・保育所 H28.3.31時点
 ・公・私立幼稚園、幼保連携型認定こども園 H30.4.1時点

県学校安全対策課調査

7 学校・教職員について

(1) 児童生徒数の減少に伴う学校の統廃合等について

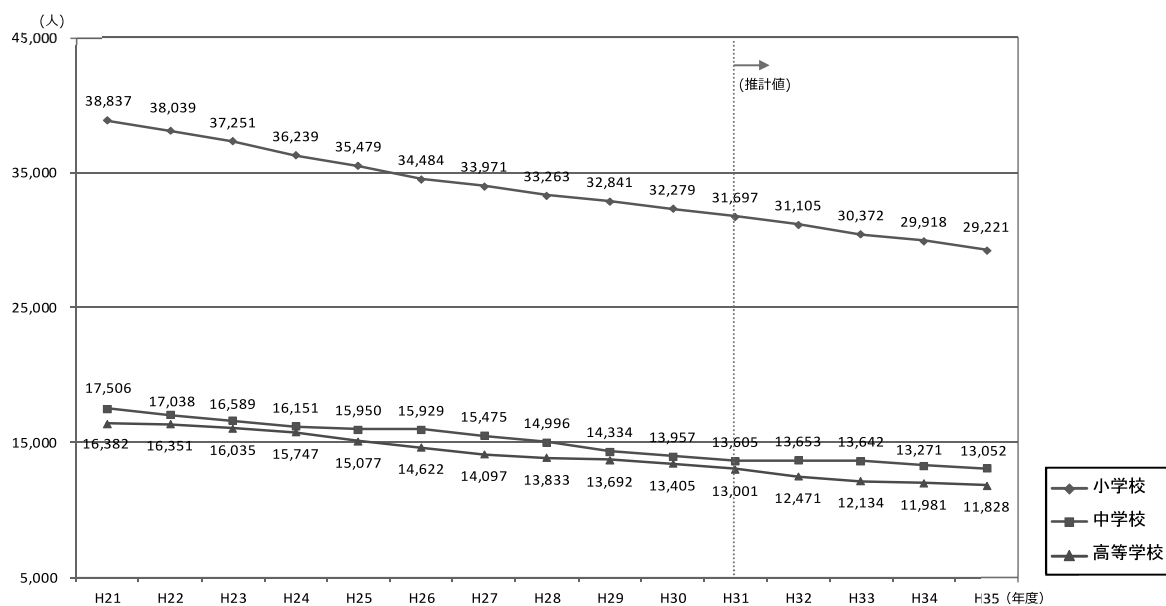
少子化の進行や転出人口の増加に伴い、県内の児童生徒数は減り続けています。平成 21 年に 72,725 人であった公立小・中・高等学校の児童生徒数は、平成 30 年 5 月現在、59,641 人まで減少しています。さらに平成 35 年には約 54,100 人まで減少することが予測されています。

児童生徒数の減少に伴い、県内では学校の統廃合が進んでおり、公立小・中学校の数は、平成 21 年から平成 30 年までの 10 年間で 50 校減少しています。

県立学校については、平成 26 年度に策定した「県立高等学校再編振興計画」に基づき、前期実施計画（平成 26～30 年度）においては、高知国際中学校・高等学校、須崎総合高等学校の開校、後期実施計画（平成 31～35 年度）においては高等学校 2 校の統合や中山間地域の学校の振興策を推進しています。

児童生徒数が更に減少していく中で、それぞれの地域の実情も踏まえながら、各学校の教育の質の維持・向上を図るために、小規模校が抱える課題を克服していくことなどが必要となっています。

■公立小・中・高等学校の児童生徒数の推移



小・中学校について

※平成 21～30 年度は各年度 5 月 1 日現在の児童生徒数

※平成 31 年度は平成 31 年 1 月 10 日現在の推計値

※平成 32～35 年度は平成 30 年 5 月 1 日現在の推計値

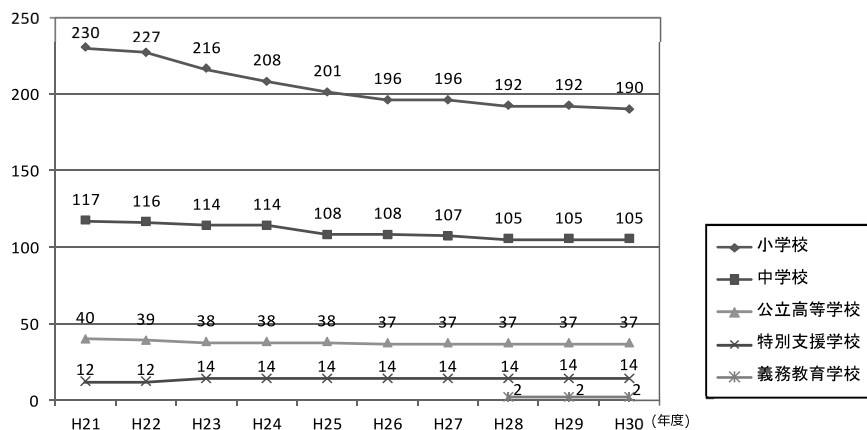
高等学校について

※数値は全日制、定時制、通信制（併修制含む）の総生徒数

（各年度 5 月 1 日現在の児童生徒数）

※平成 31～35 年度は平成 30 年 5 月 1 日現在の推計値

■公立小・中・高・特別支援学校数の推移 ※休校数は除く



県小中学校課・高等学校課調査

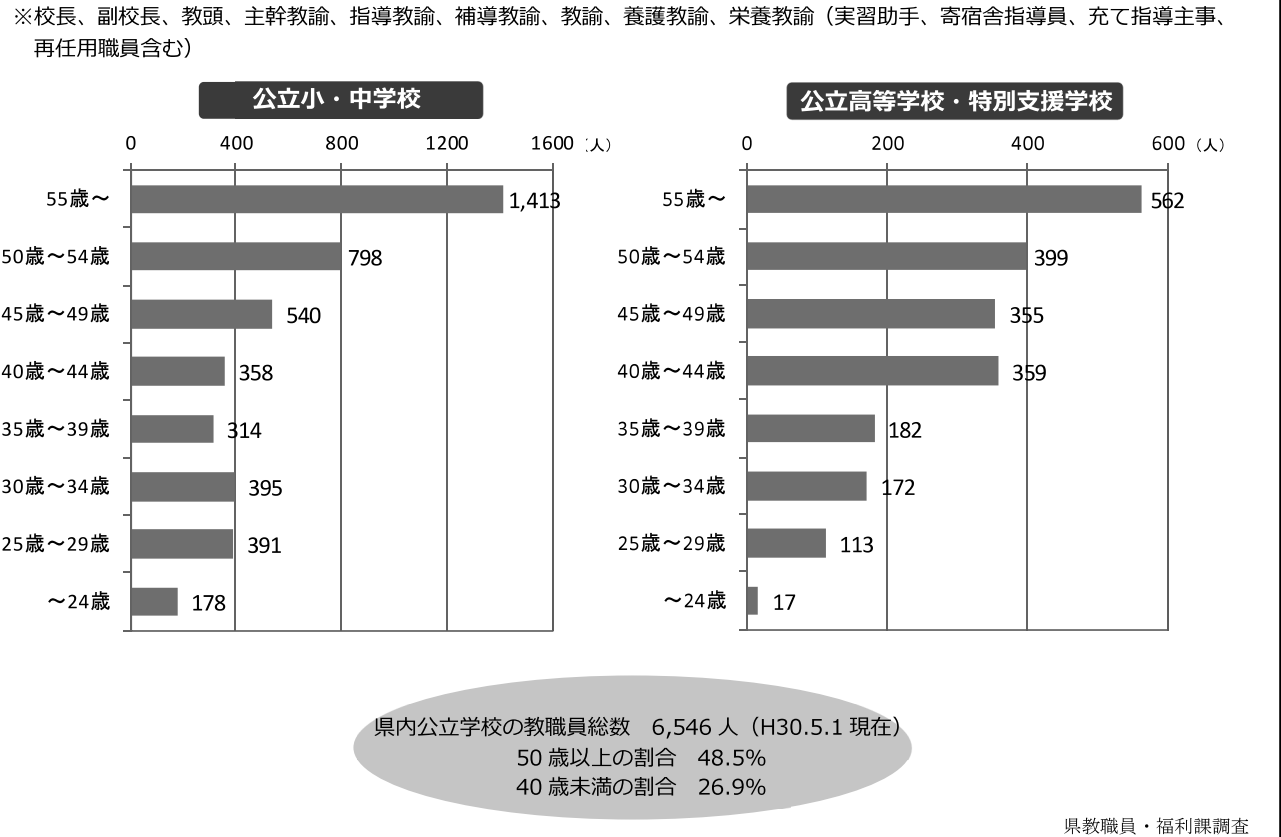
(2) 教職員の大量退職・大量採用について

平成 30 年 5 月現在、県内の公立学校の教職員数は 6,546 人となっており、そのうち、50 歳以上の占める割合は約 49%で、40 歳未満は約 27%という偏った年齢構成になっています。

小・中学校は平成 27 年度から退職者が大幅に増加し、平成 30 年度から平成 36 年度までは、平成 33 年度をピークに毎年 200 人前後が退職する見込みとなっています。また、高等学校・特別支援学校においては、平成 33 年度から平成 37 年度までの間は毎年 100 人前後が退職する見込みです。

このように、本県は教職員の大量退職・大量採用時代を迎えており、大量採用によって急増していく若手教員の資質・指導力の向上が急務となっています。

■ 県内公立学校の教職員数※



8 生涯学習について

本県の生涯学習の状況について、平成 28 年度高知県県民世論調査の回答結果をみると、最近 1 年間で行った生涯学習の内容について、「健康・スポーツ（健康法、医学、栄養、ジョギング、水泳など）」が最も多く (24.2%)、「趣味的なもの（音楽、美術、華道、舞踊、書道、レクリエーション活動など）」 (19.8%)、「職業上必要な知識・技能（仕事に関係のある知識の習得や資格の取得など）」が 16.9%と続いています。また、「生涯学習をしたことがない」が 33.6%と多くの割合を占めています。

生涯学習の振興を図るためには、それぞれの市町村、地域の団体、生涯学習機関等が活性化

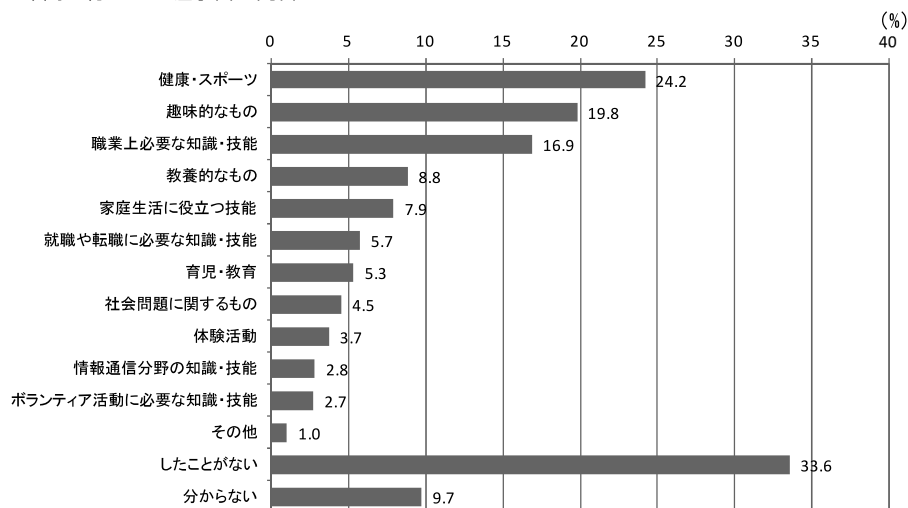
第2章 高知県の教育等の現状と課題

し、県民に充実した学びの機会を提供していくことが求められます。

また、少子化や高齢化、核家族化等を背景として、本県の社会教育活動を支える人材や団体の基盤が弱ってきており、社会教育の推進を中心的に担う社会教育主事や公民館主事の数の充実が必要です。

■生涯学習に関する県民の意識

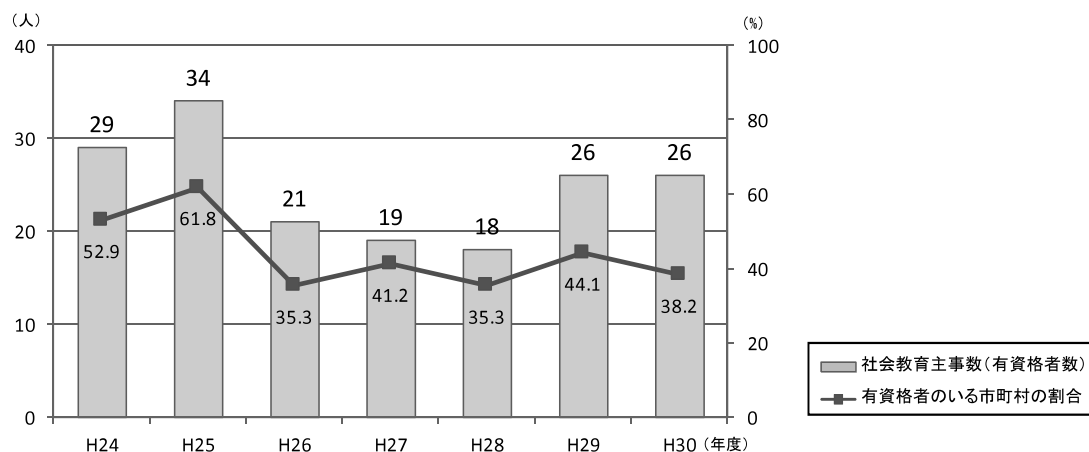
◇1年間で行った生涯学習の内容



※当てはまるものすべて選択

高知県「平成28年度県民世論調査」

■市町村教育委員会の社会教育主事数（有資格者数）の推移



県生涯学習課調査

＜参考：国の教育改革の動き＞

国においては、日本の教育が直面するさまざまな課題に対処するとともに、これからの社会の変化を見据えた新たな教育を構築するために、平成 25 年 1 月に設置した教育再生実行会議からの九次にわたる提言等を踏まえ、教育改革の取組を推進しています。

(主な教育改革の取組)

○道徳の教科化

平成 27 年 3 月に道徳に係る学習指導要領が一部改訂され、小学校では平成 30 年度、中学校では平成 31 年度から、「考え、議論する」道徳科への質的転換を目指した「特別の教科 道徳」(道徳科)が実施されることとなっています。

○いじめ防止対策の推進

平成 25 年 6 月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、平成 25 年 10 月には「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定されました。

法施行後もいじめが関係しているとみられる子供の自殺が起きており、引き続き各学校現場の意識改革、取組の徹底が課題とされています。

国は、いじめを積極的に認知するよう通知等で指導助言しており、いじめの認知件数は増加しています(平成 27 年度 225,132 件、前年度より 37,060 件増加)。今後も積極的な認知を更に進め、法に基づく学校の基本方針や組織が実効的に機能するよう、取組状況の把握、検証を進めることとしています。

○教育委員会制度改革

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、首長との連携強化を図るとともに、地方教育行政における責任の明確化等の見直しを図る観点から、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、平成 27 年 4 月に施行されました。

教育長と教育委員長を一本化した新教育長の設置により、第一義的な責任者が教育長であることが明確化されました。また、全ての地方公共団体に、首長が主宰し、首長と教育委員をメンバーとする「総合教育会議」が設置され、首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能となりました。

○高大接続改革

平成 27 年 1 月に「高大接続改革実行プラン」が策定され、大学入学希望者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価するための大学入学者選抜の見直しなど、知識の暗記・再生に偏りがちで、「真の学力」が十分に育成・評価されていない傾向にある現状の高校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的な改革に向けた体系的かつ集中的な取組を進めていくこととしています。

○小中一貫教育の制度化

小学校と中学校の9年間の義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を制度化する改正学校教育法が平成28年4月から施行されました。

義務教育学校は地域の実情に応じ、学年の区切りを「4・3・2」「5・4」など、柔軟に変更できることとなります。従来の「6・3」制は、中学校に進学した際にいじめや不登校が増加する「中1ギャップ」や、子供の発達の早期化で、現状の学年の区切りでは対応できていない点などが課題に挙げられていました。

これらの課題解決や、学力の向上などのために、一部の自治体が既に小中一貫教育を実施しており、制度化により一貫教育の浸透を図ることとしています。

○次期学習指導要領の告示

次期学習指導要領が告示され、幼稚園教育要領は平成30年度から、小学校学習指導要領は平成32年度から、中学校学習指導要領は平成33年度から全面実施されます。

次期学習指導要領においては、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」が重視され、各教科等における教育内容の改善が図られているほか、知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」を実現することや、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」を確立することなどが求められています。

第3章 基本理念と基本目標

1 基本理念 ～目指すべき人間像～

(1) 学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち

グローバル化や情報化、少子・高齢化が急速に進むなど、社会・経済が激しく変化する時代に生まれた子どもたちが、これからの時代を自らの力で力強く生き抜き、自らの夢に向かって羽ばたけるようにするためには、知・徳・体の調和のとれた生きる力を育んでいく必要があります。

<知・徳・体の育成すべき力>

- ◆知：基礎的・基本的な知識・技能やこれらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力、生涯にわたって学び続ける意欲
- ◆徳：社会の中で多様な人々と互いに尊重し合い、協働し、社会に参画しながら人としてよりよく生きていくための基礎となる、他者への思いやりや規範意識、公共の精神などの豊かな人間性・道徳性
- ◆体：生涯にわたってたくましく生き抜いていくための基礎となる、体力や健康的な生活習慣

こうした知・徳・体の調和がとれた、自らの人生を切り拓き主体的に生きる力を、家庭の保護者や地域、学校、市町村教育委員会、県教育委員会などが、それぞれの役割や責任を意識しながら力を合わせ、社会全体で子どもたちに身に付けさせていかなければなりません。

このため、1つ目の基本理念を「**学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち**」の育成とします。

(2) 郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材

我が国では、先の見えない変化の激しい時代の中で、課題に挑戦し、未来を切り拓く人材が求められています。

特に少子・高齢化が著しい本県が今後も活力を維持・向上していくためには、郷土への愛着と誇りを大切にしながら、グローバルな視点を持ち、高い志を掲げ、産業・経済や地域福祉、さらには、文化、コミュニティなど多くの分野で地域の将来を担う人材が求められています。

このため、「**郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材**」の育成を2つ目の基本理念とします。

2 基本目標

基本理念の実現に向けた第4章の「取組の方向性と施策の基本方向」に基づく取組の基本目標として、下記の数値目標を設定し、PDCAサイクルに基づく進捗管理を徹底します。

(1) 知の分野の基本目標

①小・中学校

- 小学校の学力は全国上位を維持し、更に上位を目指す。中学校の学力は全国平均以上に引き上げる

※H30年度全国学力・学習状況調査結果（数値は全国平均正答率との差）

小学校：国語A -0.7 国語B +0.2 算数A +1.3 算数B +1.2

中学校：国語A -0.8 国語B -1.5 数学A -2.0 数学B -3.7

②高等学校

- 高校3年生の4月の学力定着把握検査におけるD3層の生徒の割合を15%以下に引き下げる

※H30年度学力定着把握検査結果（高校3年生4月）：27.0%

（県立高等学校のうち進学に重点を置く学校を除いた30校の平均）

- 高等学校卒業者のうち進路未定で卒業する生徒の割合を3%以下にする

※H29年度卒業生に占める進路未定者の割合：5.4%

(2) 徳の分野の基本目標

- 生徒指導上の諸課題（不登校、暴力行為、中途退学）の状況を全国平均まで改善する

※平成29年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査結果

・暴力行為発生件数 千人あたり発生件数：7.6件（全国4.8件）

・不登校児童生徒数 千人あたり不登校数：小中17.7件（全国14.7件）

：高校14.9件（全国15.1件）

・中途退学率：1.8%（全国1.3%）

- 全国学力・学習状況調査における児童生徒の道徳性（自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神等）意識調査結果で、全国平均を3ポイント以上上回る

※H30年度全国学力・学習状況調査結果（各質問に対し肯定的な回答をした児童生徒の割合。（ ）は全国平均との差）

「自分には、よいところがあると思う」

小学校：85.8（+1.8） 中学校：78.6（-0.2）

「将来の夢や目標を持っている」

小学校：86.5（+1.4） 中学校：75.3（+2.9）

「学校のきまりを守っている」

小学校：88.3（-1.2） 中学校：95.0（-0.1）

「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」

小学校：98.4（+1.6） 中学校：96.4（+0.9）

「人の役に立つ人間になりたいと思う」

小学校：96.3（+1.1） 中学校：95.1（+0.2）

「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」

小学校：53.6（+3.7） 中学校：46.3（+7.6）

(3) 体の分野の基本目標

- 小学校の体力・運動能力は全国上位に、中学校の体力・運動能力は全国平均以上に引き上げる

※平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果(数値はT得点(全国平均=50))

小学校：男子 49.7 女子 49.6

中学校：男子 50.6 女子 49.8

第4章 取組の方向性と施策の基本方向

5つの取組の方向性

- (1) チーム学校の構築
- (2) 厳しい環境にある子どもたちへの支援
- (3) 地域との連携・協働
- (4) 就学前教育の充実
- (5) 生涯学び続ける環境づくり

1 取組の方向性

第3章の基本理念や基本目標を実現していくためには、家庭や地域、学校、教育行政など、教育等に携わる全ての人や組織が、それぞれの役割や責任を認識した上で、力を合わせて子どもたちを育成していくことが必要です。

このため、教育等に携わる全ての人に日常的に意識していただくための取組の方向性として、下記の5つを定めます。

(1) チーム学校の構築

社会・経済が大きく変化し、学校を取り巻く課題も多様化・複雑化している中で、本県の子どもたちの知・徳・体を向上させていくためには、

- ・学校組織が少数の管理職と多数の教職員で構成されているため、課題への対応が個々の教職員により対症療法的に行われることが多く、組織としての取組が弱いこと
- ・日々の授業や生徒指導が個々の教員に任されており、教員同士が連携した授業力の向上や生徒指導の充実に向けた取組が十分でないこと
- ・学校の課題が多様化・複雑化する中で、教員の専門性だけでは対応に限界があること
- ・学校や教員に求められる役割が増加する中で、教員の多忙化により児童生徒と向き合う時間の確保に支障が生じていること

などの学校が抱える課題の解決に向けた取組を推進していくことが必要です。

こうした課題の解決に向けた取組として、学校の組織力を高めながら、個々の教員の力量のみに頼らず、教員同士がチームを組んで主体的に学び合うことにより組織的に授業力の向上や生徒指導の充実などを図るとともに、外部の専門家や地域の人材の力も活用して、学校の目標の実現や課題の解決を図る、「**チーム学校の構築**」を推進していきます。

また、県教育委員会や市町村教育委員会などの教育行政は、県全域や地域の教育の課題を踏まえ、「チーム学校の構築」をはじめとする課題解決のための対策をきちんと学校や教員に示し、効果的・効率的に対策が実施されるよう学校や教員を支えていくことが必要です。

（２）厳しい環境にある子どもたちへの支援

我が国において大きな社会問題となっている子どもの貧困は、本県においては更に深刻であり、こうしたことを背景に、多くの子どもたちが虐待や学力の未定着、不登校といった困難な状況に直面しています。

このため、就学前には保護者の子育て力の向上などを重点的に支援するとともに、就学後は学校をプラットフォームとして小学校から高等学校までの各段階に応じて切れ目のない対策を講じるなど、貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切ることを目指して、「**厳しい環境にある子どもたちへの支援**」を徹底します。

（３）地域との連携・協働

従来、子どもたちの成長を支えていた家庭や地域の教育力は、核家族化や地域コミュニティの希薄化などに伴い低下しています。

他方で、子どもたちに関わる課題は多様化・複雑化しており、特に、家庭の貧困など厳しい環境にある子どもたちへの支援については、学校にプラットフォームとしての役割が期待されているものの、学校だけでの対応には限界があります。このため、地域の方々にも子どもたちのことを知ってもらい、子どもたちも地域の方々を知っているという関係をつくりながら、地域と学校とが力を合わせて子どもたちを支え、育んでいただくことがますます求められてきています。

こうしたことから、学校と地域との連携を後押しするために、家庭・地域・学校が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる仕組みである地域学校協働本部の設置促進や活動の充実など、学校と「**地域との連携・協働**」を積極的に進めます。

（４）就学前教育の充実

子どもたちの知・徳・体の調和のとれた健全な成長のためには、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期である乳幼児期に、質の高い教育・保育を受けることが重要です。

このため、専門的で高度な知見に基づいた質の高い教育・保育の実践や、小学校以降の教育への接続を意識した取組の充実・強化など、「**就学前教育の充実**」を図ります。

（５）生涯学び続ける環境づくり

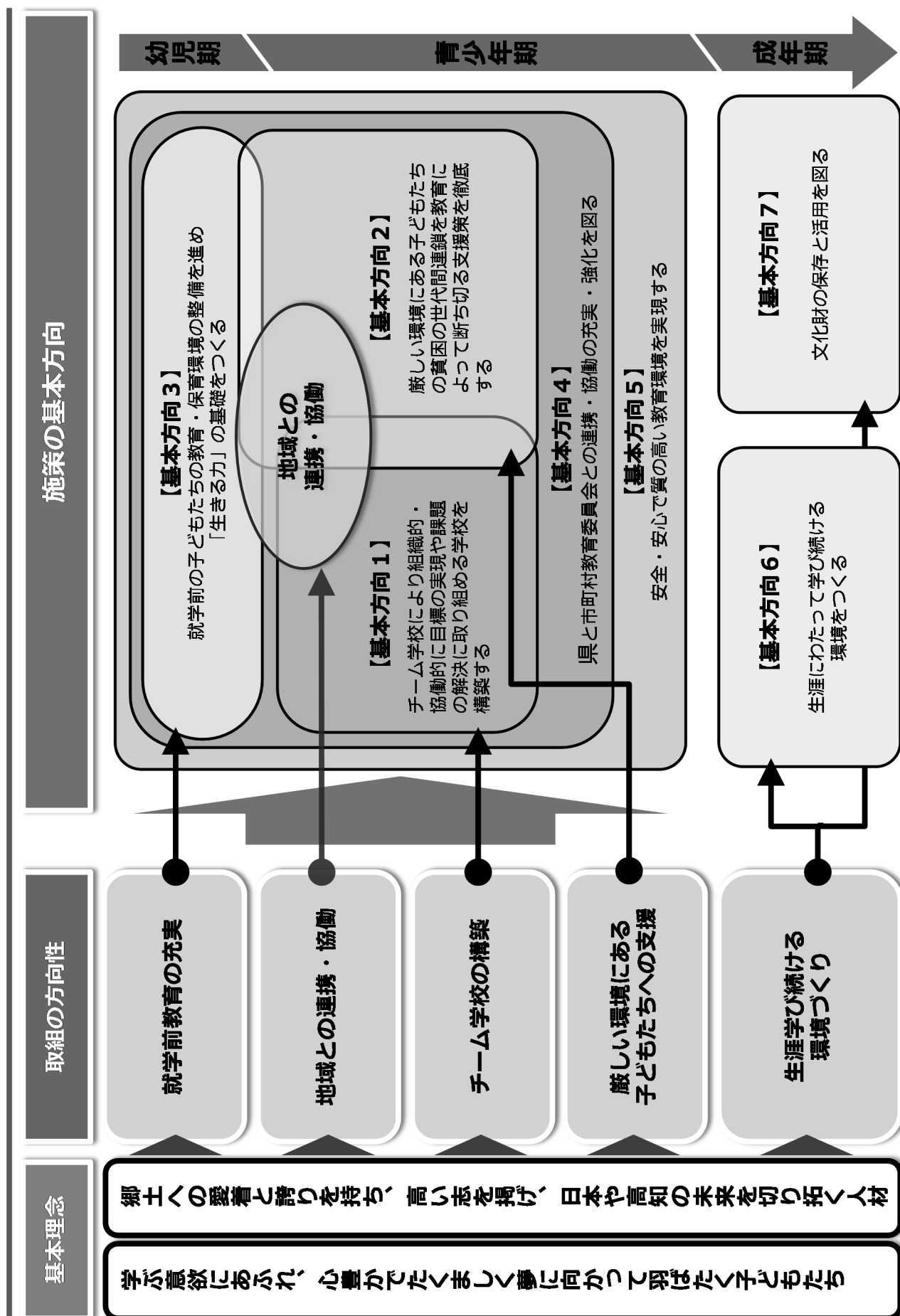
社会・経済が急速に変化していくとともに、個人の生き方も多様化している中で、県民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようにするには、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境や、スポーツ等に親しめる環境を整備していくことが重要です。また、個人の学びの成果がさまざまな場面で発揮されることで、地域や社会に好影響がもたらされます。

こうした方向に沿って、「**生涯学び続ける環境づくり**」を推進します。

この５つの取組の方向性と「２ 施策の基本方向」に掲げる７つの施策の基本方向に基づき具体的な取組を展開していきます。

５つの取組の方向性と７つの施策の基本方向との関係性は次ページの図のとおりです。

基本理念（目指すべき人間像）の実現に向けた取組の方向性・施策の基本方向【体系図】



2 施策の基本方向

基本方向 1	チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する
基本方向 2	厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する
基本方向 3	就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる
基本方向 4	県と市町村教育委員会との連携・協働の充実・強化を図る
基本方向 5	安全・安心で質の高い教育環境を実現する
基本方向 6	生涯にわたって学び続ける環境をつくる
基本方向 7	文化財の保存と活用を図る

（１）チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する

学校が対応しなければならない課題は、複雑化・困難化している上に、子どもの貧困の問題や新たな教育課題への対応など、ますます重くなっています。

また、教員の大量退職・大量採用の時期を迎え、ベテランの教員が少なくなり、経験の浅い若手教員の比率が急激に高まっています。

これに対し、学校の現状は、

- ・課題に対する対応が、個々の教員により対症療法的に行われることが多く、組織的・体系的に行われることが少ない
- ・日々の授業や生徒指導が個々の教員に任されており、経験の浅い若手教員を学校の中で育てる仕組みづくりが十分でない
- ・課題の中には、教員の専門性だけでは対応が困難なことも増えている
- ・教員が授業以外に生徒指導、部活動など多くの業務を行っており、負担感・多忙感を感じているとともに、教員の中核的な業務である授業を改善するための授業研究や授業準備、個別指導のための時間など、子どもに向き合う時間の確保に支障が出ている

といったことが絡み合い、課題に十分な対応ができていません。

こうした現状を改善するためには、学校の組織力を高めながら、個々の教員の力量のみに頼らず、教員同士がチームを組んで主体的に学び合うことにより組織的に授業力の向上や生徒指導の充実などを図るとともに、外部の専門家や地域の人材も活用して学校の目標の実現や課題の解決を図る「チーム学校」の取組を進めていくことが必要です。

こうした「チーム学校」の取組の推進にあたっては、学校と地域との連携・協働の体制を構築し、学校と地域が力を合わせて取り組んでいかなければなりません。

具体的には、

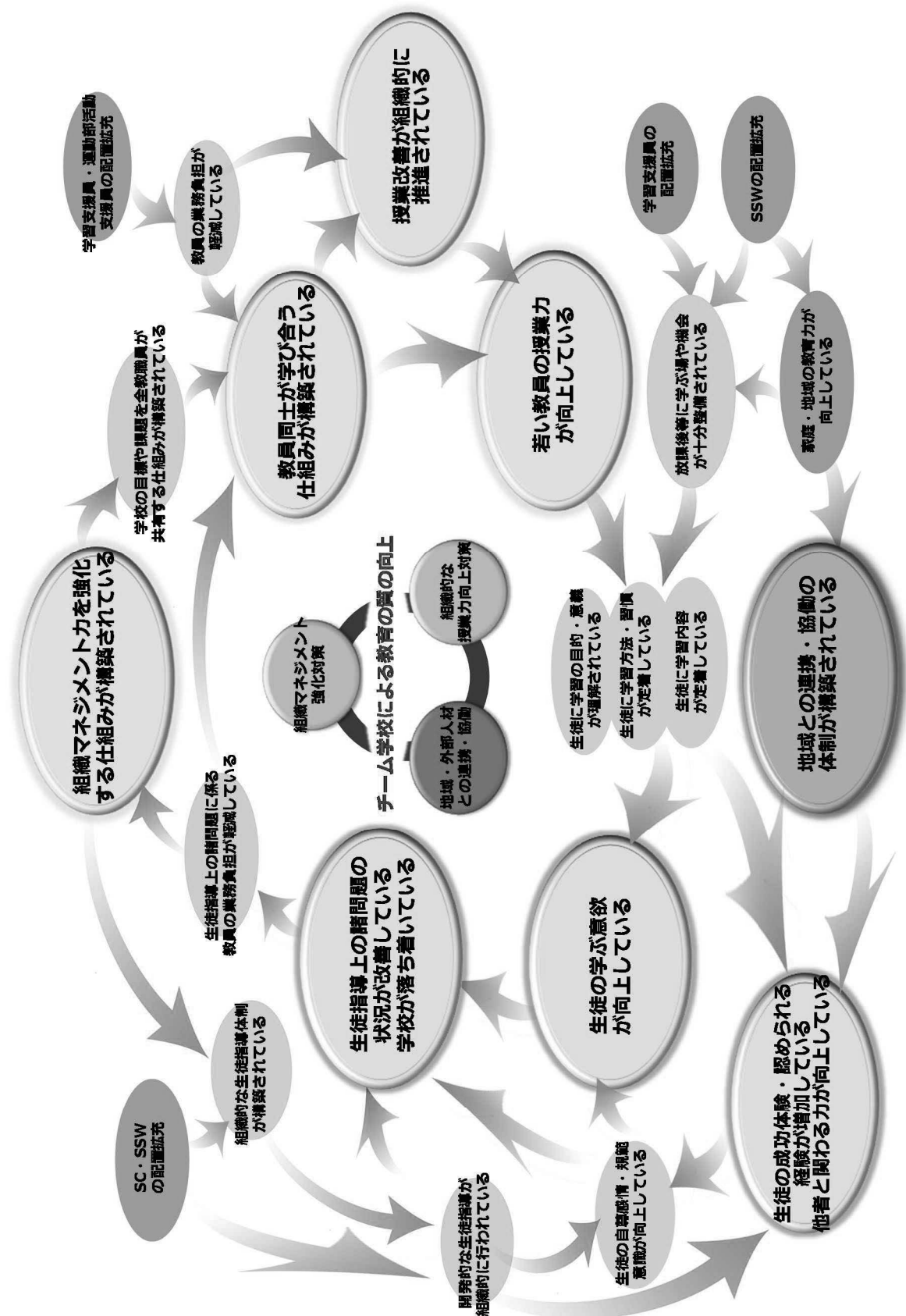
- ①学校の組織マネジメント力を強化し全教職員が学校の目標や課題を共有しながら方向性を合わせた取組を推進するために、学校経営計画の充実とその実現に向け校長がリーダーシップを発揮できる体制の整備
- ②組織的に授業力の向上や生徒指導の充実などを図るための学校内の仕組みづくり（特に、急増する若手教員を育てることを重視）
- ③スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動指導員など外部・専門人材の活用
- ④地域学校協働本部の活動などを通しての地域との連携・協働

などの取組を推進していきます。このようなチーム学校の取組を推進することで、教員がより授業に専念できる環境も整えていきます。

こうしたチーム学校の取組を県内全域で推進していくため、「**（１）チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する**」ことを施策の基本方向の1つ目とします。

このチーム学校で目指す学力向上等に向けた好循環のイメージを次ページに図で示します。

【チーム学校による学力向上等の好循環】



(2) 厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する

我が国において大きな社会問題となっている子どもの貧困は、本県においては更に深刻であり、家庭の生活の困窮や教育力の低下、地域における見守り機能の低下などを背景として、多くの子どもたちが、学力の未定着をはじめ、いじめや不登校、虐待や非行といった困難な状況に直面しています。

家庭の経済状況と子どもたちの学力との間には一定の相関関係があり、学びや就職が希望どおりにならないことなどが相まって、子どもたちの貧困の世代間連鎖が危惧される状況にあります。

家庭は教育の原点ですが、厳しい経済状況の中で、子どもに向き合う余裕のない保護者や子育てに不安や悩みを抱えている保護者がたくさんいます。

また、地域における互助・共助の意識が希薄となる中で、学校と家庭以外に子どもたちが安全・安心に過ごせる場が少なくなり、地域が家庭や子どもを見守り、支える機能の低下もみられます。

こうした厳しい環境の中でも、子どもたちの学びや能力発揮の機会を、生まれ育った家庭の経済状況などに左右されることなく等しく享受されるべきものです。

全ての子どもたちが安心して学び、夢と希望を持ち続けて育つことができるよう、就学前は保護者の子育て力の向上などを重点的に支援するとともに、就学後は学校をプラットフォームとして、小学校から高等学校までの各段階に応じて切れ目のない対策を推進していくことが必要です。

こうした対策を効果的・効率的に推進していくためには、学校と地域との連携・協働の体制を県内全域で構築し、学校と地域が力を合わせて取り組んでいかなければなりません。

具体的には、

- ①保護者の子育て力の向上を図るための支援や啓発
- ②小・中・高等学校における学習支援員等の外部人材を活用した放課後等の学習機会の充実
- ③地域学校協働本部の設置促進などの地域全体で子どもを見守る体制づくりの推進
- ④スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部・専門人材や専門機関との連携・協働による教育相談支援の充実・強化

などの取組を推進していきます。

このように、「(2) 厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する」ことを施策の基本方向の2つ目に掲げます。

(3) 就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、この時期に質の高い教育・保育を受けることが、子どもたちの知・徳・体の調和のとれた健全な成長にとって極めて重要です。

これに対し、県内の保育所・幼稚園等では、専門的で高度な知見に基づいた質の高い教育・保育の実践がまだ十分ではありません。また、就学前と小学校との教育内容の違いに子どもが適応できないことなどを原因として授業が成立しない状態が続くなどの、いわゆる小1プロブレ

レムも発生しています。

こうした課題に対応するため、

- ①保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った具体的な指導方法の確立と普及
- ②保育所・幼稚園等における組織力・実践力の向上に向けた組織マネジメント力の強化
- ③保育者のキャリアステージに応じた資質・指導力の向上
- ④接続期カリキュラムの策定・実践などの保幼小の円滑な接続の推進

などの取組を推進していきます。

このように、「(3) 就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる」ことを施策の基本方向の3つ目に掲げます。

(4) 県と市町村教育委員会との連携・協働の充実・強化を図る

施策の基本方向に基づく義務教育分野などの取組を効果的・効率的に推進していくためには、高等学校や特別支援学校の教育を担い、義務教育については県内全域の教育水準の維持・向上を役割とする県教育委員会と、小・中学校の設置・運営や就学前教育・保育の体制整備を行う市町村・市町村教育委員会が方向性を合わせ、お互いに連携・協働しながら、それぞれの役割や責任をしっかりと果たしていくことが重要となります。

このため、「(4) 県と市町村教育委員会との連携・協働の充実・強化を図る」ことを施策の基本方向の4つ目に掲げます。

(5) 安全・安心で質の高い教育環境を実現する

本県の就学前から高等学校までの教育を下支えする教育環境には、次のような課題があります。

- ①本県は、今後30年以内に70%程度という高い確率で発生することが予想されている南海トラフ地震により甚大な被害がもたらされることが懸念されており、教育分野においては子どもたちの命や学習環境を守り抜くための対策が求められています。
- ②本県では、今後、中山間地域を中心に小・中・高等学校における児童生徒数の更なる減少が進んでいくことが見込まれます。また、病弱の特別支援学校における児童生徒の教育的ニーズが多様化しています。
- ③就学前から高等学校卒業まで、一人一人の子どもの成長をしっかりと見据え、発達段階に応じて必要な力を確実に育成していくため、各校種間で学習内容の連続性を確保するとともに、生活面の円滑な接続を図ることが求められています。
- ④社会・経済の情報化が急速に進展する中で、学校には、社会に出た時に最低限必要な情報活用能力を児童生徒に身に付けさせることが求められています。また、ICTを活用して、教育活動の質的向上を図ることや、校務の効率化等により、児童生徒に向き合う時間を確保することにも取り組んでいく必要があります。

こうした課題に対応するため、

- ①南海トラフ地震等の災害に備えた学校施設等の耐震化の促進や防災教育の推進
- ②教育環境の維持・向上を図る視点に立った県立高等学校・特別支援学校の再編振興

③就学前から高等学校までの校種間の連携・協働の推進

④教員の I C T 活用能力の向上や県立学校における校務支援システムの整備など教育の情報化の推進

などの取組を推進していきます。

このように、「(5) 安全・安心で質の高い教育環境を実現する」ことを施策の基本方向の5つ目に掲げます。

(6) 生涯にわたって学び続ける環境をつくる

社会・経済が急速に変化していくとともに、個人の生き方も多様化している中で、県民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようにするには、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境を整備していくことが重要です。また、個人の学びの成果がさまざまな場面で発揮されることで、地域や社会に好影響がもたらされます。

しかしながら、近年、少子・高齢化や過疎化、核家族化等を背景として、本県の社会教育活動を支える人材や団体の基盤は弱ってきています。また、社会・経済の変化による県民の新たなニーズに対応できる多様な学びの場の充実が求められています。

こうした課題を解決するため、

①社会教育関係者の専門的な資質・能力の向上を目指した研修など時代に即した形での生涯学習の推進体制の再構築

②新図書館等複合施設におけるサービスの充実・強化

などの取組を推進していきます。

このように、「(6) 生涯にわたって学び続ける環境をつくる」ことを施策の基本方向の6つ目に掲げます。

(7) 文化財の保存と活用を図る

本県には、国指定重要文化財である高知城をはじめ、遍路道や土佐和紙など有形・無形の文化財が数多くあり、これらの価値を維持し、後世に伝えていくことが現代を生きる我々の使命です。

このように、「(7) 文化財の保存と活用を図る」ことを施策の基本方向の7つ目に掲げます。

この基本計画では、第3章で示した基本理念の実現や基本目標の達成に向けて、5つの取組の方向性と7つの施策の基本方向に基づき具体的な取組を展開していくこととし、基本方向ごとの施策や具体的な事業、これらの取組状況を点検・検証するための施策群ごとの指標を第5章に、施策ごとの具体的な事業実施計画を第6章に、それぞれ整理しました。

第5章 基本方向ごとの施策

＜各対策の指標について＞

- ・「現状」には、平成31年2月末時点において入手できる最新のデータを掲載しています。
- ・義務教育学校のデータについては、原則として、前期課程に関するものは小学校に、後期課程に関するものは中学校に包含して記載しています。

全ての学校において、個々の教員の力量のみに頼るのではなく、校長のリーダーシップのもとで組織マネジメントが効果的・効率的に推進される組織体制を確立します。その上で、授業力の向上や生徒指導の充実等を目指し教員同士が主体的に学び合うとともに、外部の専門家や地域の人材の力を活用し組織的・協働的に取組を進める「チーム学校」の仕組みを構築して、学校の教育目標の実現や教育課題の解決を図ります。

小・中学校に関しては、こうした取組を設置者である市町村教育委員会との連携・協働のもとで進めていきます。

《小・中学校》

1 知・徳・体に共通する課題・対策

課題

・各学校において児童生徒に育成すべき力が明確化・共有化されていない状況があります。また、育成すべき力を実現するための取組も教員の個業として任されることが多く、教職員が組織的・協働的に取り組むことができていない実態があります。

対策 1-(1) 学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築

【概要】

学校において授業力の向上や生徒指導の充実などに向けて組織的に取り組むことが徹底しない背景には、学校の組織が、少数の管理職と多数の教職員で構成されており、かつ、管理職以外の教職員の役割と責任が必ずしも明確になっていない場合があるため、担当業務ごとの責任者を中心とした組織的な取組を推進することが難しい体制であるということがあります。また、授業をはじめとする教育活動の大部分が個々の教員の裁量や力量に委ねられているということなどもあります。

このため、校長が明示する学校経営計画を基に、学校の目標や課題を全教職員が共有し、方向性を合わせて取組を推進するとともに、PDCAサイクルにより取組状況や成果を点検・検証しながら、学校経営計画の質的な充実を図ります。また、組織のミドルリーダーの役割を担う主幹教諭の配置を拡充し学校の組織体制を強化します。こうしたことにより、校長を中心とした組織マネジメントが効果的に推進されるチーム学校としての体制を構築します。

【主な取組】

①全ての小・中学校において、学校の目標や課題、具体的な取組内容等を示した学校経営計画が策定されるとともに、校長のリーダーシップのもと、PDCAサイクルにより取組状況や成果を組織的に点検・検証しながら計画の修正や取組の改善が図られるよう取り組みます。このため、校長会や市町村教育長会などの場も活用して、指導的な立場にある教育関係者の意識の共有を図るとともに、各学校に対する退職校長や県教育委員会の指導主事による訪問指導・助言等の充実・強化を図ります。

- ②全小・中学校において、学校経営計画に基づくシンプルなビジョンや数値目標の設定等を教職員の参画のもと行うなど、全教職員が学校の目標や課題を共有し、方向性を合わせて取組を進める仕組みを構築します。

（具体的な事業）

①～②

・学力向上のための学校経営力向上支援事業

- ③校長を中心とした学校の組織マネジメント力の更なる強化を図るとともに、授業力の向上や生徒指導の充実などの具体的な取組を組織的に推進するため、ミドルリーダーの役割を担う主幹教諭の配置を拡充します。

（具体的な事業）

・主幹教諭の配置拡充〈小・中学校〉

- ④管理職としての資質・指導力を育成するために、主幹教諭から校長までを対象とする学校組織マネジメントを中核に据えた体系的な研修の更なる充実を図ります。

（具体的な事業）

・管理職等育成プログラム

- ⑤県内全域に学校事務の共同実施組織を拡大することで、学校事務による教員の支援機能を一層強化するとともに、共同実施組織の事務職員の異動を活性化することにより、配置された事務職員が組織的な意思決定、事務処理手法等を学べる機会を増やします。また、事務職員が学校経営に参画し、その専門性を生かして管理職を補佐する役割を担うことができるよう、資質・能力の向上に向けた研修の充実を図ります。

（具体的な事業）

・学校事務体制の強化

対策 1-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
学校全体の学力傾向や課題について、全教職員の間で共有している学校の割合（「よく行っている」と回答した学校の割合）	・小：75.6% ・中：77.6% ※H29 調査結果	全国平均 ・小：62.5% ・中：56.5% ※H29 調査結果	・小：80%以上 ・中：70%以上
校長に占める「管理職等育成プログラム」修了者の割合	・小：73.4% ・中：64.6%		・小：75% ・中：80%

課題

・教員の大量退職・大量採用の時期を迎え、経験の浅い若年教員の比率が急激に高まっていく状況において、若年教員の資質・指導力の向上は、今後の本県の教育水準の向上のために必要不可欠です。

対策 1-(2) 若年教員の資質・指導力の向上

【概 要】

教員の大量退職・大量採用の時期を迎え、経験の浅い若年教員の比率が急激に高まっていく状況において、若年教員の資質・指導力の向上は、今後の本県教育水準の向上のために必要不可欠です。このことについては、教育センターにおいて初任者研修等実施に取り組んでおり、若年教員の資質・指導力の一定の向上につながっています。しかしながら、最近の若年教員を巡る状況としては経験不足によって十分に学級経営ができていない状況や、教科の専門性や指導スキルが未熟であるために、児童生徒の興味・関心を高める魅力的な授業を十分に創ることができていない状況もあります。

このため、OJTにより若年教員を育成する仕組み、体制を強化するとともに、若年教員のほか採用候補者、臨時的任用教員等に対する研修を強化します。

【主な取組】

①若年教員の配置校研修が効果的に行われるために、本人への指導・助言を行うとともに若年教員に対する学校の指導体制についての指導・助言を行う体制を強化します。

小学校において、若年教員をはじめとする教員の資質・指導力の向上を図るため、ベテラン教員や中堅教員がメンター（助言者）として、若年教員の学級経営、授業づくり等について指導・助言しながらチームで学び合う「メンター制」を導入することにより、各学校におけるOJTの充実を図ります。

②若年教員の指導力の向上を図るため、指導の手引書等をまとめた教員必携の冊子を配付し、その活用を促進します。

（具体的な事業）

①～②

- ・若年教員育成プログラム
- ・メンター制を活用したOJTシステム充実事業

③全ての教員に早期から教育公務員としての意識の醸成を図るとともに、授業づくりの基本を徹底するため、教員採用候補者への研修を実施するとともに、臨時的任用教員や時間講師を対象とした研修の機会の充実を図ります。

（具体的な事業）

- ・採用候補者への啓発

④管理職や中堅教員を対象とした研修において、若年教員をOJTにより効果的に育成するための内容を充実・強化します。

（具体的な事業）

- ・管理職等育成プログラム
- ・中堅教諭等資質向上研修

対策 1-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
「高知県教員育成指標」で求められる資質・能力を身に付けるための「自己の達成規準」の達成状況 (H29 までは「高知県の教員スタンダード」の達成状況)	・小:2.5 ・中:2.6 ※3 年次対象		・小:3.0 以上 ・中:3.0 以上 ※4 段階評価

課題 ・学校を取り巻く課題は複雑化・困難化しており、育成すべき力を身に付けさせるためには学校内の資源だけでは十分ではない状況があります。

対策 1-(3) 地域との連携・協働の推進

【概要】

将来を担う子どもたちが、志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら生きる力を身に付けていくためには、社会との関わりの大切さを学ぶことが不可欠です。そのためには、地域の大人が学校の活動に関わり、多様な体験活動などを通じて子どもたちの社会性を育むとともに、学校と連携しながら地域全体で子どもたちを見守り育てる体制をつくる必要があります。

また、教員の多忙化・業務の複雑化が指摘される中で、学校の活動に地域住民が参画することは、教員が子どもとしっかりと向き合う時間の確保にもつながります。

このため、学校と地域との連携・協働によりチーム学校として教育活動を充実させていきます。

【主な取組】

①全ての学校に地域と連携・協働する体制が構築されることを目指し、地域住民が学校における学習活動や部活動、学校行事、校内環境の美化、登下校などを支援しながら、子どもたちの成長を支える地域学校協働本部の設置を促進します。このための学校の体制として、地域との連携・協働について中核的な役割を果たし、連携調整を担う担当者を位置付けることを徹底します。また、地域学校協働本部の活動の充実を図るため、地域住民を中心に人材の発掘・登録、マッチングを円滑に行う仕組みを拡充します。併せて、地域とともにある学校づくりを推進するため、保護者や地域住民等が学校運営に参画する取組の一つであるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）についての周知・啓発を積極的に行います。

（具体的な事業）

- ・地域学校協働活動推進事業
- ・コミュニティ・スクールの設置への支援

②子どもたちが放課後等に安全・安心な居場所で学習などに取り組みながら過ごすことができるよう、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、放課後児童支援員等を対象とした研修の実施等により、活動内容の充実を図ります。

（具体的な事業）

- ・新・放課後子ども総合プラン推進事業

第5章 基本方向ごとの施策【基本方向1 チーム学校〈小・中学校〉】

対策 1-(3)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
地域学校協働本部が設置された学校数	・小:154 校 ・中:86 校 ・義務:2 校		・小:150 校以上 ・中: 80 校以上
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の設置率(小学校)	95.8%		95%以上
保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加している学校の割合(当てはまる・どちらかといえば当てはまると回答した割合)	・小:95.3% ・中:88.2%	全国平均 ・小:97.7% ・中:90.4%	・小:100% ・中:100%

対策 1-(4) 外部・専門人材の活用の拡充

【概要】

学校が抱える課題や教育に対するニーズが多様化するとともに、教員が対応する業務が多岐にわたり、多忙化が指摘されている中で、児童生徒一人一人に対して効果的な支援を行うためには、外部人材を活用しながら、チーム学校として組織的に取り組んでいく必要があります。

学校全体の教育力を高め、児童生徒を取り巻くさまざまな教育課題に対応するため、多様な人材(学習支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動支援員、部活動指導員、校務支援員(スクール・サポート・スタッフ)等)の参画による、それぞれの専門性を生かした支援体制を構築します。

【主な取組】

①学力の定着状況に課題のある児童生徒へのきめ細かな学習指導・支援を充実させるために、地域の人材や大学生等による学習支援員の配置を拡充し、放課後や長期休業期間に行われる補充学習の充実・強化を図ります。

また、学習支援ができる人材を確保するために、地域人材の登録、マッチングを行う仕組みの活用を推進するとともに、退職教員への声がけ、大学生に参加してもらうための大学との連携、高校生に有効に活躍してもらうための検討を進めます。

(具体的な事業)

・放課後等における学習支援事業

②教育相談支援体制の充実・強化を図るために、心理の専門家であるスクールカウンセラーや、社会福祉等の専門的な知識・技術を持ったスクールソーシャルワーカーの配置を更に拡充します。

(具体的な事業)

・スクールカウンセラー等活用事業

・スクールソーシャルワーカー活用事業

③課題を抱える児童生徒一人一人の状況に応じた支援を充実させるため、不登校の発生率が高い市町村の教育支援センターにスクールカウンセラーを配置し、積極的な働きかけを行う支援活動体制(アウトリーチ型)を整備します。

(具体的な事業)

- ・スクールカウンセラー等活用事業

④各学校における部活動の指導の充実を図るとともに、教員の部活動指導にかかる負担を軽減し、生徒に向き合う時間を確保するため、専門的な指導ができる部活動支援員や、単独での部活動指導や学校外での活動の引率なども可能な部活動指導員の配置を進めます。

(具体的な事業)

- ・運動部活動サポート事業
- ・運動部活動指導員派遣事業
- ・文化部活動指導員配置事業

⑤学校に教員の専門性を必要としない業務に従事する校務支援員を配置し、業務負担の軽減を図ることで、教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、学校教育活動の充実につなげます。

(具体的な事業)

- ・校務支援員(スクール・サポート・スタッフ)配置事業

対策 1-(4)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
放課後等学習支援員の配置校数	・小:117 校 ・中:77 校		・小:100 校以上 ・中: 80 校以上
スクールカウンセラーの配置校数(配置率)、アウトリーチ型スクールカウンセラーの市への配置数(配置率)	・小:192 校 (100.0%) ・中:107 校 (100.0%) ・8 市(73%)		・小:100% ・中:100% ・11 市(100%)
スクールソーシャルワーカーの配置市町村数	33 市町村		全市町村
運動部活動支援員を派遣した部の数・割合(中学校)	92 部 (11.0%)	運動部総数 ・840 部	84 部以上 (約 10%以上)
運動部活動指導員を派遣した部の数・割合(中学校)	8 部(1.0%)	運動部総数 ・840 部	38 部以上 (約 5%以上)
スクール・サポート・スタッフの配置校数	20 校		46 校

課題

- ・発達障害等特別な支援が必要な児童生徒が増えていますが、障害の状況に対応した適切な指導を行うための教員の専門性や組織的な指導・支援が十分ではありません。

対策 1-(5) 障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

【概要】

特別な支援を必要とする児童生徒の割合が増加している中、発達障害等のある一人一人の児童生徒の特性に応じた授業づくり、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成、活用による

第5章 基本方向ごとの施策【基本方向1 チーム学校〈小・中学校〉】

指導・支援の充実が求められています。

このため、教員の専門性を向上させ、ユニバーサルデザインに基づく授業づくりを推進するとともに、チーム学校として校種間における円滑かつ適切な引き継ぎが行われるための仕組みの構築を推進します。

【主な取組】

①児童生徒の学習意欲の向上に向け、ユニバーサルデザインに基づき、発達障害等のある全ての児童生徒が「分かる」「できる」授業づくりを進めます。

②発達障害等のある子どもに対し、保育所・幼稚園等から小・中学校への計画的・継続的な指導・支援を行うため、引き継ぎシートなどのツールを活用した校種間の引き継ぎの充実・強化を図ります。

③発達障害等のある児童生徒への支援を充実させるため、特別支援教育学校コーディネーターを中心とした校内委員会等において個別の指導計画を作成した上で、指導目標、指導内容・方法を定期的に検討するなど、組織的な指導・支援を継続的に行う体制を整備します。

（具体的な事業）

①～③

ユニバーサルデザインによる学校はぐくみプロジェクト

④特別支援学級や、発達障害等のある児童生徒が一部の授業についてのみ障害に応じた特別な指導を受けるための場である通級指導教室を担当する教員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教諭免許の取得を促進します。また、それらの場において特別支援学校教員や理学療法士、言語聴覚士などの専門家を活用することを進め、指導・支援の充実を図ります。

（具体的な事業）

・特別支援学級及び通級による指導担当教員等の専門性の向上

対策 1-(5)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
「個別の指導計画」を作成している学校の割合（公立小・中学校）	・小：95.2% ・中：93.4% ※H30 速報値	全国平均 ※未公表 （H31.2 月現在）	・小：100% ・中：100%
発達障害の診断・判断のある児童生徒に占める「引き継ぎシート」等のツールを活用した引き継ぎが行われた児童生徒の割合	・小→中：87.4% ・中→高：56.3% ※H30 速報値		・小→中：100% ・中→高：100%
校内研究の計画等にユニバーサルデザインの視点による授業づくり等を位置づけ、実施している学校の割合	・小：85.9% ・中：86.0%		・小：100% ・中：100%

2 「知」の課題・対策

- 課題**
- ・中学校の学力（特に数学）が、全国と比べて低い水準にあります。
 - ・小・中学校ともに思考力・判断力・表現力に弱さがみられます。

対策 2-(1) 学力向上に向けて教員同士が学び合う仕組みの構築

【概 要】

本県の中学校の学力の定着状況に課題があることの要因として、授業が個々の教員任せになりがちで、学校において組織的に授業力向上に向けた取組が十分でないことや、授業改善を進める仕組みが十分整っていないことがあります。

このため、中学校における「タテ持ち」校での教科会の活性化、学校組織のミドルリーダーの役割を担う主幹教諭の配置、小規模中学校において教科の枠を越えたチームで授業改善を進める「教科間連携」の導入、授業改善プランの作成・実施等により、学力向上に向けて教員が協働して取り組むチーム学校の仕組みを構築します。

また、小学校においても、日々の授業や生徒指導、学級経営が個々の教員に任されており、経験の浅い若手教員を学校の中で育てる仕組みづくりが十分でないという課題があります。このため、若年教員を育成するための「メンター制」を導入した新たな取組を始めるなど、不断に授業改善を図る仕組みを県全体で構築します。

【主な取組】

①同一教科の担任が複数配置されている中学校において、複数の教員が学年をまたがり同じ教科を担当する「タテ持ち」を実施し、教科ごとの授業改善・教材研究を進めるために設置している教科会などで、教科主任や経験と力量を備えた教員が経験の浅い教員を指導するといった、授業力の向上に向けて教員同士が学び合い高め合う仕組みを構築します。

また、同じ教科の教員が複数配置されない小規模中学校においても、教科の枠を越えたチームを編成し、授業について協議し合う「教科間連携」の仕組みを広げるとともに、学校規模や教員の配置に応じて「タテ持ち」と「教科間連携」の両方の型を組み合わせた取組を導入するなど、全ての中学校において教員同士が学び合う仕組みを構築します。

（具体的な事業）

- ・中学校組織力向上のための実践研究事業

②各学校において、授業力の向上や授業改善に向けた組織的・協働的な取組を推進するため、教科の組織的な指導体制の中核となる主幹教諭の配置を拡充します。

（具体的な事業）

- ・主幹教諭の配置拡充＜小・中学校＞

③「タテ持ち」を導入している中学校における教科会等の内容を充実していくために、主幹教諭や教科主任などのミドルリーダーとなる教員の育成を図ります。

（具体的な事業）

- ・中学校組織力向上のための実践研究事業

第5章 基本方向ごとの施策【基本方向1 チーム学校〈小・中学校〉】

・主幹教諭の配置拡充〈小・中学校〉

- ④同一教科の教員が一人しかいない小規模の中学校においては、教員同士の学び合いにより教科指導力を向上させる機会が少ない状況にあります。このため、近隣の小規模の中学校の教員が連携して教科指導力の向上を図る仕組みを構築します。

（具体的な事業）

・小規模・複式校における特色ある教育課程推進事業

- ⑤中学校の授業改善を推進するため、全ての中学校において、国語・社会・数学・理科・英語の授業改善プランを作成し、思考力・判断力・表現力を育む授業づくりを進めるとともに、プランに基づく授業実践について、県教育委員会の指導主事等が全ての中学校を訪問し、指導・助言を行う取組を徹底します。

（具体的な事業）

・授業改善プランの策定・実施

- ⑥小学校において、若年教員をはじめとする教員の資質・指導力の向上を図るため、ベテラン教員や中堅教員がメンター（助言者）として、若年教員の学級経営、授業づくり等について指導・助言しながらチームで学び合う「メンター制」を導入することにより、各学校におけるOJTの充実を図ります。【再掲】

（具体的な事業）

・メンター制を活用したOJTシステム充実事業

対策 2-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
学習指導・評価の計画の作成に当たり教職員同士が協力し合っている学校の割合（「よく行っている」と回答した学校の割合）	・小：45.3% ・中：44.5%	全国平均 ・小：48.2% ・中：40.2%	全国平均以上
言語活動について、国語科だけでなく、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動を通じて、学校全体で取り組んでいる学校の割合（「よく行っている」と回答した学校の割合）	・小：37.0% ・中：41.8%	全国平均 ・小：39.1% ・中：34.9%	全国平均以上

対策 2-(2) 教員の教科指導力を向上させる仕組みの構築

【概要】

グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等、変化の激しい時代を生き抜く子どもたちに必要な資質・能力を育成するためには、「何を知っているか」ととどまらず「何ができるようになるか」を意識した指導へと発展させていくことが重要であり、子どもたちが物事について深く理解し課題の発見から解決までの過程を実現する能力を身に付けることができるよう、「何を学ぶか」という学習内容とともに、「どのように学ぶか」という学び方にも着目して、不断の授業改善を図っていく必要があります。

そのためには、児童生徒に基礎的な知識・技能を習得させるとともに、実社会や実生活との

関連を図って、地域の人的・物的資源を活用するなどしながら、自ら課題を見出し、その解決に向けて知識や技能を活用したり、主体的・協働的に物事の本質を探究したりしていくような学習活動を行うことが大切です。

平成32年度から順次全面的に実施されていく学習指導要領には、以上のようなこれからを生きる子どもたちに身に付けさせるべき能力・態度、それを育成するための学習内容や方法が記されており、その内容を十分に理解した上で、授業研究・研修をすることや、教員同士が刺激し合い教え合って教科の専門性を高め、指導力を磨き合っていくことが必要です。こうしたことは、今後増加していく若手教員の育成のためにも不可欠なことです。

このため、O f f - J TやO J Tの充実、授業スタンダードの徹底、探究的な授業づくりの推進、授業研究等の活性化など、教員の教科指導力を高める機会を充実させます。

【主な取組】

①教員の教科指導力の向上を図るため、若手教員を対象とする集中研修や、学力上位県への教員派遣、また、大学との連携等による中核教員の育成など、各教科において経験年数や実態に応じたO f f - J Tの充実・強化を図ります。

(具体的な事業)

- ・理科教育推進プロジェクト
- ・英語教育強化プロジェクト事業
- ・外国語教育推進プラン実践事業
- ・学校の力を高める中核人材育成事業

②学校における校内研修の質的・量的な充実を図るため、各学校の研究主任を対象とした協議会を実施するとともに、各教科の授業改善プランに基づいて指導主事等が教員の指導力向上に向けた指導・助言を行います。

(具体的な事業)

- ・学力向上研究主任会
- ・授業改善プランの策定・実施

③本県における授業のスタンダードを明示した冊子を全教職員に配付し、教育センターと教育事務所が連携して授業改善指導を徹底することにより、全小・中学校でスタンダードに基づく授業が展開できる仕組みづくりを推進します。

(具体的な事業)

- ・若年教員育成プログラム
- ・中堅教諭等資質向上研修

④探究的な授業の確立に向けて、研究指定校における探究的な学習の研究・実践、新聞や図書資料を活用した授業研究を更に進め、その成果を県内に普及するとともに、教育センターの全ての年次研修に主体的・対話的で深い学びの視点を取り入れた研修を導入します。

(具体的な事業)

- ・「主体的・対話的で深い学び」を実現するための実践研究事業

第5章 基本方向ごとの施策【基本方向1 チーム学校〈小・中学校〉】

- ・学校図書館を活用した「読み」を鍛える拠点校事業
- ・若年教員育成プログラム
- ・中堅教諭等資質向上研修(10年経験者研修)

⑤数学を担当する教員の授業力の向上を図るため、専門力の高いスーパーバイザーを招へいし、教育事務所及び高知市教育委員会に配置している数学専任の指導主事とチームとなって、数学担当教員への訪問指導・支援を強化します。

(具体的な事業)

- ・数学担当教員への指導・支援の強化

⑥小・中学校における教員の英語指導力の向上を図るため、管内の小学校を巡回してアドバイスを行う「小学校英語指導教員」を基幹となる小学校に配置するとともに、中学校に英語のモデル授業拠点校を構築することなどにより、小・中学校の英語の授業づくりや校内の体制整備を支援します。

(具体的な事業)

- ・英語教育強化プロジェクト事業
- ・外国語教育推進プラン実践事業

⑦校内外の他の教員や地域の方々などに授業を見てもらうことが教員の指導力の向上に効果的であることから、各学校における日常的に授業を公開する取組を更に推進します。

(具体的な事業)

- ・中学校組織力向上のための実践研究事業

⑧本県の学校の力をもう一段高めるため、高知大学教職大学院や国が実施する中央研修等に現職教員を計画的に派遣することにより、本県の教育課題の解決に向けた取組の核となる中核教員の育成を図ります。

(具体的な事業)

- ・大学等との連携の強化(高知大学教職大学院との連携)

対策 2-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
授業の内容がよく分かったと回答した児童生徒の割合(当てはまると回答した割合)	【国語】 ・小: 一% ・中: 一% 【算数・数学】 ・小: 45.1% ・中: 29.0% ※国語は H30 調査なし	全国平均 【国語】 ・小: 一% ・中: 一% 【算数・数学】 ・小: 42.1% ・中: 28.2% ※国語は H30 調査なし	【国語】 ・小: 60%以上 ・中: 50%以上 【算数・数学】 ・小: 60%以上 ・中: 50%以上
習得・活用及び探究の学習過程を見通した指導方法の改善及び工夫をした学校の割合(「よく行った」と解答した学校の割合)	・小: 26.6% ・中: 32.7%	全国平均 ・小: 26.8% ・中: 26.1%	・小: 50%以上 ・中: 50%以上

対策 2-(2)の指標(つづき)	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思うと解答した児童生徒の割合(「当てはまる」と解答した割合)	・小: 33.4% ・中: 30.7%	全国平均 ・小: 29.1% ・中: 26.3%	・小: 50%以上 ・中: 50%以上
話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思うと解答した児童生徒の割合(「そう思う」と解答した割合)	・小: 36.4% ・中: 36.7%	全国平均 ・小: 34.7% ・中: 32.4%	・小: 50%以上 ・中: 50%以上

対策 2-(3) 児童生徒の学習の質・量の充実

【概 要】

学力と深い関係のある児童生徒の学習習慣については、授業時間以外での学習時間が増加傾向にあるなど、「量」の面では改善してきていますが、学習の内容や方法などの「質」の向上までには至っておらず、学力向上につながっていない状況がみられます。

このため、授業や家庭学習における単元テスト・学習シート等の教材の効果的な活用の促進、児童生徒の家庭学習の徹底など、学習の質・量の確保に向けた取組をチーム学校として組織的に推進します。

【主な取組】

①授業と家庭学習のサイクル化を推進するため、単元テストに活用の力を問う問題を追加するなど、個々の児童生徒の学力の定着状況を把握・分析する仕組みの更なる充実を図るとともに、基礎学力を定着させるための学習シートなどの教材の効果的な活用を促進します。

②新学習指導要領において、小・中学校卒業時に習得が求められる数の英単語の習得を促すために、英単語集をそれぞれ作成・配付し、その効果的な活用を促進します。

③思考力・判断力・表現力を育成するため、数学の思考力を養う問題集やコンテストの過去の問題等を授業等で活用する取組を推進します。

④児童生徒の読解力の向上のために、教員研修を充実させるとともに、文章を読み取り、要約するといった読解力を鍛える「読み物教材」を活用する取組を推進します。

(具体的な事業)

①～④

・学習シート等の教材の活用

⑤主幹教諭の配置を拡充することにより、学校全体としての家庭学習の計画づくりと進捗管理、学習と部活動の調整等を的確に進めます。

(具体的な事業)

・主幹教諭の配置拡充<小・中学校>

第5章 基本方向ごとの施策【基本方向1 チーム学校〈小・中学校〉】

対策 2-(3)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
平日の授業時間以外の学習時間が 30 分未満の児童生徒の割合	・小：9.6% ・中：12.0%	全国平均 ・小：9.9% ・中：12.8%	・小：6%以下 ・中：8%以下
児童生徒に家庭での学習方法を具体例を挙げながら教えている学校の割合（「よく行っている」と回答した学校の割合）	・小：37.0% ・中：40.0%	全国平均 ・小：40.4% ・中：32.0%	全国平均以上

対策 2-(4) 児童生徒の学習意欲を高めるための機会の確保

【概 要】

児童生徒が学習に主体的に取り組む態度を養うためには、児童生徒自身が自分の将来や学ぶことの意義について考える場面や知的好奇心・探究心をもって主体的・協働的に問題を解決するような学習活動を多く取り入れることが必要です。

このため、将来の社会的・職業的自立に必要な力を育むキャリア教育の推進、豊かな感性や学ぶ意欲を培う読書活動の推進、学ぶ楽しさを実感できるコンテストの開催等により、児童生徒の学習意欲を高めるための機会を拡充します。

【主な取組】

①各学校のキャリア教育担当者を対象とした研修の実施や県独自教材の活用促進等により、各地域の特色を生かしたキャリア教育の実践を支援するとともに、地域と連携したキャリア教育を推進します。

（具体的な事業）

・小中学校キャリア教育充実プラン

②児童生徒の読書活動の充実に向けて、「高知県子ども読書活動推進計画」に基づき、授業等における学校図書館の活用や、市町村立図書館等との連携、地域の民間団体や読書ボランティアとの連携による読み聞かせ等の実施、推薦図書リストの配付等による啓発などの取組を一層推進します。

（具体的な事業）

・読書活動推進事業

③児童生徒の学ぶ意欲の向上に向けて、コンテストの開催等により、探究することや未知の分野に挑戦することの楽しさを実感できる機会を設けます。

（具体的な事業）

・学ぶ楽しさを実感できるコンテストの開催

対策 2-(4)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
平日の授業時間以外に 10 分以上読書をしている児童生徒の割合	・小：67.6% ・中：59.9%	全国平均 ・小：66.2% ・中：53.5%	・小：75%以上 ・中：70%以上

3 「徳」の課題・対策

課題

- ・暴力行為・非行が多く、近年は低年齢化が進んでいます。
- ・不登校の児童生徒が多く、特に中学校1年生で発生が増加しています。
- ・依然としていじめが発生しています。

対策 3-(1) 規範意識や自尊感情を育む組織的な取組の推進

【概要】

暴力行為や不登校等の生徒指導上の諸課題の改善には、児童生徒が共感的な人間関係の中で自分を肯定的に捉えることで自尊感情を自ら育み、規範意識を身に付けることが有効です。

このため、学校においては、全ての教育活動を通じて、道德教育や児童生徒が本来持っている力や良さを引き出す生徒指導、また、一人一人の人権が尊重される学校・学級づくり等の取組をチーム学校として組織的に推進することにより、児童生徒の規範意識の向上や自尊感情の醸成を図り、生徒指導上の諸課題の予防に努めます。

【主な取組】

- ①児童生徒に道德性を育むため、「特別の教科 道德」が実施されることを踏まえて、道德教育の専門性を備えたリーダー教員を育成するとともに、指定校における道德の指導方法や評価の研究などの成果の普及を行うことにより、道德教育の充実を図ります。

（具体的な事業）

・道德教育実践充実プラン

- ②モデルとなる中学校区の小・中学校が合同支援会議を開催するなど連携・協働しながら、子どもたちに内在する力や可能性を9年間を見通して引き出す生徒指導の実践研究に取り組みます。この成果を、生徒指導担当者・生徒指導主事の研修会等を通して県内の小・中学校に普及し、県内全域での実践を推進します。

（具体的な事業）

・高知夢いっぱいプロジェクト推進事業

- ③児童生徒の人権意識の向上を図るとともに、一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりに向けて、「高知県人権教育推進プラン」に基づき、教育活動全体を通じた人権教育を推進します。

（具体的な事業）

・人権教育推進事業

第5章 基本方向ごとの施策【基本方向1 チーム学校〈小・中学校〉】

対策 3-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
道徳の授業を全学級で公開した学校の割合	・小: 99.5% ・中: 94.4%		・小: 100% ・中: 100%
児童生徒の自尊感情や自己有用感を育む、開発的・予防的な生徒指導が組織的に行われている学校の割合(十分できていると回答した学校の割合)	・小: 25.1% ・中: 30.6%		・小: 50%以上 ・中: 50%以上
中学校区の9年間で9つの人権課題を年間指導計画に位置付けている学校の割合	・小: 100% ・中: 100%		・小: 100% ・中: 100%

対策 3-(2) 生徒指導上の諸課題の未然防止のための仕組みの構築

【概 要】

生徒指導上の諸課題が起こる背景には、教職員の児童生徒理解が十分でないことや、校種間における学習場面での指導方法等の違いから児童生徒が学校生活に適応できないなどの問題があります。

このため、小中連携の強化や中1ギャップの解消に向けた取組、いじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組など、生徒指導上の諸課題の未然防止に向けたチーム学校としての組織的な取組を推進します。

【主な取組】

①配慮が必要な児童生徒に関する情報の共有や支援の引き継ぎを小・中学校間で適切に行うため、生徒指導担当者・生徒指導主事が児童生徒の持っている力を引き出す開発的な生徒指導に関する知識・理解を深められる研修会や、小・中学校間の連携の推進に向けた合同の研修会を開催します。

②中学校入学後の学習環境の変化などを原因として発生する中1ギャップを解消するため、全ての中学校において、入学後の早い段階での集団づくりを推進するとともに、生活や学習方法に関するガイダンスの実施を徹底します。

(具体的な事業)

①～②

・生徒指導主事会(担当者会)

③いじめ問題等の防止に向けた児童生徒の主体的な取組を推進するため、小・中・高・特別支援学校の児童会・生徒会の代表者が集まり、いじめ問題等をテーマに実践交流や協議を行う交流集会を開催するとともに、その成果を各学校の取組に生かします。

(具体的な事業)

・いじめ防止対策等総合推進事業

対策 3-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
中1ギャップ解消に向けて組織的な小中連携の取組が行われている学校の割合(十分できていると回答した学校の割合)	・小: 32.5% ・中: 38.0%		・小: 50%以上 ・中: 50%以上
学級運営の状況や課題を全教職員の間で共有し、組織的に取り組んでいる学校の割合(「よく行っている」と回答した学校の割合)	・小: 59.4% ・中: 57.3%	全国平均 ・小: 57.9% ・中: 49.1%	・小: 70%以上 ・中: 70%以上

対策 3-(3) 生徒指導上の諸課題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築

【概 要】

生徒指導上の諸課題については、その発見や対応が遅れることにより、場合によっては取り返しのつかない事態に至るおそれもあるため、教職員による、児童生徒との関わりを通した問題行動の早期発見・早期対応が行われるよう徹底します。

特にいじめは、児童生徒の命に関わる事案であるため、「高知県いじめ防止基本方針」に基づき、学級担任が一人で抱え込むことがないよう、学校全体でチームとして迅速な対応ができる体制を整えるとともに、関係機関との連携によるきめ細かな支援を徹底します。

また、不登校への早期対応のために、児童生徒に関する情報共有や組織的な対応を徹底することによって、支援の充実を図ります。

【主な取組】

①欠席した児童生徒が不登校に至らないよう、欠席直後の家庭訪問等により、児童生徒や家庭の状況を早期に把握すること、また、学校内で発生した暴力行為が更に深刻な事態に至らないよう、暴力行為に至る経緯や要因を早期に把握することを徹底します。その上で、把握された課題について校内において速やかに情報共有を行った上で、学校組織を挙げて課題の早期解決が図られるよう徹底します。また、教育相談支援機関による支援や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の外部の専門人材の活用等により課題の解決が的確に図られる仕組みを構築します。

(具体的な事業)

- ・生徒指導主事会(担当者会)
- ・校内支援会活性化事業
- ・心の教育センター相談支援事業
- ・スクールカウンセラー等活用事業
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業

②教員の生徒指導力の向上を図るため、スクールカウンセラー等を講師として、不登校状態にある児童生徒や発達障害のある児童生徒などへの適切な対応に資する児童生徒理解に関する研修を全教職員を対象に実施します。また、支援記録や今後の支援計画等を記載したシートを活用し、課題に応じた支援を行うことを推進します。

（具体的な事業）

- ・スクールカウンセラー等活用事業
- ・生徒指導主事会(担当者会)

- ③管理職や関係教員及びスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等で組織する校内支援会等を定期的に開催し、児童生徒ごとのリスクレベルを判断するとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等からの助言を取り入れて見立て、具体的な手立てを策定し、それに基づいて学年部会が中心となって日々の見守りを行うなど、組織的な対応を行うことを徹底します。
- ④少しでもリスクがあると思われる児童生徒について、欠席や遅刻など気になる兆候が見え始めた段階で校内支援会において状況を確認するとともに、家庭訪問や面談を行うなど早期の支援を開始することを徹底します。
- ⑤小・中学校の生徒指導担当や養護教諭等が各学校の校内支援会に相互参加することや、個別の支援シート等を引き継ぐことにより、保幼小中高間の抜かりない情報共有と連続性のあるチーム支援を実施します。
- ⑥各教育委員会において、児童生徒の出席状況等を把握し、リスクレベルの検討や支援の進捗状況を確認するとともに、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の助言を受けながら、学校と連携して支援を行うことを推進します。
- また、リスクレベルの高いケースや支援に行き詰まっているケースについては、心の教育センター等、関係機関に相談し、必要な助言を受けるなどスピード感をもった対応を行うことを推進します。
- ⑦不登校児童生徒への支援の充実のために、アウトリーチ型スクールカウンセラーが家庭訪問等の支援を行うとともに、学校配置のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーと連携して、教育支援センター等の機関へつなぐなどして、個々の状況に応じた支援を行います。

（具体的な事業）

③～⑦

- ・生徒指導主事会(担当者会)
- ・校内支援会活性化事業
- ・スクールカウンセラー等活用事業
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業

- ⑧いじめ問題への適切な対応を図るために、学校内のいじめ防止等の対策のための組織のもとで、いじめ防止対策の進捗管理やPDCAサイクルによる取組の評価を行います。また、いじめが発見された場合には、早期解決のため、この組織に情報を集約するとともに、教職員の間で共有した上で、校長のリーダーシップのもと学校全体で迅速に対応します。

(具体的な事業)

・生徒指導主事会(担当者会)

対策 3-(3)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
いじめを認知している学校の割合(公立小・中学校)	・小: 70.1% ・中: 67.3%	全国平均 (国公立) ・小: 78.4% ・中: 80.6%	全国平均以上
不登校の新規発生率(その年度、新たに不登校になった児童生徒数／不登校児童生徒総数)	(公立) ・小: 56.3% ・中: 39.2%	全国平均 (国公立) ・小: 51.2% ・中: 41.6%	(公立) ・小: 30%以下 ・中: 35%以下
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが参加した校内支援会を月1回以上実施している学校の割合	・小: 51.0% ・中: 65.4%		100%
スクールカウンセラーを講師とした校内研修を年1回以上実施している学校の割合	・小: 82.3% ・中: 78.5%		100%
校種間における児童生徒の情報共有を組織的・計画的に行っている学校の割合	・小: 99.5% ・中: 100.0%		100%

4 「体」の課題・対策

課題

- ・運動習慣が十分に定着していません。
- ・中学校の体力・運動能力が全国平均を下回っており、特に女子は全国的にまだ低い水準にあります。
- ・痩身と肥満の傾向がみられます。
- ・運動部活動では、生徒の能力・適性、興味・関心に応じた指導が十分に行われていません。
- ・中山間地域における運動部活動では、競技種目が限定される場合があります。

対策 4-(1) 体育授業の改善

【概要】

小・中学校の体力・運動能力は上昇傾向にあるものの、運動時間が少ない児童生徒の割合が全国と比較して高く、運動習慣が十分に定着していない状況があります。

このため、授業の質を高め合うことができる仕組みづくりや学校全体で体力・運動能力の向上に取り組むチーム学校としての体制を整えることにより、運動好きな児童生徒を育てます。

【主な取組】

①小学校における体育授業の質を向上させるため、具体的な運動例や技能のポイント、用具の工夫等を写真や図解等で分かりやすく学べる副読本や体育授業のヒント集等の教材の活用を促進するとともに、体育科の授業改善を推進する上で中核となる教員を育成します。

②全ての小・中学校で、走力や柔軟性、全身持久力を高めるための教材やメニューの活用を促進することにより、児童生徒の体力向上につなげます。

（具体的な事業）

①～②

・こうちの子ども健康・体力向上支援事業

③中学校における体育授業の質を向上させるため、文部科学省が作成した体育学習の評価に関する手引きを活用して、それぞれの学校の実態に応じた適切な評価規準や評価方法が、年間指導計画に適切に設定されるよう徹底します。また、それが円滑に行われるよう、評価規準等の設定のポイントを示した補助資料を作成するとともに、指導主事が学校訪問を行い、教科会等において指導・助言を行います。

④小規模校等においては、学校内だけでは授業の質を高める取組が十分できないため、近隣の小規模校同士が連携して行う授業研究や小・中学校合同の研修会を実施し、授業力の向上を図ります。

⑤体育学習・健康教育の質的向上を図るため、体力・健康教育に課題のある学校に指導主事を派遣し、学校の課題を明確にした上で、授業改善への手立て等を具体的に指導・助言します。

⑥体育授業の改善や家庭・地域・学校間の連携、運動の日常化などに関する保健体育の先進的な取組を推進するとともに、それらの取組の成果について、体育主任会等における実践事例の紹介や、ホームページへの掲載などにより、全小・中学校に普及します。

⑦若い世代のスポーツ人口を増やすため、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を好機ととらえ、オリンピック・パラリンピック教育を通じてスポーツに対する理解や関心を高めます。

(具体的な事業)

③～⑦

・体育授業の質的向上対策〈小・中学校〉

対策 4-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
1 週間の総運動時間が 60 分未満の児童生徒の割合	・小男：8.1% ・小女：14.9% ・中男：8.9% ・中女：21.6%	全国平均 ・小男：7.2% ・小女：13.2% ・中男：6.5% ・中女：19.4%	全国平均以下
体育・保健体育の授業が楽しいと思う児童生徒の割合（楽しい・やや楽しいと回答した割合）	・小男：94.4% ・小女：90.5% ・中男：91.0% ・中女：85.8%	全国平均 ・小男：94.6% ・小女：90.7% ・中男：89.3% ・中女：84.4%	・小男：100% ・小女：100% ・中男：100% ・中女：100%

対策 4-(2) 健康教育の充実

【概 要】

近年、運動不足や健康的な生活習慣の未定着などを背景として肥満や痩身など、健康面に課題がある児童生徒がみられます。

このため、学校全体で取り組む健康教育に関する研修や、学校・家庭・地域が連携した取組を推進することにより、健康教育の充実を図ります。

【主な取組】

①全学校の健康教育の中核となる教員を対象にした研修を実施するとともに、退職養護教諭の派遣による経験の浅い養護教諭等への支援等を行います。

また、学校体育関係者や医療関係者、保護者、養護教諭などをメンバーとするこうちの子ども健康・体力向上支援委員会において、学校体育や健康教育、健康管理に関する課題や対策について協議し、課題解決に向けた取組を推進します。

②小学校から高等学校まで系統立った健康教育の副読本の活用を徹底し、各学校における健康教育の充実を図るとともに、家庭や地域と連携した取組を進めます。

第5章 基本方向ごとの施策【基本方向1 チーム学校〈小・中学校〉】

（具体的な事業）

①～②

・健康教育充実事業

③体育学習・健康教育の質的向上を図るため、体力・健康教育に課題のある学校に指導主事を派遣し、学校の課題を明確にした上で、授業改善への手立て等を具体的に指導・助言します。

【再掲】

（具体的な事業）

・体育授業の質的向上対策〈小・中学校〉

④外部講師を活用した授業の実施や、学習指導要領を踏まえたカリキュラムや教材の作成など、学校や地域の実情に応じたがん教育を推進することにより、健康教育の一層の充実を図り、様々な疾病の予防や望ましい生活習慣についての児童生徒や保護者の意識の向上につなげます。

（具体的な事業）

・健康教育充実事業

対策 4-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
毎日朝食を食べる児童生徒の割合	・小: 84.3% ・中: 76.1%	全国平均 ・小: 84.8% ・中: 79.7%	・小: 90%以上 ・中: 85%以上
肥満傾向児の出現率	・小男: 11.5% ・小女: 9.1% ・中男: 10.2% ・中女: 8.1%	全国平均 ・小男: 10.6% ・小女: 7.9% ・中男: 7.8% ・中女: 6.2%	全国平均以下

対策 4-(3) 運動部活動の充実と運営の適正化

【概 要】

運動部活動は、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進だけでなく、生徒の自主性や協調性、責任感を育むとともに、その取組を通して仲間や教職員との連帯感を高めるなど、学校全体の知・徳・体の向上に相乗的な効果をもたらします。

しかし、最近では、競技の専門的な指導者の不足、部員の減少、生徒のスポーツに対する嗜好の多様化などから、生徒の能力・適性、興味・関心に応じた活動が実施されにくい状況がみられます。

このため、指導者の資質向上のための取組や、優秀な外部指導者の招へいなどにより、運動部活動の更なる充実を図ります。

他方で、運動部活動を過度に長時間にわたり、また、休養日を設けることなく実施することは、子どもたちの疲労の蓄積や怪我につながる可能性があるのみならず、教員の業務負担を増してしまうことにもなります。

このため、教員の多忙感の解消を図り、子どもに向き合う時間を確保する観点等から、教員

の指導に係る負担を軽減すると同時に専門的な指導の実現にもつながる外部指導者の派遣の充実を図ります。併せて、望ましい運動部活動の在り方を普及するなど教員の部活動に係る業務の負担を軽減するための環境整備に取り組みます。

【主な取組】

①技術的・戦略的な指導やコンディション管理などの専門的な指導ができる外部指導者や、スポーツ医・科学面からサポートできるスポーツトレーナー等の派遣を拡充します。

また、外部指導者等の派遣を拡大するため、競技団体やスポーツ医・科学関係団体、総合型地域スポーツクラブ、大学などの協力を得ながら運動部活動の指導が可能な外部人材をリスト化し、学校のニーズに応じマッチングを行います。

②運動部活動の適正な運営の在り方についての理解や、合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のため、県外の優秀な講師を招へいして、管理職や顧問教員等を対象とした研修会を実施します。

③生徒の減少が進む中山間地域の学校において、運動部活動の在り方や指導者の資質向上など、運動部活動が抱える課題の解決を図るため、関係者が連携して、運動部活動や大会の運営、生徒への効果的な指導などについて研究や対策を実施します。

④高知県運動部活動ガイドラインに基づき、適切な運営のための体制整備や、週当たり、少なくとも2日以上 of 休養日を設定するとともに、練習時間についても適切なものとするなど、望ましい運動部活動の推進を図ります。

(具体的な事業)

①～④

- ・運動部活動課題解決事業
- ・運動部活動サポート事業
- ・運動部活動指導員派遣事業

⑤運動部活動に係る教員の負担を軽減するため、地域スポーツハブとも連携しながら、単独で部活動の指導や引率が可能となる運動部活動指導員等の外部指導者の配置を更に拡充します。

(具体的な事業)

- ・運動部活動指導員派遣事業

対策 4-(3)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
運動部活動の加入率(中学校)	・男: 75.8% ・女: 52.7%	全国平均 ・男: 77.4% ・女: 58.5%	全国平均以上
学校の決まりとして運動部活動における週休日を設定している中学校の割合	100.0%		100%

《高等学校・特別支援学校》

1 知・徳・体に共通する課題・対策

課題 ・各学校において、多様な学力や進路希望、障害の状況に対応した育成すべき力が明確化・共有化されておらず、こうした力を身に付けさせるための取組も教員の個業に任せられ組織化が十分でない状況がみられます。

対策 1-(1) 学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築

【概要】

学校において、組織的な取組が進みにくい背景には、生徒指導部や進路指導部等の担当部署や学年団、教科会等の組織間の連携が十分ではないこと、大部分の教育活動が個々の教員の裁量や力量に委ねられていることなどがあります。

このため、学校経営計画の中に徹底した取組につながるようなシンプルなビジョンや目標を設定し、校長を中心に、チーム学校としてPDCAサイクルを回しながら組織マネジメントを効果的に推進する体制や仕組みを構築します。こうした取組を確実なものとするため、各学校において教育活動の改善を図るカリキュラム・マネジメントが実現するよう、授業改善や学校経営に関する具体的な指導、助言を行う「学校支援チーム」が定期的に学校訪問を実施することで支援を行います。

【主な取組】

①全ての学校で全教職員が学校の目標や課題を共有し、方向性を合わせて取り組むため、教職員が参画して策定する学校経営計画の充実を図るとともに、PDCAサイクルを回し学校全体でチームとして組織的に取り組みます。こうした取組を支援するため、学校支援チームによる訪問指導・助言等の充実・強化を図ります。

②学校の目標や方向性をより明確化するため、学校経営計画にシンプルなビジョンや数値目標を設定します。

（具体的な事業）

①～②

・マネジメント力強化事業(学校経営計画の充実)

③校長を中心とした学校の組織マネジメント力の更なる強化に向けて、生徒指導部や進路指導部等の担当部署間や、担当部署と学年団等との連携を一層進めるため、主幹教諭の配置を拡充します。

（具体的な事業）

・主幹教諭の配置拡充〈高等・特別支援学校〉

④管理職の資質・指導力を育成するため、主幹教諭から校長までを対象とする学校組織マネジ

メントを中核に据えた体系的な研修の更なる充実を図ります。

（具体的な事業）

・管理職等育成プログラム

対策 1-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
校長に占める「管理職等育成プログラム」修了者の割合	・高:94.1% ・特:85.7%		・高:100% ・特:100%

課題

・教員の大量退職・大量採用の時期を迎え、経験の浅い若年教員の比率が急激に高まっていく状況において、若年教員の資質・指導力の向上は、今後の本県の教育水準の向上のために必要不可欠です。

対策 1-(2) 若年教員の資質・指導力の向上

【概要】

教員の大量退職・大量採用の時期を迎え、経験の浅い若年教員の比率が急激に高まっていく状況において、若年教員の資質・指導力の向上は、今後の本県の教育水準の向上のために必要不可欠です。このことについては、教育センターにおいて初任者研修等実施に取り組んでおり、若年教員の資質・指導力の一定の向上につながっています。しかしながら、最近の若年教員を巡る状況としては経験不足によって十分に学級経営ができていない状況や、教科の専門性や指導スキルが未熟であるために、児童生徒の興味・関心を高める魅力的な授業を十分に創ることができていない状況もあります。

このため、OJTにより若年教員を育成する仕組み、体制を強化するとともに、若年教員のほか採用候補者、臨時的任用教員等に対する研修を強化します。

【主な取組】

①若年教員の配置校研修が効果的に行われるために、本人への指導・助言を行うとともに若年教員に対する学校の指導体制についての指導・助言を行う体制を強化します。【再掲】

②若年教員の指導力の向上を図るため、指導の手引書等をまとめた教員必携の冊子を配付し、その活用を促進します。【再掲】

（具体的な事業）

①～②

・若年教員育成プログラム

③全ての教員に早期から教育公務員としての意識の醸成を図るとともに、授業づくりの基本を徹底するため、教員採用候補者への研修を実施するとともに、臨時的任用教員や時間講師を対象とした研修の機会の充実を図ります。【再掲】

（具体的な事業）

・採用候補者への啓発

第5章 基本方向ごとの施策【基本方向1 チーム学校〈高等学校・特別支援学校〉】

④管理職や中堅教員を対象とした研修において、若年教員をOJTにより効果的に育成するための内容を充実・強化します。【再掲】

（具体的な事業）

- ・管理職等育成プログラム
- ・中堅教諭等資質向上研修

対策 1-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
「高知県教員育成指標」で求められる資質・能力を身に付けるための「自己の達成規準」の達成状況 (H29 までは「高知県の教員スタンダード」の達成状況)	・高:3.2 ・特:3.1 ※3 年次対象		・高:3.0 以上 ・特:3.0 以上 ※4 段階評価

課題 ・学校を取り巻く課題は複雑化・困難化しており、生徒に社会的・職業的自立に必要な力を身に付けさせるためには学校内の資源だけでは十分ではない状況があります。

対策 1-(3) 大学や企業との連携・協働の推進

【概要】

学校を取り巻く課題は複雑化・困難化しており、生徒に社会的・職業的自立に必要な力を身に付けさせるには、学校の活動のみで対応することは難しいため、地域の住民、大学、企業等との連携・協働が不可欠です。

このため、生徒がさまざまな立場の社会人と触れ合いながら学べる機会を設け、生徒の社会的・職業的自立に必要な力の育成に向けて、チーム学校としてキャリア教育を更に推進します。

【主な取組】

①生徒が自分の進路を具体的にイメージしながら将来を設計していくことができる力（キャリアデザイン力）を育成するため、大学、企業等の施設見学や、インターンシップの機会を充実させます。また、より良い対人関係を構築できるとともに、集団行動を円滑に行えるような社会性を育てるためのソーシャルスキルトレーニングを充実させます。

（具体的な事業）

- ・魅力化推進プラン・キャリアアップ事業
- ・ソーシャルスキルアップ事業（ソーシャルスキルトレーニングの研究・実践）

②生徒たちが主体的・協働的に学び、地域の活性化につながる方策を立案、実行するなどの探究的な学習を一層充実させるため、地域や大学等との連携を更に推進します。

（具体的な事業）

- ・魅力化推進プラン・キャリアアップ事業

対策 1-(4) 外部・専門人材の活用の拡充

【概要】

学校が抱える課題や教育に対するニーズが多様化するとともに、教員が対応する業務が多岐

にわたり、多忙化が指摘されている中で、児童生徒一人一人に対して効果的な支援を行うためには、外部人材を活用しながら、チーム学校として組織的に取り組んでいく必要があります。

学校全体の教育力を高め、児童生徒を取り巻くさまざまな教育課題に対応するため、多様な人材（学習支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動支援員、部活動指導員等）の参画による、それぞれの専門性を生かした支援体制を構築します。

【主な取組】

①一人一人の生徒に応じたきめ細かな指導を充実させるため、放課後・長期休業中の補力補習やチーム・ティーチングによる授業で学習指導の補助を担う学習支援員の配置を拡充します。

（具体的な事業）

・学力向上推進事業（学習支援員事業）

②課題を抱える生徒一人一人の状況に応じた支援を充実させるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を更に拡充します。

（具体的な事業）

・スクールカウンセラー等活用事業

・スクールソーシャルワーカー活用事業

③各学校における部活動の指導の充実を図るとともに、教員の部活動指導にかかる負担を軽減し、生徒に向き合う時間を確保するため、専門的な指導ができる部活動支援員や、単独での部活動指導や学校外での活動の引率なども可能な部活動指導員の配置を進めます。【再掲】

（具体的な事業）

・運動部活動サポート事業

・運動部活動指導員派遣事業

対策 1-(4)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
学習支援員の配置校数	31 校		31 校
スクールカウンセラーの配置校数（配置率）・配置頻度	・高：36 校（100%） ※1 学年 3 学級以上の学校への週 2 回派遣 52.6% ・特：14 校（100%）		・高：36 校（100%） ※1 学年 3 学級以上の学校への週 2 回派遣 100% ・特：14 校（100%）
スクールソーシャルワーカーの配置校数	・高：16 校 ・特：5 校		・高：16 校 ・特：5 校
運動部活動支援員を派遣した部の数・割合（県立高等学校・特別支援学校）	・高：58 部 （10.0%） ・特：0 部 （0.0%）	運動部総数 ・高：578 部 ・特：25 部	・高：63 部以上 （約 10%以上） ・特：4 部以上 （約 10%以上）
運動部活動指導員を派遣した部の数・割合（県立高等学校・特別支援学校）	・高：14 部 （2.4%） ・特：1 部 （4.0%）	運動部総数 ・高：578 部 ・特：25 部	・高：38 部以上 （約 6%以上） ・特：2 部以上 （約 7%以上）

2 「知」の課題・対策

課題

- ・義務教育段階の学力が定着していない生徒が多くいます。
- ・多様な学力と進路希望への対応が十分ではありません。
- ・思考力・判断力・表現力に弱さがみられます。
- ・障害の重度・重複化等が進み、教育的ニーズが多様化しています。《特別支援学校》

対策 2-(1) 義務教育段階の学力の定着に向けた組織的な取組の充実

【概要】

多くの高等学校では、義務教育段階での学習内容が十分に定着しないまま入学し、高校1年生で学ぶ基礎的な科目の学習内容が理解できずに進級している生徒が一定数いるという課題があります。

このため、生徒の学力状況に応じたきめ細かな指導を通じて学力の向上を図るよう、カリキュラムの見直しや効果的な教材の活用を推進するとともに、チーム学校として各学校が組織的に取り組む体制を構築します。また、学校支援チームの学校訪問などの活動を強化し、授業改善や学校経営に関する指導・助言の充実を図ることにより、各学校において教育活動の改善を図るカリキュラム・マネジメントが実現するよう、しっかりと支援します。

【主な取組】

- ①各学校において、新たに全国的に導入される「高校生のための学びの基礎診断」等を活用して生徒の基礎学力の定着度合を測り、その結果を自校の学力向上プランや授業改善の充実につなげる取組を推進します。併せて、学校支援チームの活動を強化し、授業改善の取組が更に広がるよう教員の意識改革を促進します。

（具体的な事業）

- ・「高校生のための学びの基礎診断」の実施
- ・学力向上推進事業

- ②義務教育段階の学力が定着していない生徒の学力の向上のため、習熟度別授業の中での継続的な指導や、学び直しのための科目を学校独自に教育課程に位置付けるなどの取組を推進します。

- ③学校支援チームが、定期的に各学校の教科会に参加し、授業改善に向けて、教員と指導計画や効果的な指導方法に関して協議を重ね、教員の教科指導力等の向上を図るなど、組織的な指導体制の構築を支援します。

- ④学習支援員の配置を拡充し、放課後の補力補習等の充実を図ります。また、義務教育段階の学習内容に立ち返りながら高等学校の内容を学習できる教材や、実社会とのつながりを踏まえて学習できる教材の活用を促進します。

（具体的な事業）

②～④

- ・学力向上推進事業

- ⑤幅広い生徒の学力や進路希望に応じた学習指導を行うとともに、自主学習や家庭学習の習慣を定着させるため、インターネット学習教材等を活用します。

（具体的な事業）

- ・インターネット学習教材の効果的な活用

対策 2-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
家庭学習をほとんどしないと回答した生徒の割合	高 1:26.6% 高 2:41.1%		高 1:15%以下 高 2:15%以下
授業改善に向けて教科会で定期的に授業の情報共有等が行われている学校の割合	—		100%

対策 2-(2) 多様な学力・進路希望に対応した組織的な指導の充実

【概 要】

高等学校に入学する生徒の学力や進路希望が多様化する中で、生徒の学習意欲を高め、進路実現に向けた学力の向上を図るためには、就職や進学を希望する生徒一人一人に応じたきめ細かな指導が必要になります。

そのため、就職希望の生徒には基礎的・基本的な知識の習得に加え、資格取得などを通じて専門的な知識・技能を身に付けさせるとともに、進学希望の生徒にはそれぞれの希望をかなえ、進学先での学習にもつながる学力が身に付くよう組織的に取り組みます。

また、生徒の学習意欲を高めるため、企業や大学などでの体験活動等を取り入れたキャリア教育を更に充実させます。

これらの取組を行うためには、教員の力量が問われることから、教科指導力や生徒理解力を高める研修を組織的に行うとともに、その取組をPDCAサイクルによって点検・検証しながら教員の指導力向上の徹底を図ります。

【主な取組】

- ①希望する職業につなげるために専門的な技能や豊かな人間性を生徒に身に付けさせるとともに、将来の進路実現の可能性が広がる資格取得を支援します。

（具体的な事業）

- ・組織力向上事業(21 ハイスクールプラン)

- ②生徒の将来の目標につなげるため、進学合宿や大学での授業体験、県内企業等におけるインターンシップやビジネスマナー講座などの生徒の体験活動の一層の推進を図ります。

（具体的な事業）

- ・魅力化推進プラン・キャリアアップ事業
- ・組織力向上事業(指導力強化事業)

第5章 基本方向ごとの施策【基本方向1 チーム学校〈高等学校・特別支援学校〉】

- ③教員の生徒理解の力を高めるため、ホーム主任全員を対象としたカウンセリングに関する理論・技法についての研修を実施します。また、教員と生徒が双方向でやり取りを行い作り上げる学習記録ノートを全ての高等学校へ普及し、その活用を図ります。

（具体的な事業）

- ・組織力向上事業（指導力強化事業）
- ・学習記録ノートの活用促進

- ④教員の教科指導力や進路指導力の向上を図るため、校内での教科会や校内教科研修を充実させるとともに、外部講師を招いた授業研修を強化します。

（具体的な事業）

- ・組織力向上事業（指導力強化事業）

- ⑤幅広い生徒の学力や進路希望に応じた学習指導を行うとともに、自主学習や家庭学習の習慣を定着させるため、インターネット学習教材等を活用します。【再掲】

（具体的な事業）

- ・インターネット学習教材の効果的な活用

- ⑥中山間地域の小規模校などにおける教育の機会や質の確保を図るため、ICTを活用した遠隔教育の研究を進め、配信・受信校における教育課程等の調整や授業方法を確立するなど、効果的な遠隔教育システムを構築します。

（具体的な事業）

- ・高等学校における遠隔教育の普及・推進研究事業

- ⑦生徒が自己の在り方や生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していく力を育成するため、地域と学校が協働して地域の課題解決に向けた学習を行う「地域協働学習」をはじめ、生徒の主体的・探究的な学習のさらなる充実を図ります。

- ⑧個々の生徒が自分の進路について早期に目標を定め、主体的に取り組むとともに、将来社会に参画した時に必要とされる基礎的な学力や社会性を身につけることができるよう、各学校において、生徒の多様な学力・進路希望に対応し、体験的な活動なども組み込んだより効果的なカリキュラムを構築します。

（具体的な事業）

⑦～⑧

- ・社会性の育成推進事業（将来に向けて目的を持つことができる生徒育成プラン）

- ⑨発達障害等のある生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援を充実するため、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業についてのみ、障害に応じた特別な指導を受ける通級指導の導入に向けて取り組みます。

（具体的な事業）

- ・高等学校における通級による指導の充実

対策 2-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
公立高校卒業生の国公立大学進学者数	現役 545 人		現役 700 人以上
県内大学入学定員数に占める県内公立学校卒業者の割合	18.8%		25%以上
公立高校卒業生の就職内定率	99.0% (全・定・通)		98%以上 (全・定・通)

対策 2-(3) 思考力・判断力・表現力の育成に向けた組織的な取組の推進

【概 要】

高等学校においては、これまで知識・技能の習得を目的とした一方通行的な授業が主流であったことから、思考力や判断力、表現力などを生かして主体的に考える力の育成が十分ではありませんでした。《小・中学校》の対策 2-(2) で述べたことと同様に、高等学校においても課題の発見から解決に至るまでの主体的・協働的な深い学習の過程を実現することが求められています。

このため、探究的な授業づくりの推進や、地域や大学等と連携した地域課題解決型の学習、生徒が学習活動の成果等を発表・交流できる機会の充実に、チーム学校として組織的に取り組みます。

【主な取組】

①探究的な授業を県内全域で展開するため、教育センターの全ての年次研修において主体的・対話的で深い学びの視点を取り入れた研修を導入し、教員の指導力の向上を図ります。

(具体的な事業)

- ・若年教員育成プログラム
- ・中堅教諭等資質向上研修

②探究的な学習活動の充実に図るため、各学校において、地域おこしや防災など、実際の地域課題の解決に向けた学習を地域や大学との連携により推進します。

③県内大学や地域との連携により、生徒が学習活動の成果や意見等を発表できる機会を充実させます。

(具体的な事業)

②～③

- ・組織力向上事業(21 ハイスクールプラン)
- ・キャリアアップ事業(大学の学び体験事業(高大連携事業))

④グローバルに活躍できる人材を育成するため、推進校において探究型学習と英語教育に関するグローバル教育プログラムを開発・実践し、その成果を県内の県立高等学校に普及します。さらに、グローバル教育を先導的に進めるための新中高一貫教育校において、国際的な視野を持って、思考力・判断力・表現力を育成する国際基準の教育プログラムである国際バカロレアの認定に向けた取組も推進します。

(具体的な事業)

・グローバル教育推進事業

対策 2-(4) 特別支援学校における多様な教育的ニーズへの対応の充実

【概要】

特別支援学校では、児童生徒の障害の重度・重複化等が進み、教育的ニーズも多様化しています。この状況に対応するため、より専門的な知識や技能を有する外部の専門家と連携・協働し、専門性の向上を図ることや、専門家と特別支援学校が協働して小・中・高等学校への支援を行うセンター的機能を果たすことなどに、チーム学校として組織的に取り組むことにより、本県の特別支援教育を一層充実させます。

【主な取組】

①特別支援学校教員の幅広い専門性の向上を図るため、免許法認定講習の受講を促進し、特別支援学校教諭免許の保有率の向上に取り組みます。

(具体的な事業)

・特別支援学校教諭免許状の保有率向上に向けた8か年計画

②特別支援学校のセンター的機能の充実・強化を図るため、特別支援学校に理学療法士や言語聴覚士など、より専門的な知識・技能を有する外部の専門家を配置・派遣することにより、専門家と特別支援学校教員が小・中学校を支援する体制を構築します。

(具体的な事業)

・特別支援学校等の専門性・教育内容充実事業

③特別な支援が必要な児童生徒の社会的・職業的自立に向け、授業改善や、現場実習先及び進路先の開拓を行うとともに、福祉・労働機関と連携した就労支援等、障害や特性に応じた進路指導を充実させます。また、目標に向かって学習する意欲の向上や、望ましい職業観を育むキャリア教育の充実を図るため、清掃や接客サービス等の技能検定を実施します。

(具体的な事業)

・特別支援学校キャリア・プロジェクト

④発達障害等の特性のある児童生徒や不登校の状況にある児童生徒の学習意欲を高めるため、授業における視覚支援や、デジタル教科書・インターネット等を利用した授業等において、タブレット端末等 I C T機器を積極的に活用し、指導・支援の充実を図ります。

(具体的な事業)

・特別支援学校等の専門性・教育内容充実事業

第5章 基本方向ごとの施策【基本方向1 チーム学校〈高等学校・特別支援学校〉】

対策 2-(4)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
5領域すべての特別支援学校教諭二種免許以上を保有する県立特別支援学校の教員の割合	39.7% ※H30.5.1 現在		80%以上
理学療法士・言語聴覚士等の外部専門家を活用した小・中学校への支援件数	9 件		40 件以上

3 「徳」の課題・対策

- 課題**
- ・不登校、中途退学、早期離職が多く、特に不登校は中学校からの継続率が高くなっています。
 - ・依然としていじめが発生しています。
 - ・目的・目標を持っていない生徒や社会性が身に付いていない生徒が多くいます。
 - ・自ら積極的に地域や社会と関わる意欲や機会が少ない生徒がいます。《特別支援学校》

対策 3-(1) 規範意識や自尊感情を育む組織的な取組の推進

【概 要】

高等学校における不登校、中途退学等の生徒指導上の諸課題や生徒の目的意識の弱さ、また、社会性が育っていないことなどの要因の一つとして、自尊感情や規範意識が小・中学校段階から十分身に付いていないことがあげられます。

このため、各学校において、一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりや、生徒の持つ力や良さを引き出し学ぶ意欲を高める取組の推進、豊かな感性や情操を育む部活動の充実などにチーム学校として組織的に取り組むことにより、生徒の規範意識の向上や自尊感情の醸成を図ります。

【主な取組】

- ①生徒の人権意識の向上と一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりに向けて各教科、特別活動、総合的な学習の時間等のそれぞれの特徴に応じて、「高知県人権教育推進プラン」に基づき、教育活動全体を通じた人権教育を推進します。

（具体的な事業）

- ・人権教育推進事業

- ②教員と生徒が日々関わりを持つことができるように、教員と生徒が双方向でやり取りを行いながら作り上げる学習記録ノートを活用した取組を推進します。【再掲】

（具体的な事業）

- ・学習記録ノートの活用促進

- ③生徒の豊かな感性や情操を育成するため、高等学校総合文化祭の充実や各文化団体との連携を通じて、文化系部活動の活性化を図ります。

（具体的な事業）

- ・文化部活動サポート事業
- ・第44回全国高等学校総合文化祭高知大会開催準備

対策 3-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
9つの人権課題を年間指導計画に位置付けている高等学校の割合	53.8%		100%

対策 3-(2) 生徒指導上の諸課題の未然防止のための仕組みの構築

【概 要】

生徒指導上の諸課題が起こる背景には、教職員の生徒理解が不十分であることや、中学校とのギャップによって生徒が高等学校の生活に適応できないこと、生徒間のつながりの弱さなどの課題があります。

このため、中・高等学校の教員の連携による情報共有の強化や、高等学校入学後に円滑に学校生活に適応するための取組、いじめ防止に向けた生徒の主体的な取組など、生徒指導上の諸課題の未然防止に向けたチーム学校としての組織的な取組を推進します。

【主な取組】

- ①支援や配慮を必要とする発達障害等のある生徒に対する指導・支援の内容を、中学校と高等学校の間で確実に引き継ぎます。

（具体的な事業）

・ユニバーサルデザインによる学校はぐみプロジェクト

- ②高等学校入学後早くから全ての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、入学後の早い段階で学校生活や学習方法に関するオリエンテーション又は仲間づくり合宿を全ての高等学校で実施します。

（具体的な事業）

・ソーシャルスキルアップ事業（仲間づくり合宿）

- ③いじめ問題等の防止に向けた児童生徒の主体的な取組を推進するため、小・中・高・特別支援学校の児童会・生徒会の代表者が集まり、いじめ問題等をテーマに実践交流や協議を行う交流集会を開催するとともに、その成果を各学校の取組に生かします。【再掲】

（具体的な事業）

・いじめ防止対策等総合推進事業

対策 3-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
中途退学の減少に向けて、組織的な中高連携の取組を進めていると回答した学校の割合（十分できていると回答した学校の割合）	13.0%		50%以上

対策 3-(3) 生徒指導上の諸課題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築

【概 要】

生徒指導上の諸課題については、その発見や対応が遅れることにより、場合によっては取り返しのつかない事態に至るおそれもあるため、教職員による、生徒との関わりを通じた問題行動の早期発見や対応が行われるよう徹底します。

特にいじめは、生徒の命に関わる事案であるため、「高知県いじめ防止基本方針」に基づき、学級担任が一人で抱え込むことがないよう、学校全体でチームとして迅速な対応ができる体制

第5章 基本方向ごとの施策【基本方向1 チーム学校〈高等学校・特別支援学校〉】

を整えるとともに、関係機関との連携によるきめ細かな支援を徹底します。

また、不登校への早期対応のために、児童生徒に関する情報共有や組織的な対応を徹底することによって、支援の充実を図ります。

【主な取組】

- ①配慮を必要とする生徒への支援を充実させるため、中学校からの引き継ぎシート等の情報をもとに、管理職や関係教員、スクールカウンセラーなどを構成員として定期的に開催する校内支援会において、児童生徒ごとのリスクレベルを判断するとともに、スクールカウンセラー等からの助言を取り入れて見立て、具体的な手立てを策定し、個別の指導計画を作成するとともに、それに基づいて学年部会が中心となって日々の見守りを行うなど、組織的な対応を行うことを徹底します。
- ②少しでもリスクがあると思われる児童生徒について、欠席や遅刻など気になる兆候が見え始めた段階で校内支援会において状況を確認するとともに、家庭訪問や面談を行うなど早期の支援を開始することを徹底します。【再掲】
- ③高等学校の生徒指導担当や養護教諭等が、各中学校と連携し入学生情報を共有することや、個別の支援シート等を引き継ぐことにより、保幼小中高間の抜かりない情報共有と連続性のあるチーム支援を実施します。
- ④いじめ問題への適切な対応を図るため、学校内のいじめ防止等の対策のための組織のもとで、いじめ防止対策の進捗管理やPDCAサイクルによる取組の評価を行います。また、いじめが発見された場合には、その早期解決のため、この組織に情報を集約し、教職員の間で共有した上で、校長のリーダーシップのもと学校全体で迅速に対応します。

（具体的な事業）

①～④

- ・生徒指導主事会(担当者会)
- ・校内支援会活性化事業
- ・スクールカウンセラー等活用事業
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業

対策 3-(3)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
いじめを認知している学校の割合(公立高等学校)	72.2%	56.6%	全国平均以上
不登校の新規発生率(その年度、新たに不登校になった生徒数／不登校生徒総数)	(公立) 59.6%	全国平均 (国公立) 59.9%	(公立) 30%以下
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが参加した校内支援会を月1回以上実施している学校の割合	・高: 64.9%		・高: 100%

対策 3-(3)の指標(つづき)	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
スクールカウンセラーを講師とした校内研修を年 1 回以上実施している学校の割合	・高: 89.2% ・特: 78.6%		・高: 100% ・特: 100%
校種間における生徒の情報共有を組織的・計画的に行っている学校の割合	・高: 100%		・高: 100%

対策 3-(4) 目的意識の醸成や社会性の育成に向けた組織的な取組の充実

【概要】

生徒が、自分自身の将来像やその実現のために取り組むべきことを明確に思い描けないため、学習に対する目的意識が弱く、社会生活を営む上での社会性等のスキルが十分身に付かない状況があります。また、選挙権年齢の引下げに伴い、生徒たちに、これまで以上に政治的教養を育むことが求められています。

このため、各学校で、生徒に身に付けさせるべき力を明確化した上で、外部の人材も活用して、目的意識の醸成や社会性の育成に向けたキャリア教育や政治的教養を育む教育を更に推進します。

【主な取組】

①生徒が自分の進路を具体的にイメージしながら将来を設計していくことができる力（キャリアデザイン力）を育成するため、大学や企業と連携・協働し、社会的・職業的自立に向けたキャリア教育を更に推進します。

（具体的な事業）

・魅力化推進プラン・キャリアアップ事業

②対人関係がうまく築けないといった社会性が身に付いていない児童生徒に対するソーシャルスキルトレーニングなどのキャリア教育を充実させます。

（具体的な事業）

・ソーシャルスキルアップ事業(ソーシャルスキルトレーニングの研究・実践)

③生徒の政治的教養を育むために、主体的・対話的で深い学びの学習方法を活用しながら、現実社会の諸課題を取り扱うことや、実践的な活動を取り入れることなどにより授業を充実させていきます。

（具体的な事業）

・新学習指導要領に向けた事業(主権者として求められる資質・能力を育む教育の充実)

④社会人になるために身に付けておくべき基礎となる能力や態度を学校の教育活動全体を通じて身に付けさせるとともに、資格取得の促進に向けた対策講座や外部講師によるビジネスマナー講座等の実施を更に強化します。

（具体的な事業）

・キャリアアップ事業

・組織力向上事業(21 ハイスクールプラン)

第5章 基本方向ごとの施策【基本方向1 チーム学校〈高等学校・特別支援学校〉】

⑤個々の生徒が自分の進路について早期に目標を定め、主体的に取り組むとともに、将来社会に参画した時に必要とされる基礎的な学力や社会性を身につけることができるよう、各学校において、生徒の多様な学力・進路希望に対応し、体験的な活動なども組み込んだより効果的なカリキュラムを構築します。【再掲】

（具体的な事業）

・社会性の育成推進事業(将来に向けて目的を持つことができる生徒育成プラン)

対策 3-(4)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
公立高校卒業後、就職した生徒の就職後 1 年目の離職率	14.9%		10%以下
企業・大学等におけるインターシップ等に参加した生徒の割合	97.2% (H30.12 月)		100%

対策 3-(5) 社会参加に向けた意欲の醸成や社会性を育む組織的な取組の充実《特別支援学校》

【概 要】

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築には、その基盤となる障害に対する正しい理解とともに、障害のある児童生徒には、社会参加に向けた意欲や社会性を育む取組が大切です。

このため、居住地校交流（特別支援学校で学習する児童生徒が、居住地域の小・中学校において行う交流及び共同学習）など障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ学校間交流などの機会の充実を図ります。

【主な取組】

①障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が互いに理解し合うための学習の機会として、特別支援学校と小・中学校、高等学校との学校間交流や特別支援学校のある地域との交流、居住地校交流等を積極的に推進します。

（具体的な事業）

・特別支援学校の幼児児童生徒の居住地校交流実践充実事業

対策 3-(5)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
特別支援学校小学部の児童の居住地校交流の実施率	51.7%		70%以上

4 「体」の課題・対策

- 課題**
- ・小・中学生に比べて、高校生の運動・スポーツの実施頻度や1日の実施時間が少ない状況にあります。
 - ・高等学校・特別支援学校では、将来の多様なスポーツライフにつなげる取組が十分ではない状況がみられます。
 - ・ネット依存等により、健康的な生活習慣が十分に定着していない状況がうかがえます。
 - ・運動部活動では、生徒の能力・適性、興味・関心に応じた指導が十分に行われていません。

対策 4-(1) 体育授業の改善

【概 要】

教員は、生徒が生涯にわたってスポーツを継続するために、自己に適した楽しみ方や関わり方があることを理解させ、卒業後のスポーツライフにつながる体育授業を実践することが必要です。

このため、授業の質を高め合うことができる仕組みづくりやスポーツへの興味・関心を高める取組等をチーム学校として組織的に推進することにより、個々に応じたスタイルでスポーツに関わることをできる生徒を育てます。

【主な取組】

- ①総合型地域スポーツクラブの取組や各種スポーツ大会などの本県の地域スポーツ活動を紹介することにより、生徒が個々のライフスタイルに応じたスポーツとの関わり方を発見し、卒業後もスポーツに親しむようにいざないます。
- ②体育授業の質を向上させるため、各学校において、文部科学省が作成した体育学習の評価に関する手引きを活用して、それぞれの学校の実態に応じた適切な評価規準や評価方法が年間指導計画に適切に設定されるよう徹底します。また、それが円滑に行われるよう、評価規準等の設定のポイントを示した補助資料を作成するとともに、指導主事が定期的に学校訪問を行い、教科会等において指導・助言を行います。
- ③若い世代のスポーツ人口を増やすため、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を好機と捉え、オリンピック・パラリンピック教育を通じてスポーツに対する理解や関心を高めるとともに、生徒がスポーツ交流やボランティア活動に参加する機会の充実に図ります。

（具体的な事業）

①～③

・体育授業の質的向上対策〈高等・特別支援学校〉

第5章 基本方向ごとの施策【基本方向1 チーム学校〈高等学校・特別支援学校〉】

対策 4-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
保健体育の授業が楽しいと感じる生徒の割合（楽しい・やや楽しいと回答した割合）	・男：91% ・女：87%		・男：95%以上 ・女：90%以上
1 日の運動時間が 30 分未満の生徒の割合	・男：27% ・女：53%		・男：20%以下 ・女：40%以下

対策 4-(2) 健康教育の充実

【概 要】

近年、スマートフォンなどの過度な利用や運動習慣の未定着などを背景に、睡眠不足や欠食といった生活習慣の乱れから、健康面に課題を抱える生徒の増加が心配されています。

このため、学校全体で健康教育の充実に取り組む体制づくりを進めるとともに、学校・家庭・地域が連携した取組を推進するなど、学校全体でチームとして健康教育の充実を図ります。

【主な取組】

①全学校の健康教育の中核となる教員を対象にした研修を実施するとともに、退職養護教諭の派遣による経験の浅い養護教諭等への支援等を行います。

また、学校体育関係者や医療関係者、保護者、養護教諭などをメンバーとするこうちの子ども健康・体力向上支援委員会において、学校体育や健康教育、健康管理に関する課題や対策について協議し、課題解決に向けた取組を推進します。

②生徒一人一人が、学校の健康課題を自らの課題として捉え、その課題解決に向けて取り組む生徒保健委員会の活動を活性化させます。また、小学校から高等学校まで系統立った健康教育の副読本の活用による自己の健康管理と将来親になるための学習を通して、生徒が主体的に健康的な生活を送ることへの理解を深める健康教育の充実に取り組みます。

③外部講師を活用した授業の実施、学習指導要領を踏まえたカリキュラムや教材の作成など、学校や地域の実情に応じたがん教育を推進することにより、健康教育の一層の充実を図り、様々な疾病の予防や望ましい生活習慣について児童生徒や保護者の意識の向上につなげます。

（具体的な事業）

①～③

・健康教育充実事業

対策 4-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
毎日朝食を食べる生徒の割合	・男：77% ・女：81%		・男：85%以上 ・女：85%以上

対策 4-(3)	運動部活動の充実と運営の適正化
----------	-----------------

【概 要】

運動部活動は、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進だけでなく、生徒の自主性や協調性、責任感を育みます。また、その活動を通して仲間や教職員との連帯感を高めるなど、学校全体の知・徳・体の向上に相乗的な効果をもたらします。

しかし、最近では、競技の専門的な指導者の不足、部員の減少、生徒のスポーツに対する嗜好の多様化などから、生徒の能力・適性、興味・関心に応じた活動が実施されにくい状況がみられます。

このため、指導者の資質向上のための取組や、優秀な外部指導者の招へいなどにより、運動部活動の更なる充実を図ります。

他方で、運動部活動を過度に長時間にわたり、また、休養日を設けることなく実施することは、子どもたちの疲労の蓄積や怪我につながる可能性があるのみならず、教員の業務負担を増してしまうことにもなります。

このため、教員の多忙感の解消を図り、子どもに向き合う時間を確保する観点等から、教員の指導に係る負担を軽減すると同時により専門的な指導の実現にもつながる外部指導者の派遣の充実を図ります。併せて、望ましい運動部活動の在り方を普及するなど教員の部活動に係る業務の負担を軽減するための環境整備に取り組めます。

【主な取組】

①技術的・戦略的な指導やコンディション管理などの専門的な指導ができる外部指導者や、スポーツ医・科学面からサポートできるスポーツトレーナー等の派遣を拡充します。

また、外部指導者等の派遣を拡大するため、競技団体やスポーツ医・科学関係団体、総合型地域スポーツクラブ、大学などの協力を得ながら運動部活動の指導が可能な外部人材をリスト化し、学校のニーズに応じマッチングを行います。

（具体的な事業）

- ・運動部活動サポート事業
- ・運動部活動指導員派遣事業

②運動部活動の適正な運営の在り方についての理解や、合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のため、県外の優秀な講師を招へいして、管理職や顧問教員等を対象とした研修会を実施します。【再掲】

（具体的な事業）

- ・運動部活動課題解決事業

③ジュニアからの系統立った指導体制の確立を進めるうえで核となる高等学校の運動部活動の充実を図るため、県立高等学校の中から運動部活動強化拠点校及び運動部活動強化推進校を指定し、専門的な指導ができる顧問の配置や活動費の支援を行います。

（具体的な事業）

- ・運動部活動強化校支援事業

第5章 基本方向ごとの施策【基本方向1 チーム学校〈高等学校・特別支援学校〉】

④生徒の減少が進む中山間地域の学校において、運動部活動の在り方や指導者の資質向上など、運動部活動が抱える課題の解決を図るため、関係者が連携して、運動部活動や大会の運営、生徒への効果的な指導などについて研究や対策を実施します。

⑤「高知県立学校に係る運動部活動の方針」に基づき、適切な運営のための体制整備や、生徒の発達の段階に応じた適切な休養日・練習時間の設定など、望ましい運動部活動の推進を図ります。

⑥運動部活動に係る教員の負担を軽減するため、地域スポーツハブとも連携しながら、単独で部活動の指導や引率が可能となる運動部活動指導員等の外部指導者の配置を更に拡充します。【再掲】

(具体的な事業)

④～⑥

- ・運動部活動課題解決事業
- ・運動部活動サポート事業
- ・運動部活動指導員派遣事業

対策 4-(3)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
運動部活動の加入率	・男:61.3% ・女:25.8%	全国平均 ・男:57.9% ・女:28.2%	・男:70%以上 ・女:30%以上
学校の決まりとして運動部活動における週休日を設定している高等学校の割合	100.0%		100%

《全校種共通》

課題

・教員の働き方改革を推進するためには、保護者や地域の理解や協力を得ながら、学校・教員が担ってきた業務を仕分けし、専門スタッフや外部人材の活用によって業務の効率化や削減を図らなければなりません。また、長時間勤務も良しとするこれまでの働き方を見直し、管理職が教職員に対して、業務遂行に係るマネジメントを適確に実施する中で、意識改革を図る必要があります。

対策 (1) 教員の働き方改革の推進

【概 要】

教員は、「子どものために」という強い使命感や責任感から、学習指導のみならず、児童生徒に関わるあらゆる業務に献身的に対応する中で、年々学校や教員の役割が増大してきました。また、大量退職に伴う若年教員の採用、学習指導要領改訂に伴う総授業時数や部活動の指導時間の増加により、子どもと向き合う時間を十分に確保することが困難になるとともに、教員の長時間勤務が常態化しています。

文部科学省が行った平成28年度の教員勤務実態調査では、「過労死ライン」とされる月80時間以上の超過勤務をしている教員が、小学校で全体の3割、中学校で6割存在していることが明らかになりました。また、平成29年6月に設置された中央教育審議会の「学校における働き方改革特別部会」の審議では、教員の勤務実態について、直ちに改善が必要な差し迫った状況にあるとの認識が示され、改善に向けた緊急提言がなされました。さらに、平成31年1月には、これまでの対応をとりまとめた「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申と併せて、正規の勤務時間を超える時間外勤務の上限の目安時間を「月45時間、年間360時間」とする「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が策定されました。こうした国の動向に合わせ、本県においても働き方改革に関する様々な取組を一層推進していく必要があります。

本県における平成30年6月の80時間以上の超過勤務者(校務支援員配置の小学校12校324人、中学校8校234人が対象)は、小学校で約2割、中学校で約5割と全国よりも少ないものの同様の傾向にあります。

こうした現状に対して、教員の肉体的、精神的な負担を軽減し、日々の生活の質を向上させるとともに、本来業務である授業改善や個々の児童生徒に応じた生徒指導などの子どもと向き合う時間を確保し、限られた時間の中で最大の教育効果を発揮することができるよう市町村教育委員会や学校と連携し、教員の働き方改革の取組を推進します。

【主な取組】

- ①統合型校務支援システムの導入により、指導要録や学習評価等の業務の電子化や教材等の共有化など、教務関係事務に係る業務の効率化・削減を図ります。
- ②県が実施する集合研修等について、精選による回数の削減等を行うとともに、テレビ会議システムの活用による移動負担の軽減やOJTを活用した研修への移行を進めます。また、県

第5章 基本方向ごとの施策【基本方向1 チーム学校〈全校種共通〉】

からの調査や照会の削減や簡素化に取り組みます。

- ③教員の専門性を必要としない事務的業務などを教員に代わって行う校務支援員を配置します。また、複雑化・多様化する児童生徒や家庭の課題に対し、心理や福祉に関する専門的な見地から学校・教員を支えるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの配置を更に拡充します。
- ④長時間勤務の要因であり、負担感が大きいとされる部活動について、部活動ガイドラインに沿って定めた休養日や活動時間等の適正な計画を立てるとともに、着実に実施することを推進します。また、部活動支援員に加え、顧問に代わり単独で指導や引率が可能となる部活動指導員の配置を進めます。
- ⑤若年からベテランまでが組織として協働的に業務に取り組む体制を構築するとともに、先進的な業務改善の取組等を参考にしながら、学校独自の行事や業務を見直すなど、業務の精選や効率化、縮減するための取組を推進します。また、これらの取組について、保護者や地域に理解と協力を得るための広報や説明会を行うとともに、地域学校協働本部の設置拡大と充実を図ります。
- ⑥国の勤務時間の上限に関するガイドラインを踏まえ、学校現場において勤務時間管理の徹底を図ります。また、教員一人一人の働き方に関する意識改革を進めるため、管理職のマネジメント力を高めるための研修を行うなど、啓発に努めます。併せて、定時退校日や最終退校時刻、学校閉校日の設定の取組を促進していきます。

（具体的な事業）

①～⑥

・教員の働き方改革

対策(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
在校等時間を短縮する中で、教科会等(教科間連携、学年会等を含む。)の実施回数や時間が増えた小・中学校の割合	—		100%
県立学校における月 80 時間を超える時間外勤務を行った教職員数	—		0 人

課題

・教職員による不祥事が相次ぐ背景として、学校では様々な課題に対し、教職員一人一人が個々で対応することが多く、ミスや問題が生じてしまった際に、組織として対応が十分に図られていない実態があります。

対策（2）	教職員の不祥事防止に向けた組織的な取組の推進
-------	------------------------

【概 要】

近年、教職員による度重なる不祥事が発生し、学校教育に対する県民の皆様の信頼を大きく裏切る状況となっています。これまでもあらゆる機会を通じて服務規律の徹底を図り、各学校においては、不祥事防止プログラムを活用した校内研修を実施するなど、法令順守の徹底と教職員の倫理観を高める取組を行ってきましたが、不祥事の根絶には至っていません。

その要因として、教職員個人の資質によることもあります。それとともに、学校では様々な課題に対し、教員一人一人が個々に対応することが多く、組織としての取組が弱いこと、一旦ミスや問題が生じてしまった際の職場内のサポート体制やチェック体制が十分でないことなどが考えられます。

このため、抜本的な対策として、服務規律の徹底や研修を充実させることはもとより、職場内で教員同士が支え合い、チーム学校として組織的に人材を育成するOJTの仕組みを構築することにより、不祥事を発生させない職場環境をつくり上げていきます。

【主な取組】

①教育センターが行う教員研修において、ステージ別に服務に関する研修を拡充し、コンプライアンスに関する研修を体系的に実施することにより、教育公務員としての自覚や意識の向上を図ります。

②経験豊富な教員が若年教員の全般的な育成を行う仕組みを整えるとともに、中堅教諭や管理職の人材育成やマネジメントの能力を高める仕組みを整えるなど、チーム学校として、組織的に若年教員から管理職までの人材を育成するOJTの仕組みを構築します。

まず、小学校において、若年教員をはじめとする教員の資質・指導力の向上を図るため、ベテラン教員や中堅教員がメンター（助言者）として、若年教員の学級経営、授業づくり等について指導・助言しながらチームで学び合う「メンター制」を導入することにより、各学校におけるOJTの充実を図ります。

中学校では、全ての学校において、教科のタテ持ちや教科間連携、あるいは、その両方を組み合わせた取組を実施し、定期的かつ日常的な学び合いの場を設定します。

県立学校では、校長を中心とした学校の組織マネジメント力の更なる強化に向けて、主幹教諭の配置の拡充を進めるとともに、主幹教諭を総括育成担当者として位置付け、若年教員の指導に携わる仕組みを構築します。

③学校代表者や専門家等による「学校組織の在り方検討委員会」を設置し、学校の組織力の向上に向けた取組や、不祥事の根絶やチーム学校の視点に立った組織的な人材育成の在り方について協議していきます。

（具体的な事業）

①～⑥

・教員不祥事防止対策

家庭の生活の困窮等で厳しい環境にあるがゆえに、学力の未定着、いじめや不登校、虐待や非行などといった困難な状況に直面している子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切ることを目指します。

このため、就学前には保護者の子育て力の向上などを重点的に支援するとともに、就学後は学校をプラットフォームとして、地域と学校との連携・協働体制を県内全域で構築しながら、就学前から高等学校までの一貫した支援策を推進します。

1 知・徳・体に共通する課題・対策

課題 ・家庭の教育力の弱さが子どもたちの知・徳・体の育成に影響しています。

対策 1-(1) 保護者に対する啓発の強化

【概要】

家庭は子どもが育つ基盤であり、豊かな心や人間性を育む上で重要な役割を担っていますが、生活の困窮などを背景に、子育てに悩みなどを抱える保護者も多く、今一度、地域全体で保護者が子どもの教育に関わるという意識を高めていくことが重要です。

このため、地域や保育所・幼稚園等、学校が、保護者に対する啓発を積極的に行うよう支援することにより、家庭の教育力の向上につなげていきます。

【主な取組】

①配慮が必要な保護者の子育て力の向上のため、家庭支援推進保育士等による個別の支援の充実を図り、保育所・幼稚園等の行事への参加を促進することなどを通じて、保護者の子育てに対する自覚や意欲を高めます。

（具体的な事業）

・保育サービス促進事業（家庭支援推進保育士の配置）

②教育行政、学校、保護者が同じ方向を向いて地域の子どもたちを取り巻くさまざまな課題に対処していくため、各地区においてPTAの研修会などを開催することにより、課題を共有する場を設け、PTAの具体的な活動につなげていきます。また、多くの保護者の参画を得るとともに、保幼小中高を通じて連携した活動が活発化していくための関係者の取組を支援することにより、PTA活動を活性化させます。

（具体的な事業）

・PTA 活動振興事業

③保護者を対象とした子育て講座の開催など、市町村における家庭教育支援の取組を促進します。また、県教育委員会が作成した親育ちを支援する学習教材を活用して、保護者や子育て支援関係者が交流しながら学び合う取組を促進します。

(具体的な事業)

・家庭教育支援基盤形成事業

対策 1-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
家の人と学校での出来事について話をしている児童生徒の割合(当てはまる・どちらかといえば当てはまると回答した割合)	・小: 77.8% ・中: 73.3%	全国平均 ・小: 80.5% ・中: 76.0%	全国平均以上
PTA・教育行政研修会参加後に、研修会で学んだことを新たな取組につなげた単位 PTA の割合	97.2%		90%以上

対策 1-(2) 学校や地域の力による家庭の教育力の補完

【概要】

家庭が抱える課題は多様化・複雑化しており、厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を断ち切るためには、保護者に対する啓発の充実にとどまらず、学校と地域が力を合わせ、地域ぐるみで子どもの成長を見守り支えていく体制づくりが不可欠です。

このため、学校と地域が連携・協働し、家庭の教育力を補完しながら、学校をプラットフォームとして、厳しい環境にある子どもたちを支える対策を推進します。

※主な取組については、この基本方向2の中で後述する知・徳・体のそれぞれの取組において詳述します。

課題 ・家庭の厳しい経済状況を背景に高校進学や就学の継続が難しい子どもがいます。

対策 1-(3) 保護者の経済的負担の軽減

【概要】

家庭の厳しい経済状況を背景に、高等学校への進学や就学の継続が難しい子どもがいます。また、満3歳未満児の保育料は、満3歳以上児と比較すると高額になっており、子育ての負担感が増しています。

このため、小・中・高等学校において、それぞれ就学のための経済的支援を行うとともに、多子世帯を対象に満3歳未満児の保育料を軽減します。

【主な取組】

①就学援助制度を各市町村が安定的かつ充実した内容で運用していくことができるよう、必要な情報提供や助言を行うとともに、国に対して、十分な財政措置を講ずるよう働きかけていきます。

新・放課後子ども総合プランでは、働く保護者のニーズに応じた放課後児童クラブなどの開設時間の延長や就学援助世帯等の子どもたちの利用料の減免に対する財政支援を行います。

(具体的な事業)

・新・放課後子ども総合プラン推進事業

②経済的な理由で就学が困難となる生徒に対し、就学支援金を支給することにより、高等学校等における授業料の軽減を図るとともに、高校生等がいる低所得世帯を対象に奨学給付金を支給することにより、教科書や教材費、学用品、PTA会費等の授業料以外の教育費の負担軽減も図ります。

また、高等学校等の生徒に対して、成績基準がなく、貸与月額を選択できるなど、利用しやすい無利子奨学金の貸与を更に進めます。

（具体的な事業）

- ・高等学校等就学支援金事業
- ・高校生等奨学給付金事業
- ・高知県高等学校等奨学金事業

③18 歳未満の子どもが3人以上いる家庭の経済的負担を軽減するため、市町村が行う第3子以降の3歳未満に係る保育料の軽減又は無料化を支援します。

（具体的な事業）

- ・多子世帯保育料軽減事業

課題 ・高校中途退学等により社会的に自立することに困難な事情を抱えている若者がいます。

対策 1-(4) 高校中途退学者等の就学・就労に向けた支援の充実・強化

【概要】

平成 27 年度の国勢調査によると、本県の 15～39 歳の若年人口のうち無業者の数は 3,312 人と全体の 2.0%を占めており、全国ワースト5位となっています。また、平成 29 年度の高等学校中途退学者数は 362 人と全体の 1.8%を占め、全国ワースト3位となっています。

こうした社会的自立が困難な若者の中には、在学中にいじめや不登校を経験するなどして、今も社会に一步を踏み出せずにいる者も多くいます。

このため、このような若者を一人でも多く社会に送り出せるよう、若者の自立と学び直しを支援します。

【主な取組】

①ニートや引きこもり傾向にある若者の支援機関である「若者サポートステーション」に、より多くの若者をつなげ、就学や就労に向けた支援を行います。

また、サポートステーションへの通所が困難な若者に対して、出張相談や送迎支援等のアウトリーチ型の支援を実施します。

（具体的な事業）

- ・若者の学びなおしと自立支援事業

対策 1-(4)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
若者サポートステーション利用者の進路決定率(累積)	59.1% ※H30.12 月		55%以上

課題 ・スマートフォン等の不適正な利用が子どもの知・徳・体の育成に悪影響を与えています。

対策 1-(5) ネット問題に対する県民運動の推進

【概 要】

小・中・高校生のスマートフォン等の所持率が急速に高まる中、長時間の使用により学習習慣や生活習慣が乱れたり、ネットを介したいじめや犯罪が増加するなど、インターネットの不適正な利用に伴うさまざまな問題が深刻化しつつあります。平成 29 年度の高知県青少年保護育成条例の改正では、保護者の役割として、監護する青少年が「インターネットを適切に活用する能力」を習得するよう努めるとともに、年齢や活用する能力に応じて、利用状況の把握やフィルタリングによる有害情報の制限等、インターネット利用環境の整備が追記されています。このように、インターネットに関する問題の改善に向けては、児童生徒はもとより、周囲の大人に対してもインターネットの適正な利用について、啓発していく必要があります。

このため、各学校において情報モラル教育を推進するとともに、インターネットの適正な利用に向けた児童生徒の主体的な取組を促進します。また、保護者に対する啓発も強化することにより、学校・家庭・地域におけるインターネットの適正利用のためのルールづくりなどを県民運動として推進します。

【主な取組】

①県警、大学生ボランティアと共同で学校での情報モラル教育を推進するための資料を作成するとともに、小・中・高等・特別支援学校の児童会・生徒会の交流集会を、市町村単位、ブロック別、全県等で持ち回りで開催することにより、インターネットの適正な利用に向けた児童生徒の主体的な取組を促進します。また、「高知家やさしさいっばい子ども宣言」の周知を図るため、啓発リーフレット等の作成・配布等を行うとともに、ネット問題をテーマにした P T A 研修等を積極的に支援します。

こうした取組を通じて学校・家庭・地域におけるインターネットの適正な利用に向けたルールづくりにつなげます。

(具体的な事業)

- ・ネット問題啓発資料の活用の推進
- ・いじめ防止対策等総合推進事業

対策 1-(5)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
インターネットの適正な利用に関するルールづくりを行った学校の割合	・小: 50.3% ・中: 65.7% ・高: 38.5% ・特: 50.0%		100%

2 「知」の課題・対策

課題

- ・家庭の教育力の弱さが子どもの学力に影響しています。
- ・学習できる環境にない家庭が多く、家庭学習の時間が十分に確保されていません。

対策 2-(1) 放課後等における学習の場の充実

【概要】

家庭における生活の困窮や教育力の低下などを背景に、学校以外での学習の機会が十分に与えられず、学力の未定着という困難な状況に直面している子どもたちがいます。

こうした子どもたちの基礎学力の定着と向上、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上を図るため、小・中・高等学校の各段階において学習支援員の配置を拡充し、学校が行う放課後等の補充学習の充実に取り組むとともに、新・放課後子ども総合プランの推進により、地域と連携・協働して放課後等の学びの場の充実に努めます。

【主な取組】

①小・中学校が主体的に実施する放課後等の補充学習において、学習のつまずきに早期に対応し、よりきめ細かな個別指導や家庭学習指導を行うため、放課後等学習支援員の配置を拡充します。

また、学力に課題のある子どもたちのつまずきの解決には、授業から一貫した個別指導が必要であるため、学習支援員を配置する場合には、授業から放課後までを一貫して担うものを配置することを基本として、拡充します。

さらに、一人一人の実態に応じた支援を行うために、効果的な指導方法の事例を収集し、市町村教育委員会や学校に周知します。

（具体的な事業）

- ・放課後等における学習支援事業

②高等学校において、義務教育段階の学力の定着に課題のある生徒に対して、個々の生徒の学力の状況に応じたきめ細かな指導を行うため、放課後や長期休業中の補力補習、チーム・ティーチングにおける指導補助などにあたる学習支援員の配置を拡充します。

（具体的な事業）

- ・学力向上推進事業（学習支援員事業）

③放課後等における子どもたちの安全・安心な学びの場である放課後児童クラブや放課後子ども教室において、地域の多くの方々の方々の参画を得て学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる取組が充実するよう支援します。

④放課後等の学習の場における学習活動を充実させるため、子どもたち一人一人が使える教材等の購入を支援します。

(具体的な事業)

③～④

・新・放課後子ども総合プラン推進事業

対策 2-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
放課後等学習支援員・学習支援員の配置校数【再掲】	・小:117 校 ・中:77 校 ・高:31 校		・小:100 校以上 ・中:80 校以上 ・高:31 校
学習支援員配置校に占める授業から放課後までを一貫して担う学習支援員を配置した学校の割合	・小:92.3% ・中:96.1%		・小:100% ・中:100%
放課後学びの場における学習支援の実施率(小学校)	98.1%		96%以上

対策 2-(2) 厳しい環境にある子どもの学びの場へのいざない

【概 要】

本県には、厳しい環境にあるがゆえに、生徒指導上の諸課題を抱え、学校や放課後の学習支援などの学びの場に参加できない子どもたちがたくさんいます。

このため、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、子どもたちの学びの場への参加を促す取組の充実・強化を図ります。

また、不登校の児童生徒や、学齢期に様々な事情で義務教育を受けることができなかった方々への学習機会の提供に向けた検討を進めます。

【主な取組】

①個々の子どもに寄り添い、解決に向けたきめ細かな支援を行いながら、子どもたちの登校や放課後の学びの場への参加等を促すため、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充します。

(具体的な事業)

・スクールソーシャルワーカー活用事業

②不登校の児童生徒や、学齢期にさまざまな事情で義務教育を受けることができなかった方々に学習の機会を提供するための中学校夜間学級の設置に向けて、体験学校を県内各地で開催し、地域ごとに広報やニーズの把握に努めるとともに、市町村代表や有識者等による検討委員会において、設置場所や運営方法等に関する検討を進めます。

(具体的な事業)

・中学校夜間学級の設置に向けた検討

3 「徳」の課題・対策

- 課題**
- ・規範意識を育むための家庭でのしつけや、自尊感情を育むための家族のふれあいが十分ではない状況がみられます。
 - ・豊かな感性を育むための体験活動の機会が十分ではない状況がみられます。

対策 3-(1) 地域全体で子どもを見守る体制づくり

【概要】

家庭の厳しい経済状況等を背景に、子どもと十分に向き合うことが難しい保護者が多くいる中で、子どもたちに規範意識や自尊感情、豊かな感性などを育むには、子どもたちに対して時には保護者のように関わり、温かい眼差しを送る地域の存在が不可欠です。

このため、地域学校協働本部の活動の充実を図るとともに、新・放課後子ども総合プランを推進することにより、地域全体で子どもたちを見守り育てる体制づくりを進めます。

【主な取組】

①地域学校協働本部の活動において、地域の方々による登下校時の子どもたちへの声かけや交通安全指導、子どもたちと一緒に清掃活動などの取組を充実させることにより、子どもたちが多くの大人たちに見守られながら育つ環境を作り、子どもたちの規範意識や自尊感情を育みます。

また、豊富な知識・経験を持つ地域の方々にゲストティーチャーとして授業をしてもらう取組や地域の大人たちに絵本の読み聞かせを行ってもらう取組、また、子どもたちが地域行事に参加する取組等を充実させることにより、子どもたちの豊かな感性を育みます。

（具体的な事業）

- ・地域学校協働活動推進事業

②放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進し、子どもたちが地域の多くの方々に活動を見守られながら、安全で安心して過ごせる放課後の居場所を確保します。

（具体的な事業）

- ・新・放課後子ども総合プラン推進事業

③地域による子どもたちの見守り機能を強化するため、地域学校協働本部や放課後子ども教室の活動に携わるボランティアの方々に、児童虐待やいじめなど子どもたちを取り巻く現状について理解を深めていただく取組を進めます。

また、全ての地域学校協働本部に、民生・児童委員の参画を進めるとともに、厳しい環境にある子どもたちの地域による見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」への展開を推進します。

（具体的な事業）

- ・地域学校協働活動推進事業
- ・新・放課後子ども総合プラン推進事業

対策 3-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
地域学校協働本部における学習支援、登下校安全指導、 環境整備等の学校支援活動回数【再掲】	24,055 回		15,000 回以上
民生・児童委員が活動に参画している地域学校協働本部 の割合	97.8%		100%
高知県版地域学校協働本部の仕組みを構築した小・中学 校の割合	—		40%以上

対策 3-(2) 専門人材、専門機関との連携強化

【概 要】

子どもたちを取り巻く環境が厳しさを増す中で、生徒指導上の諸課題などの解決を図っていくためには、県内の教育相談支援体制の充実・強化を図るとともに、学校においては外部の専門人材を活用して組織的な取組を推進していくことが必要です。

このため、多様な相談に対する窓口になるとともに、課題の解決まで相談者に寄り添うワンストップ&トータルな支援を行うことができるよう、心の教育センターの体制を強化します。また、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充や、関係機関との連携により、不登校児童生徒への支援や非行防止の取組などを進めます。

【主な取組】

- ①スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充により、子どもや保護者等が不安や悩みをいつでも気軽に相談できる体制を構築し、子どもや家庭が抱える課題への多様な支援の充実を図ります。

（具体的な事業）

- ・スクールカウンセラー等活用事業
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業

- ②県内の教育相談の中核機関である心の教育センターに、高度な専門性を有するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、学校生活での悩みや家庭における問題など子どもたちが抱える教育課題に関する相談を一元的に受理するとともに、学校や関係機関との連携のもとで課題の解決まで寄り添うワンストップ&トータルな支援を行います。

- ③心の教育センターにおいて、幅広い教育相談を受け付けるワンストップ機能を高めるとともに、課題解決に向けて関係機関の専門性を生かすコーディネート機能を高めるため、県内における各種相談窓口や児童・青少年支援機関との連携を強化します。

（具体的な事業）

②～③

- ・心の教育センター相談支援事業

第5章 基本方向ごとの施策【基本方向2 厳しい環境にある子どもたち支援】

④各市町村の要保護児童対策地域協議会において、子どもたちへの支援策を検討する際に、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが参加することにより、効果的な支援につなげられるよう取り組みます。

⑤スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの支援力の向上を図るため、より効果的な研修を実施するとともに、心の教育センターに配置されている特に高い専門性を有するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが各地域に配置されているスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの指導や助言に当たります。

⑥教育支援センター等における相談支援体制の強化を図り、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して、学校に通うことができていない児童生徒が、安心して過ごすことのできる居場所づくりに取り組みます。また、児童生徒一人一人に応じた学習支援を行い、学校以外での学習の機会の確保に取り組みます。

（具体的な事業）

④～⑥

- ・スクールカウンセラー等活用事業
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業

⑦「高知家の子ども見守りプラン」に基づき、知事部局、教育委員会、警察本部が連携して、非行を未然に防ぐ「予防対策」、非行の入口にいる子どもたちを非行に向かわせない「入口対策」、立ち直りを支援する「立ち直り対策」の3つの対策を推進することにより、少年非行を防止していきます。

⑧各学校において児童生徒の不登校の要因や状況に応じたきめ細かく柔軟な支援が行われるよう、スクールカウンセラーや指導主事等で構成する「不登校対策チーム」が各学校を訪問し、校内支援会を中心とした組織的な支援体制の強化や不登校の未然防止・早期対応の取組の充実に向けた指導・助言を行います。

⑨県の「不登校対策チーム」と高知市教育委員会が配置する「不登校対策アドバイザー」が連携しながら、同市内の学校を定期的に訪問して、組織的な不登校対策について指導・助言を行います。

（具体的な事業）

⑧～⑨

- ・「不登校対策チーム」による訪問支援

⑩児童生徒の状況に応じた適時適切な支援が行われるよう、各学校において専門人材を活用した効果的な校内支援会を実施するとともに、必要に応じて心の教育センターやその他の関係機関と連携して児童生徒の支援を行う仕組みづくりを推進します。

（具体的な事業）

- ・心の教育センター相談支援事業

第5章 基本方向ごとの施策【基本方向2 厳しい環境にある子どもたち支援】

対策 3-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
スクールカウンセラーの配置校数・配置頻度、アウトリーチ型スクールカウンセラーの市への配置数(配置率)【再掲】	・小:192 校(100%) ・中:107 校(100%) ・高:36 校(100%) ※1 学年 3 学級以上の学校への週 2 回派遣 52.6% ・特:14 校(100%) ・8 市(735%)		・小:100% ・中:100% ・高:36 校(100%) ※1 学年 3 学級以上の学校への週 2 回派遣 100% ・特:14 校(100%) ・11 市(100%)
スクールソーシャルワーカーの配置状況【再掲】	【小・中】 ・33 市町村 【高・特】 ・高:15 校 ・特:6 校		【小・中】 ・全市町村 【高・特】 ・高:16 校 ・特:5 校
関係機関等につながない不登校児童生徒の割合	・小:10.7% ・中:15.0% ・高:38.9%	全国平均 ・小:21.0% ・中:24.5% ・高:36.8%	全国平均以下
心の教育センターの相談支援件数(来所・出張・巡回相談)	新規受理件数 445 件(H31.2 月)		新規受理件数 400 件以上

4 「体」の課題・対策

- | | |
|-----------|---|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none">・家庭における運動やスポーツを行う機会が十分ではない状況がみられます。・基本的な生活習慣が十分に身に付いていない子どもがいます。・食事を十分にとることができていないいわゆる「欠食」の子どもたちがいます。 |
|-----------|---|

対策 4-(1)	運動・スポーツの機会の提供
-----------------	----------------------

【概 要】

家庭における生活の困窮や教育力の低下などを背景に、家庭や地域において運動やスポーツを行う機会が十分でない子どもたちがいます。

このため、地域のスポーツに関わる人材や総合型地域スポーツクラブ等の協力のもと、学校と地域が連携し、子どもたちが運動する機会の充実を図ります。

【主な取組】

- ①地域のスポーツに関わる人材の協力による運動部活動の充実や、総合型地域スポーツクラブと学校との連携により、子どもたちが日常的に運動やスポーツに触れる機会の拡大を図ります。

（具体的な事業）

- ・こうちの子ども健康・体力向上支援事業

対策 4-(2)	保護者に対する啓発の強化
-----------------	---------------------

【概 要】

子どもの生活習慣は、保護者の生活習慣に大きく影響されることから、子どもたちの基本的な生活習慣を育成するためには、まず、保護者に健康的な生活習慣に対する意識を高めてもらう必要があります。

このため、子どもの頃からの健康的な生活習慣づくりや子どもの生活環境の改善に向け、保育所・幼稚園等における保護者を対象とした学習会などの開催を支援するとともに、スクールカウンセラーなどの配置拡充により相談支援体制の充実を図ります。

【主な取組】

- ①子どもとの関わり方や乳幼児期からの望ましい生活習慣の重要性についての保護者の理解を促進するため、保育所・幼稚園等における保護者を対象とした学習会などの開催を支援します。

（具体的な事業）

- ・基本的生活習慣向上事業

- ②スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充により、子どもたちの食生活をはじめとする生活環境を改善するための相談支援体制を充実させます。

（具体的な事業）

- ・スクールカウンセラー等活用事業
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業

③小学校から高等学校までの系統的な健康教育の副読本を活用し、子どもや保護者等の健康的な生活習慣に関する意識を高めます。

（具体的な事業）

- ・健康教育充実事業

対策 4-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
毎日朝食を食べる児童生徒の割合【再掲】	・小: 84.3% ・中: 76.1% ・高: 79%	全国平均 ・小: 84.8% ・中: 79.7% ※高は全国調査なし	・小: 90%以上 ・中: 85%以上 ・高: 85%以上

対策 4-(3) 欠食がみられる子どもへの支援

【概 要】

家庭の厳しい経済状況等を背景として、家庭で十分に食事をとることができないなど、食生活の面で厳しい状況にある子どもたちがいます。

こうした子どもたちとその家庭の状況を把握するとともに、必要に応じて福祉部門との連携を図ります。また、朝食が欠食状況にある子どもたちに対する、地域のボランティア等による食事提供の活動を支援します。

【主な取組】

①欠食がみられるなど食生活の面で厳しい状況にある子どもを学校などで把握した場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して、子どもやその家庭の状況の把握に努め、課題に応じて要保護児童対策地域協議会や児童相談所などの福祉部門と連携して課題の解決にあたります。

（具体的な事業）

- ・スクールカウンセラー等活用事業
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業
- ・心の教育センター相談支援事業

②家庭の厳しい経済状況等を背景として朝食が欠食状況にある子どもたちに対する地域のボランティア等による食事提供の活動を支援します。

（具体的な事業）

- ・食育推進支援事業

5 就学前における課題・対策

- 課題**
- ・子どもと十分に向き合うことが難しい保護者や子育てに不安や悩みを抱える保護者がいます。
 - ・家庭の生活困窮等により、厳しい教育・保育環境に置かれている子どもたちがいます。
 - ・保護者の生活習慣の乱れが子どもの基本的な生活習慣の未定着につながっている場合が多くあります。

対策 5-(1) 保育者の親育ち支援力の強化

【概要】

保育所・幼稚園等において、子どもを育てる親の力を高める親育ち支援の必要性は浸透してきているものの、子どもへの関わり方が適切でない保護者や、子育てに不安や悩みを抱えている保護者に対して、適切な支援が十分には行われていない現状があります。

このため、日常的・継続的な親育ち支援が行えるよう、市町村の課題に応じた研修会等を実施する中核となる保育者や、園内の親育ち支援を推進する担当者（親育ち支援担当者）を中心に組織的な取組を促進し、保育者の親育ち支援力の向上を図ります。

【主な取組】

- ①保育所・幼稚園等において、多様化・複雑化する保護者の不安や悩みに対し保護者に寄り添った適切な支援が行われるようにするため、管理職のリーダーシップのもと、親育ち支援担当者を中心に保育所・幼稚園等がチームとして親育ち支援に取り組むための体制づくりを促進します。

（具体的な事業）

- ・保育所・幼稚園等全体で取り組む体制づくり

- ②保育者が、保護者への関わり方や子育てに関する情報提供の仕方などについて理解を深め、組織的・計画的に支援を行うことができるよう、市町村単位等による保育者の親育ち支援力向上のための研修を充実させます。

（具体的な事業）

- ・親育ち支援啓発事業（保育者研修）

- ③親育ち支援の中核となる保育者の資質の向上を図るとともに、地域の課題に応じた研修を実施するなど、地域内で学べる仕組みづくりを支援します。また、その学びを基に、中核となる保育者の支援のもと、全ての保育所・幼稚園等において親育ち支援担当者による園内の保育者を対象とした研修を行うことを促進します。

（具体的な事業）

- ・親育ち支援保育者スキルアップ事業

対策 5-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
園内で保育者研修を実施した保育所・幼稚園等の割合	89.1%		100%

対策 5-(2) 保護者の子育て力向上のための支援の充実

【概 要】

核家族化や厳しい経済状況等を背景に、子どもと十分に向き合うことが難しい保護者や、子育てに不安や悩みを抱えている保護者が多くいます。また、保護者の生活習慣の乱れや子どもへの関わりの少なさが、子どもの基本的生活習慣の未定着につながっている場合があります。

このため、良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深めることができるよう、保護者を対象とした研修を充実させるとともに、乳幼児期からの基本的生活習慣の定着を図るための取組を推進します。

【主な取組】

①保育所・幼稚園等において、親育ち支援担当者を中心に良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深めるための講話やワークショップを開催し、保護者の子育て力の向上を図ります。また、講話や行事等への保護者の参加を促進するため、講話等を就学時健診の機会をとらえて実施するなど参加しやすい環境を整えるとともに、保育者と保護者の円滑なコミュニケーションや相互理解をより深める取組を推進します。

（具体的な事業）

・親育ち支援啓発事業(保護者研修)

②配慮が必要な保護者の子育て力の向上のため、家庭支援推進保育士等による個別の支援の充実を図り、保育所・幼稚園等の行事への参加を促進することなどを通じて、保護者の子育てに対する自覚や意欲を高めます。【再掲】

（具体的な事業）

・保育サービス促進事業(家庭支援推進保育士の配置)

対策 5-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
夜 10 時までに寝る幼児の割合(3 歳児)	81.2%	全国平均 68.5%(H22) ※2 才児	90%以上
親育ち支援担当者の配置率	60.9%		70%以上

対策 5-(3) 保育所・幼稚園等と地域等との連携の充実

【概要】

家庭における生活の困窮や教育力の低下などを背景に、さまざまな課題を抱え、個別の支援が必要な子どもや家庭が増えています。

また、核家族化や少子化等により地域との関わりが薄れてきている中で、地域における見守りやこまやかな支援の充実が求められています。

このため、保育所・幼稚園等と小学校、地域等との連携を図り、子どもたちが健やかに育つことのできる環境づくりを進めます。

【主な取組】

①厳しい環境にある子どもの保護者に対して、関係機関と連携した支援を行うため、子ども一人一人の支援計画の作成や、家庭訪問や地域との連携等を担当する家庭支援推進保育士の配置、保育所等の支援や小学校への円滑な接続への支援等を行うコーディネーターの配置を拡充します。家庭支援推進保育士の配置拡充に向けては、市町村と福祉人材センターとの情報交換を促進し、保育士や幼稚園教諭の資格や免許を持っているものの保育所・幼稚園等で勤務していない潜在保育士の活用を増やします。

（具体的な事業）

- ・特別支援保育・教育推進事業（親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置）
- ・保育サービス促進事業（家庭支援推進保育士の配置）

②厳しい環境にある就学前の子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に5歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を保育者とスクールソーシャルワーカーが連携して行う仕組みを構築します。

（具体的な事業）

- ・スクールソーシャルワーカー活用事業＜就学前＞

③地域ぐるみでの子育て支援を充実させるため、保育所・幼稚園等を中心に、保育者や高齢者等の地域の子育て経験者、子育て世帯等が交流できる場づくりを推進し、子育て相談や子育てに関する教室の開催などさまざまな交流事業が展開されることを支援します。

（具体的な事業）

- ・多機能型保育支援事業

対策 5-(3)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置人数	9 市町村 10 人		24 市町村 30 人
家庭支援推進保育士の配置人数	68 人		93 人
家庭支援推進保育士配置園における家庭支援の計画・記録の作成率	61.6%		100%
多機能型保育事業所の実施箇所数	7 箇所		40 箇所

保育所・幼稚園等において、園*評価を適切に実施することなどを通じて、組織マネジメント力の強化や保育者の教育力・保育実践力の向上を図り、県内のどこにいても、質の高い教育・保育を受けることができる環境づくりを進めることにより、子どもの「生きる力」の基礎を育みます。

※「園」とは、保育所・幼稚園・認定こども園をあわせたものです。

課題

- ・保育所保育指針・幼稚園教育要領の改訂（定）を踏まえて保育所・幼稚園等において育みたい資質・能力の実現に向けた保育・教育実践が全ての園で求められています。
- ・就学前と小学校の教育の違いが教員や保育者に認識されておらず、保幼小の連携・接続が十分に行われていません。
- ・発達障害等の特別な支援が必要な乳幼児の増加や障害の多様化により、専門的な教育・保育が求められています。

対策（1）

保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立

【概要】

保育所・幼稚園等においては、保育所保育指針・幼稚園教育要領等により質の高い幼児教育・保育を提供することが求められていますが、これらには具体的な指導方法までは明確に示されていません。

このため、幼児期の特性を踏まえた質の高い教育・保育内容の指導方法や保護者支援の在り方等を示したガイドラインを策定し、全ての園における活用を促進します。

【主な取組】

①保育所保育指針・幼稚園教育要領等の改定（改訂）を踏まえて、保育者に求められる資質や保育所・幼稚園等で実践すべき具体的な指導方法、保護者支援・地域の子育ての在り方等を示した「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」について、園内研修支援や教育センターでの基本研修等の場において、活用方法の周知・徹底を図ります。

また、幼保支援アドバイザー・指導主事の直接訪問等により、全ての園において活用されるよう取り組みます。

（具体的な事業）

・園内研修支援事業（ガイドラインの活用）

対策(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
ガイドラインを保育の見直し・改善に活用した園の割合	・シート2 活用:58.6% ※H30.12 月現在		・シート2 活用: 80% 以上

対策（2） 保育所・幼稚園等での組織力・実践力の向上に向けた組織マネジメント力の強化

【概 要】

これまで保育所・幼稚園等において組織的な取組が徹底されていなかった背景には、管理職の経営ビジョンや指針が明確に示されていなかったことや、教育・保育の大部分が個々の保育者の裁量や力量に委ねられる傾向にあったことなどがあります。

このため、園の経営方針や教育・保育目標を全職員が共有し、方向性を合わせて取り組むなど、管理職を中心に組織マネジメントが効果的に機能するよう訪問指導等の支援を行います。

【主な取組】

- ①管理職が明示する園の経営方針や教育・保育目標を全職員が共有した上で、保育所保育指針等に基づいた教育・保育がチームとして実践されるとともに、よりよい実践につなげる改善のサイクルを構築できるよう、園評価に関する説明会の実施や幼保支援アドバイザーや指導主事による訪問指導等を充実させます。

（具体的な事業）

・園評価支援事業

- ②組織的・計画的な園の研修体制が確立され、教育・保育の質の向上が図られるよう、保育所・幼稚園等が実施する園内研修への支援を充実させるとともに、園内研修の中核的な役割を担う保育者を育成します。

（具体的な事業）

・園内研修支援事業（園内研修・ブロック別研修支援）

対策(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
園内研修及びブロック別研修の実施回数	380 回		年間 200 回以上
園評価の実施率	70.3% ※H29 年度		100%

対策（3） 保育者のキャリアステージにあった資質・指導力の強化

【概 要】

管理職は、園経営の責任者として明確なビジョンを持ち、組織の中でリーダーシップを発揮することが重要です。また、保育者は、教育・保育の質の向上に向けて、経験や職責に応じた指導力を身に付ける必要があります。

このため、高知県の保育者育成指標と、国が示すキャリアアップ研修とを連動させた基本研修等の充実を図り、管理職を含む保育者のキャリアステージに応じた資質・指導力の強化を図ります。

【主な取組】

①保育者の職責に応じた専門性や実践力の向上のため、作成した「保育者育成指標」に基づき、初任者、中堅者、管理職といった職責に応じた形に見直すなど、研修の更なる充実を図ります。

②保育者のキャリアアップ研修を教育センターを中心として実施し、研修受講対象者が計画的に参加できるよう取り組みます。

（具体的な事業）

①～②

・基本研修（新採、主任・教頭等、所長・園長）

③保育者が研修に参加しやすくなるよう、代替保育者の確保について支援します。

（具体的な事業）

・幼保研修等推進事業（研修実施に係る代替保育者の確保）

対策(3)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
教育センターが実施するステージ研修の受講園の割合	基礎研：53.1% 主任・教頭研：62.2% 所長・園長研：60.3%		基礎研：80%以上 主任・教頭研：80%以上 所長・園長研：80%以上

対策（4） 保幼小の円滑な接続の推進

【概 要】

教育内容や指導方法が異なる就学前の教育と小学校教育との間において、子どもの発達や学びを円滑に接続するためには、保育所・幼稚園等と小学校とが連携し、組織的に対応することが重要です。

このため、市町村教育委員会や保育所・幼稚園等及び小学校が保幼小の円滑な接続に組織的に取り組むことができるよう、各地域における保幼小接続期カリキュラム等の作成を促進するとともに、その実践を支援します。

【主な取組】

①「高知県保幼小接続期実践プラン」に基づく実践の在り方について、小学校教員、保育所・幼稚園等の保育者、市町村教育委員会の指導事務担当者を対象とした研修会を開催するとともに、保幼小の連絡会や交流活動の実施により、共通認識を深め、各地域の実態に応じた接続期カリキュラム等が実践されるよう支援します。あわせて、モデル地域における取組を支援し、その成果を全ての地域に周知します。

②保育所・幼稚園等と小学校において、幼児期の学びから小学校への学習へとつなぐ「接続期カリキュラム」の作成や、交流活動等の開催を年間計画や学校経営計画等に位置づけるよう

第5章 基本方向ごとの施策【基本方向3 就学前の教育・保育環境の整備】

周知・徹底するとともに、組織的・計画的な実践が行われるよう指導主事や保幼小連携アドバイザー等が訪問し、助言・指導を行います。

（具体的な事業）

①～②

・保幼小連携推進支援事業

対策(4)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
接続期カリキュラムの作成・実施率	・保育所・幼稚園等： 92.7% ・小学校：100.0%		・保育所・幼稚園等： 100% ・小学校：100%
教職員の連絡会実施率（年3回実施）	—		80%以上
子どもの交流活動実施率（年3回実施）	—		80%以上

対策（5） 発達障害等のある乳幼児への専門的な指導・支援の充実

【概要】

発達障害等のある子どもが増加傾向にあり、保育所・幼稚園等では専門的な指導・支援が必要となってきました。

このため、発達障害等のある子どもに関し、保育所・幼稚園等において、関係機関と連携した指導・支援の充実が図られるとともに、小学校へ円滑に引き継ぐためのシートの作成やその活用が徹底されるよう取り組みます。

【主な取組】

①発達障害等のある子どもに対する保育者の専門的な指導・支援の実践力の向上を図るため、専門性を高める研修やキャリアステージに応じた研修を実施します。

（具体的な事業）

- ・基本研修（新採、主任・教頭等、所長・園長）
- ・専門研修（出張保育セミナー）

②一人一人の子どもの指導・支援の目標や内容、方法等をまとめた個別の指導計画が作成され、管理職を中心に園全体として指導計画が円滑に実施されるよう支援します。

また、保育所・幼稚園等への支援や関係機関との連携の充実を図るため、各市町村へのコーディネーターの配置を拡充します。

（具体的な事業）

- ・基本研修（新採、主任・教頭等、所長・園長）
- ・専門研修（出張保育セミナー）
- ・特別支援保育・教育推進事業（親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置）

③発達障害等のある子どもに対する指導・支援内容を保育所・幼稚園等と小学校との間で確実に引き継ぐため、指導内容等が記載された引き継ぎシートの活用を徹底します。

（具体的な事業）

・保幼小連携「スマイルサポート」事業

対策(5)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置人数【再掲】	9 市町村 10 人		24 市町村 30 人
家庭支援推進保育士の配置人数【再掲】	66 人		93 人
個別の指導計画を作成した園の割合	89.6%		100%
発達障害の診断・判断のある児童について「就学时引き継ぎシート」を活用した引き継ぎを実施した園の割合	87.1%		100%

中山間地域と都市部のように、市町村や地域ごとに教育課題の状況は異なっており、また、歴史や文化、教育に生かせる地域資源等も異なります。県の大綱及びこの基本計画が掲げる基本理念や基本目標を実現するためには、こうした各市町村の実情に応じた効果的な取組を展開していくことが必要となります。県教育委員会と市町村教育委員会との間で、教育の現状や課題、県の施策の基本方向等について、しっかりと方向性を合わせ、連携・協働して取組を推進します。

課題

・教育現場を支える県と市町村の教育行政が課題を共有し方向性を合わせて取り組む必要があります。

対策（1）**県と市町村教育委員会との連携・協働の推進****【概要】**

教育委員会は、教育水準を保障する責任者として、子どもたちと直接関わる学校・家庭・地域等の教育現場を力強く支えていく必要があります。

県全域や複数の市町村にまたがる広域的な課題などについて特に責任を負う県教育委員会と、各市町村内の公立小・中学校などの教育活動や教職員の日常的な取組に対する責任を負う市町村教育委員会が、それぞれの責任と役割を果たしながら、連携・協働して教育水準を向上させていかなければなりません。

このため、県と市町村教育委員会との間で、施策の方向性を合わせることや施策を協働で実施することなどを通じて、本県教育の振興に向けた連携・協働の取組を推進します。

【主な取組】

①県と市町村教育委員会の施策の方向性を合わせ、連携・協働した取組を推進するため、全ての市町村教育委員会で構成されている高知縣市町村教育委員会連合会や各市町村教育委員会との情報共有・協議の機会を積極的に設けます。

（具体的な事業）

・市町村教育委員会連合会等との連携・協働

②県の大綱及びこの基本計画に掲げる知・徳・体の向上をはじめとする基本目標や施策の基本方向などを踏まえ、各市町村がそれぞれの教育課題の解決に向けて推進する自主的・主体的な取組を、県と市町村教育委員会が協議した上で、教育版「地域アクションプラン」として位置付け、人的及び財政的な支援を行います。

（具体的な事業）

・教育版「地域アクションプラン」推進事業

- ③県内の児童生徒の約半数を抱える高知市の小・中学校の学力向上の取組を推進するため、県教育委員会と高知市教育委員会との情報共有・協議の場を設けるとともに、県・市がより一層連携して、高知市内の小・中学校に対する訪問指導体制を強化します。

（具体的な事業）

・高知市との連携

対策（1）の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
教育版「地域アクションプラン」推進事業における各市町村による事業検証結果において目標を達成できた割合	95.9% （H30 中間検証）		100%

対策（2） 教育的風土の醸成に向けた取組の推進

【概 要】

本県教育の更なる振興に向けて、社会総がかりで子どもたちを育成していくためには、高知県教育の日「志・とさ学びの日」（11 月 1 日）の趣旨に沿って、「すべての県民が、教育について理解と関心を深め、高い志を持つ子どもたちを育み、ともに学びあう意識を高めるとともに、一人ひとりが学ぶ目的や喜びを自覚し、生涯にわたって学び続ける風土をつくりあげていく」が必要です。

このため、高知県教育の日の趣旨の周知を図るとともに、この日を通じた県と市町村の連携・協働による取組を更に推進します。

【主な取組】

- ①県民が本県教育の現状について知り、考えるきっかけをつくるため、県が行う広報や啓発活動・関連行事に加えて、市町村における取組の周知・広報や市町村・学校単位で行われる行事での教育の日のPR等の取組を推進します。

（具体的な事業）

・志・とさ学びの日推進事業

対策（2）の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
教育の日関連行事の実施件数（市町村）	507 件		530 件以上
教育データ等を市町村広報紙等に公表した市町村数	28		全市町村（学校組合立含む）

基本方向5 安全・安心で質の高い教育環境を実現する

学校等における自然災害や事件・事故の危険から子どもたちの命を守り抜くため、南海トラフ地震に備えた施設等の整備や防災教育を推進します。また、新しい時代に対応した質の高い学びを子どもたちに保障していくため、県立学校の再編振興、校種間の連携・協働、教育の情報化などの教育環境の整備を進めます。

課題

- ・南海トラフ地震の発生による大きな被害が予想されています。
- ・登下校時の交通事故が多いことから、より安全で適正な自転車の利用が求められています。
- ・猛暑により学校における熱中症が増加しており、教室等に冷房設備の設置が求められています。
- ・築年数が40年を超える学校施設が多く、老朽化が問題となっています。
- ・児童生徒数の減少に伴い、学校の活力の低下が懸念されます。
- ・特別支援学校の教育的ニーズが多様化しています。
- ・各校種間の接続部分で円滑な接続ができていないことなどにより、小1プロブレムや中1ギャップ等の問題が発生しています。
- ・社会・経済のあらゆる分野で急速に進展している情報化への対応が求められています。

対策（1） 南海トラフ地震等の災害や事故等に備えた取組の推進

【概要】

南海トラフ地震が発生した際には、本県に甚大な被害がもたらされることが懸念されています。また、台風・大雨や土砂災害などの気象災害の発生に加え、猛暑による熱中症や登下校時の交通事故の増加など、学校を取り巻く環境が変化しています。こうした自然災害による被害を最小限に止め、子どもたちの命を守り抜くためには、ハード・ソフトの両面から安全・安心を確保する対策を講じる必要があります。

このため、学校施設等の耐震化の促進や教育環境の改善、子どもの発達段階に応じた系統的な防災教育の推進など、南海トラフ地震等の災害や事故等に備えた取組を一層推進します。

【主な取組】

①学校等の施設内における子どもたちの安全・安心を確保するため、県立学校、公立小・中学校、保育所・幼稚園等の耐震化等の促進や高台移転のための財政支援等により、自然災害に強い学校施設等を整備します。その際、発災時には倒壊により避難経路を塞ぐおそれのあるコンクリートブロック塀の改修や、地域の避難所にもなる学校体育館の天井落下防止対策及びガラス飛散防止対策、教室等への空調設備の整備も含めて取り組みます。また、登下校時の自転車の安全で適正な利用の促進に取り組みます。

（具体的な事業）

- ・学校施設の安全対策の促進

- ・保育所・幼稚園等耐震化推進事業
- ・保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業
- ・自転車ヘルメット着用推進事業

②子どもたちの防災対応力の向上及び学校や教職員の危機管理能力・防災力の向上に向けて、高知県安全教育プログラムに基づく防災教育を一層推進します。

(具体的な事業)

- ・防災教育推進事業

対策(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
学校施設等の耐震化率	・保・幼等:90.9% ・公立小・中:98.5% ・公立高・特支:99.8%	全国平均 ・保・幼等:88.4% ・公立小・中:99.2% ・公立高・特支:98.4%	・保・幼等:100% ・公立小・中:100% ・公立高・特支:100%
「高知県安全教育プログラム」を使用した防災教育の実施率	・小:100.0% ・中:100.0% ・高:100.0%		・小:100% ・中:100% ・高:100%

対策(2) 学校施設の長寿命化改修による整備の推進

【概要】

県立学校施設は児童生徒の急増期にあたる昭和40年代後半から昭和50年代にかけて建築された施設が多く、平成29年度現在、築30年を経過した施設が全体の7割以上を占めるなど、今後の老朽化対策が喫緊の課題となっています。

このため、平成29年12月に策定した「高知県立学校施設長寿命化計画」を踏まえ、予防保全的な改修工事などにより、施設の機能を維持しながら、これまで以上に長く使い続けることで、施設あたりのライフサイクルコストを縮減していきます。

【主な取組】

①児童生徒にとって安全、安心で快適な教育環境を保持するため、「高知県立学校施設長寿命化計画」を踏まえ、予防保全の考え方を取り入れながら、老朽化した学校施設の改修等に取り組めます。

(具体的な事業)

- ・学校施設の長寿命化改修による整備の推進(県立学校)

対策(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
県立学校で築40年を経過している学校施設の改修のための調査棟数及び設計棟数	調査:4棟 設計:0棟		調査:8棟 設計:2棟

対策（3） 教育の質の維持・向上を図る視点に立った学校の再編振興の推進

【概 要】

社会のグローバル化や情報化の進展、産業構造の変化や雇用形態の多様化が全国的に進んでいることに加え、本県においては、全国に先行して人口減少が進んでおり、近い将来、南海トラフ地震が発生することも予測されています。このような社会環境のもと、高等学校教育においては、教育内容等の充実と、安心して学べる教育環境の整備に取り組んでいくことが必要となっています。

このため、平成26年10月に策定した「県立高等学校再編振興計画」及び平成30年12月に策定した同計画の「後期実施計画」に基づき、キャリア教育の充実や、生徒数の減少に対応するための適正な学校規模の維持と適切な配置、次代を担う人材を育てる教育環境の整備等を推進します。こうした取組を通して、各校の特色を生かしながら、高等学校教育の質の維持・向上を図ります。

また、特別支援教育については、平成28年5月に策定した「高知県立特別支援学校再編振興計画」に基づき、病弱特別支援学校における教育的ニーズの多様化に対応するための再編振興の取組を推進します。あわせて、知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加に対応するため、将来を見据えながら、教育環境の改善に向けた対策を検討します。

【主な取組】

①高等学校教育の充実及び生徒が安心して学べる教育環境の整備に向けて、「県立高等学校再編振興計画」及び同計画の「後期実施計画」に基づき、県内の全ての県立高等学校について、学校の振興に向けた新たな取組を明確にし、教育活動の中に主体的・自主的で深い学びの手法をこれまで以上に取り入れながら、地域と連携した課題探究に取り組むなど、各校の特色を生かした取組の充実を図ります。

また、ICTの活用による中山間地域の高等学校の教育の充実を図るとともに、統合を行う学校については、統合によるメリットを最大限に引き出すよう、グローバル教育の先進的な取組を導入したり、生徒一人一人の進路実現に向けた支援を充実させ、地域の拠点校としての魅力化を図るなど、教育内容の充実と施設設備の整備を推進します。

（具体的な事業）

・県立高等学校再編振興計画の推進

②病弱特別支援学校において、慢性疾患の児童生徒数の減少、心身症等のある児童生徒数の増加に伴う教育的ニーズの多様化に対応するため、「高知県立特別支援学校再編振興計画」に基づき、再編振興への取組を推進します。また、知的特別支援学校において児童生徒数が増加し、施設が狭隘化している状況などについて、関係市町村とも連携を図りながら、将来を見据えた改善・解消の方策を検討し、安全・安心な教育環境の実現に取り組めます。

（具体的な事業）

・病弱特別支援学校の再編振興の推進

・知的障害特別支援学校の在り方に関する検討

対策（4） 中山間地域の教育力向上や活性化に向けた取組の推進

【概 要】

中山間地域において、それぞれの学校が立地する地域の実態やニーズ、各市町村のまちづくり・人づくりのビジョンなども踏まえた魅力ある教育を展開し、高知県に誇りを持ち、本県のために活躍・貢献できる人材育成と、自らが望むより良い人生を切り拓き、歩んでいくための力を育む教育を展開することが求められています。

このため、義務教育学校等、次世代の特色ある学校づくりを推進することにより、中山間地域の教育振興を図るとともに、小規模校や複式校の教員の授業力の向上及び児童生徒の学力の向上を目指します。

また、高等学校においては、ICTを活用した中山間地域の教育環境の整備や部活動の充実、地域との連携強化による取組を推進していくことにより、魅力と特色ある学校づくりを目指します。

【主な取組】

①義務教育学校等、次世代の特色ある学校づくりを目指す市町村に対して、人的・財政的支援を行うことにより、中山間地域の活性化を図るとともに、社会に開かれた教育課程の実現を目指します。

（具体的な事業）

・中山間地域における特色ある教育課程推進事業

②中山間地域の小規模な高等学校全てに教育センターをハブ（配信拠点）とした遠隔授業システムを構築し、放課後や長期休業中等における進学指導講座、受講者が少ないなどの事情で開講できなかった授業科目の開講、資格試験や学び直しの授業など、都市部の学校と同等の教育を受けることができるようICT環境の整備を計画的に進めます。

③中山間地域の高等学校の部活動の充実・強化のため、優秀な指導者の招へいや練習環境の整備を進めます。また、地元の市町村や企業と連携して地域の課題解決に取り組む学習を推進するなど、その地域ならではの教育内容の充実を図ります。さらに、市町村において地域の活性化や教育力向上のために、中山間地域の高等学校を有効に活用しようという検討が行われており、こうした市町村の取組についても支援していきます。

（具体的な事業）

②～③

・中山間地域における特色ある学校づくりの推進

対策（5） 校種間の連携・協働の推進

【概 要】

就学前から高等学校卒業まで、一人一人の子どもの成長をしっかりと見据え、発達段階に応じて必要な力を確実に育成していくためには、各校種間で学習内容の連続性を確保するとともに

第5章 基本方向ごとの施策【基本方向5 安全・安心で質の高い教育環境を実現する】

に、生活面の円滑な接続を図ることが必要です。このことは、校種間の接続部分における教育環境や学習内容、人間関係の変化などを背景とする小1プロブレムや中1ギャップの防止にもつながります。

このため、保幼小連携の取組の促進や、生徒指導の充実を図るための小・中学校合同の取組、発達障害等のある子どもの校種間での支援・指導の引き継ぎの徹底、校種間の人事交流など、各校種間の連携・協働に向けた取組を推進します。

【主な取組】

- ①「高知県保幼小接続期実践プラン」に基づく実践の在り方について、小学校教員、保育所・幼稚園等の保育者、市町村教育委員会の指導事務担当者を対象とした研修会を開催するとともに、保幼小の連絡会や交流活動の実施により、共通認識を深め、各地域の実態に応じた接続期カリキュラム等が実践されるよう支援します。あわせて、モデル地域における取組を支援し、その成果を全ての地域に周知します。【再掲】

（具体的な事業）

・保幼小連携推進支援事業

- ②モデルとなる中学校区の小・中学校が合同支援会議を開催するなど連携・協働しながら、子どもたちに内在する力や可能性を9年間を見通して引き出す生徒指導の実践研究に取り組みます。この成果を、生徒指導担当者・生徒指導主事の研修会等を通して県内の小・中学校に普及し、県内全域での実践を推進します。【再掲】

（具体的な事業）

・高知夢いっぱいプロジェクト推進事業

- ③配慮が必要な児童生徒に関する情報の共有や支援の引き継ぎを小・中学校間で適切に行うため、生徒指導担当者・生徒指導主事が児童生徒の持っている力を引き出す開発的な生徒指導に関する知識・理解を深められる研修会や、小・中学校間の連携の推進に向けた合同の研修会を開催します。【再掲】

（具体的な事業）

・生徒指導主事会(担当者会)

- ④小・中学校の生徒指導担当や養護教諭等が各学校の校内支援会に相互参加することや、個別の支援シート等を引き継ぐことにより、保幼小中高間の抜かりのない情報共有と連続性のあるチーム支援を実施します。【再掲】

（具体的な事業）

・校内支援会活性化事業

・高知夢いっぱいプロジェクト推進事業

- ⑤発達障害等のある子どもに対し、就学前から高等学校卒業まで計画的・継続的な指導・支援を行うため、引き継ぎシートなどのツールを活用した校種間の引き継ぎの充実・強化を図ります。

（具体的な事業）

- ・保幼小連携「スマイルサポート」事業
- ・ユニバーサルデザインによる学校はぐみプロジェクト

⑥教員に異なる校種の教育を経験させることにより、子どもの発達段階を踏まえた指導方法についての理解を深めるため、校種間の人事交流を推進します。

（具体的な事業）

- ・校種間人事交流の推進

対策（4）の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
接続期カリキュラムの作成・実施率【再掲】	・保育所・幼稚園等：92.7% ・小学校：100.0%		・保育所・幼稚園等：100% ・小学校：100%
発達障害の診断・判断のある児童について「就学時引き継ぎシート」を活用した引き継ぎを実施した園の割合【再掲】	87.1%		100%
発達障害の診断・判断のある児童生徒について「引き継ぎシート」等のツールを活用した引き継ぎを実施した学校の割合【再掲】	・小→中：87.4% ・中→高：56.3% ※H30 速報値		・小→中：100% ・中→高：100%

対策（6） 教育の情報化の推進

【概 要】

社会・経済の情報化が急速に進む中、学校では、社会に出た時に最低限必要となる情報活用能力を児童生徒に確実に身に付けさせることが必要です。

授業等においてICTを活用することは、学習内容に対する児童生徒の興味・関心を高めたり理解を深めたりする上で効果があります。また、校務の情報化は、教職員が児童生徒の情報を共有した上でよりきめ細かな指導を行うことや、校務の負担軽減により教職員が児童生徒と向き合う時間を確保することにつながります。

こうしたことから、各学校における情報教育や授業等におけるICTの効果的な活用を推進するため、教員のICT活用能力の向上を図るとともに、学校における校務の情報化を推進するため、校務支援システムの整備や県立学校におけるLANシステムの情報セキュリティ強化対策等を推進します。

【主な取組】

①教員のICT活用能力等を育成するため、初任者研修において対象者全員に、授業におけるICTの活用や情報モラル等に関する研修を実施します。また、学校における情報モラル教育の充実を図り、児童生徒をネットトラブルから守るため、各教科等の中での情報モラル教育の実践事例を紹介した教材の活用を推進します。

第5章 基本方向ごとの施策【基本方向5 安全・安心で質の高い教育環境を実現する】

（具体的な事業）

- ・教員の ICT 活用指導力の向上
- ・ネット問題啓発資料の活用の推進

②県立学校の情報通信基盤である校内LAN及び県立学校で使用するコンピュータや情報資産を安全かつ確実に管理するための基幹情報システムへの接続経路を更に細分化し、より強固なセキュリティ対策を実施するなど、学校のICT環境の充実にに向けた整備を計画的に進めます。

（具体的な事業）

- ・県立学校における ICT 環境整備の推進

③市町村立学校における校務支援システムの運用に向けて、県教育委員会と市町村とで校務支援システムの導入に係る効果や課題等について協議を行いながら、今後2年間で全ての市町村に校務支援システムを導入します。

（具体的な事業）

- ・市町村立学校における校務支援システムの整備の推進

④研究指定校を拠点として、プログラミング教育のねらいや授業の展開例等を示したモデルカリキュラムを作成し、各学校に周知します。また、各学校において推進役となる情報教育担当者に対する研修会や、広く県内の教員を対象とした、研究指定校における研究会や公開授業、シンポジウムの開催などを通して、プログラミング教育の各学校への円滑な導入に取り組みます。

（具体的な事業）

- ・教員のICT活用指導力の向上

対策 (5)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
市町村立学校における統合型校務支援システムの整備率	—		100%

基本方向6

生涯にわたって学び続ける環境をつくる

子どもから大人まで、全ての県民が生涯にわたり学び続ける環境をつくるため、社会教育の推進体制を強化するとともに、産学官民が連携して取り組むことにより多様な学びの機会を創出していきます。また、そのことを、県民の自己実現にとどまらず地域を担う人材の育成や地域コミュニティの活性化にもつなげていきます。

課題

- ・社会教育を担う団体や人材の基盤が弱ってきています。
- ・県全体として生涯学習を推進するための体制が十分整っていません。
- ・県が抱える課題の解決に向けた学びの更なる充実が必要となっています。

対策（1）

生涯学習の推進体制の再構築

【概要】

県民が生涯にわたり学び続けていくことは、社会が急速に変化し個人の価値観が多様化していく中で、一人一人が自己実現を図りながら心豊かな人生を送っていくために、大変重要です。

また、本県が抱えるさまざまな課題を解決していく人材を確保するためには、将来の高知県を担う子どもたちの成長に期待するのみならず、社会で活躍中の大人たちにもその能力を不断に高めてもらう必要があります。特に、高齢化が急激に進む中、今後増え続けるシニア層の力を社会のために生かしていくことは、社会の活力の維持向上に寄与するだけでなく、本人たちの生きがいくつくりにもつながります。

一方で、少子化、高齢化や過疎化、核家族化等を背景として、本県の社会教育活動を支える人材や団体の基盤は弱ってきています。

このため、現に社会教育を担っている関係者の持てる力を十分に生かしていただけるよう努めるとともに、これまで必ずしも社会教育に携わってこなかった人材の掘り起こしも図ることにより、生涯学習の推進体制を再構築していきます。

【主な取組】

①社会教育関係者の専門的な資質・能力の向上を目指した研修を充実させるとともに、社会教育の指導的立場にある社会教育主事の養成を推進し、地域の学びを支える人材の育成を図ります。

また、PTAをはじめとする社会教育関係団体の活動を支援するとともに、社会教育関係団体が多様な実践事例に学ぶ機会として交流会を開催することなどにより、関係者の輪を拡げます。

（具体的な事業）

- ・社会教育推進人材育成事業
- ・社会教育活動活性化支援事業

第5章 基本方向ごとの施策【基本方向6 生涯にわたって学び続ける環境をつくる】

②県民の多様な生涯学習ニーズに対応し、県民の学びを次の学びへとつなげていくため、市町村や民間・大学等と連携し、生涯学習に関する情報提供機能の強化を図ります。

（具体的な事業）

・生涯学習活性化推進事業

対策（1）の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
県・市町村教育委員会及び公民館（類似施設含む） における社会教育学級・講座数（教育委員会所管分）	4,976		5,000 以上

対策（2） 新図書館等複合施設を核とした県民の読書環境・情報環境の充実

【概 要】

図書館は、住民の日常的な学習・文化活動を支援する施設であると同時に、「知」の拠点、情報の拠点として地域の発展に欠かせない施設です。

オーテピア高知図書館は、「地域を支える情報拠点」として、県民の仕事や暮らしに役立ち、併せて県民の読書環境・情報環境の充実・向上を図るため、「オーテピア高知図書館サービス計画」に基づき、図書の貸出し等に加えて、関係機関と連携・協働しながら課題解決を支援するサービスや取組をはじめ、社会状況や県民のニーズの変化等に応じた様々なサービスを実施します。

また、県民がそれぞれの地域で読書し、役立つ情報が得られるよう、市町村立図書館や県立学校等の状況に応じた支援の充実・強化のほか、オーテピア高知図書館の行うサービスの周知などに取り組みます。

【主な取組】

①県民の知的ニーズに応えるとともに、課題解決を支援するための図書館機能のさらなる充実に向け、司書の専門性の向上や資料の充実、関係機関と連携したサービスの提供等に取り組みます。

②住む場所にかかわらず、県民が等しく、必要な図書館サービスが受けられるよう、市町村立図書館等への協力貸出や巡回訪問、県立学校等への団体貸出のほか、図書館職員等を対象とした研修を実施するなど、市町村立図書館等に対する支援を行います。

また、図書館が実施している様々なサービスについて、ホームページやブログなどを活用し、周知を図ります。

（具体的な事業）

①～②

・図書館活動事業

③子どもに小さい頃から読書に親しむ習慣を身に付けてもらうため、「高知県子ども読書活動推進計画」に基づき、乳幼児期から本に触れる機会の提供や、読書の魅力を発信する読書ボランティアの養成などを行います。

④県内全域の図書館振興に向け、市町村教育長との協議や「高知県市町村立図書館振興協議会」の開催など「高知県図書館振興計画」に基づく取組を着実に進めます。

（具体的な事業）

③～④

・読書活動推進事業

対策（2）の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
県民一人当たりの図書貸出冊数	3.9 冊 (H29 年度)	全国平均 5.4 冊 (H28 年度)	4.2 冊以上
市町村への協力貸出冊数	17,487 冊 ※H31.1 月末時点		32,000 冊以上
オーテピア高知図書館におけるレファレンス件数	22,100 件 ※H31.1 月末時点		

対策（3） 子どもも大人も学び合う地域づくり

【概 要】

本県の全ての子どもたちが社会の中で生きる力を育むためには、学校教育のみにとどまらず、地域社会全体で子どもたちを育てていくことが必要です。このことは、昔に比べて地域コミュニティの活力が失われてきているといった指摘がある中で、子どもたちを育むという共通の目的のもと、地域コミュニティが活気を取り戻すことにもつながります。とりわけ、地域の大人がさまざまな体験活動を通して地域の文化や歴史を子どもたちに伝えていくことは、子どもたちの郷土への愛着と誇りを育む上で鍵となります。

一方、子どもたちに何かを教えるためには、まずは大人たち自らが、改めて学習をしなければなりません。地域全体で子どもを見守り育てる体制をつくることにより、子どもも大人も学び合う地域づくりを進めます。

【主な取組】

①地域学校協働本部や放課後子ども教室に多くの地域住民が参画し、学習活動への支援にとどまらず、子どもたちの地域行事や清掃活動への参加などさまざまな体験活動を支援するなどの取組を充実させることにより、地域住民と子どもたちとの交流を深め、地域コミュニティの活性化につなげます。このような取組を進める上で地域において中核的な役割を担う地域コーディネーターの育成・確保を図ります。

（具体的な事業）

- ・地域学校協働活動推進事業
- ・新・放課後子ども総合プラン推進事業

②より多く、より幅広い層の地域住民や団体等により主体的に学校における子どもたちの育ちに関わっていただくため、定期的に地域住民等と学校とが話し合う場を学校区ごとに設置し、地域の方々により深く子どもたちの現状を知っていただくとともに、地域の声を学校の活動

第5章 基本方向ごとの施策【基本方向6 生涯にわたって学び続ける環境をつくる】

に反映させる形をつくることで、地域と学校がパートナーとして子どもたちを見守り育てる「地域学校協働本部」の活動を推進していきます。

（具体的な事業）

・地域学校協働活動推進事業

③県立青少年教育施設等において、子どもも大人も参加できる魅力的な体験プログラムを実施します。

（具体的な事業）

・青少年教育施設振興事業

④小・中学校等における、長期間の集団での宿泊活動を通して、さまざまな自然体験や社会体験を行う取組を支援します。

（具体的な事業）

・自然体験活動の推進

⑤高知市が設置する高知みらい科学館の運営支援を通じて、県内全域を対象とした理科教育・科学文化振興を図ります。

（具体的な事業）

・高知みらい科学館運営事業

⑥自然体験や環境学習を推進する指導者を学校や青少年育成団体等の求めに応じて派遣します。

（具体的な事業）

・自然体験活動の推進

対策 (3)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加している学校の割合(当てはまる・どちらかといえば当てはまると回答した割合)【再掲】	・小:95.3% ・中:88.2%	全国平均 ・小:97.7 ・中:90.4	・小:100% ・中:100%
地域学校協働本部が設置された学校数【再掲】	・小:154校 ・中:86校 ・義務:2校		・小:150校以上 ・中:80校以上
放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置率(小学校)【再掲】	95.8%		95%以上
県立青少年教育施設の利用者数(小・中・高校生)	104,686人 ※H30.12月現在		160,000人以上
高知県版地域学校協働本部の仕組みを構築した小中・学校の割合	—		40%以上

基本方向7 文化財の保存と活用を図る

文化財の適切な保存と調査研究を進めることにより、文化財の価値の維持と向上に努め、後世に伝えていきます。また、その活用を図ることにより、県民が文化財についての理解を深めたり、地域の歴史を身近に感じたりする機会を充実させるとともに、地域の活性化にもつなげていきます。

課題 ・文化財の価値を維持・拡大し、後世に伝えるための対応が十分ではありません。

対策(1) 高知城の保存管理と整備の推進

【概要】

次世代に高知城（国史跡・重要文化財）を良い状態で引き継ぐため、適正な管理や計画的な修理と併せて、継続的な景観の改善に取り組めます。また、文化財的価値についての理解を深めるため、高知城歴史博物館と連携した取組や重要文化財建造物の調査を推進します。

【主な取組】

①高知城は、多くの建造物が建築後 200 年を超え、昭和の解体修理からも 60 年が経過しており、保全のための対応が必要な箇所が増加しています。このため、引き続き適切な維持修繕に取り組むとともに、南海トラフ地震に備えるための取組を進めます。

②高知城を訪れる方々の満足度の向上を図るため、継続的な景観対策等を行います。

③高知城の文化財的価値についての理解を深めるため、高知城歴史博物館と連携し、現地講座の開催や建造物内の説明看板の改修（多言語化）などの取組を行うとともに、重要文化財建造物の調査を行います。

（具体的な事業）

①～③

・高知城保存管理事業

対策(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
高知城の入場者数	302,410 人(うち小・中・ 高校生 44,944 人) ※H31.1 月現在		270,000 人以上 (うち小・中・高校 生 38,000 人以上)

対策(2) 文化財の保存と活用の推進

【概要】

国・県指定文化財の保存上必要な事業に対する財政的支援や技術的指導を行うとともに、不足している文化財建造物に関する専門的知識を持つ人材を育成することや、文化財の計画的な調査を実施することにより、文化財的価値の向上に資する文化財の保存と活用を推進します。

【主な取組】

①国・県指定文化財の保存と活用を図るため、文化財に関する専門知識を持つ文化財保護指導員や市町村教育委員会と連携した文化財に対する巡視活動等に基づき、文化財の保存上必要な事業に対する財政的支援や技術的指導を行います。

②文化財建造物に関する専門的知識を身に付けた人材を育成するため、講座等を開催します。

③文化財を保存し後世に伝えとともに、その価値についての理解を深めるため、計画的な調査と文化財指定等を行います。

(具体的な事業)

①～③

・文化財管理調査事業

対策(3) 埋蔵文化財の発掘調査・保護の推進

【概要】

埋蔵文化財を通して文化の振興や地域に対する愛着を高めるため、開発事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査を円滑に実施し出土遺物を保存するとともに、市町村との連携により地域の歴史や文化を知る機会を設けるなど、埋蔵文化財の発掘調査や保護を推進します。

【主な取組】

①開発事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査を円滑に行うため、事前の試掘確認調査を実施するとともに、関係機関と十分に連携します。

(具体的な事業)

・埋蔵文化財発掘調査事業

②埋蔵文化財の適切な保存と活用を図るため、発掘調査で出土した遺物は、埋蔵文化財センターで適切に保存するとともに、各種講座や市町村と連携した地域展等を開催します。

(具体的な事業)

・埋蔵文化財センター管理運営事業